

## 会 議 録

会議の名称		令和6年度第4回つくば市環境審議会（第2回：基本計画中間見直し及び区域施策編改定）		
開催日時		令和7年1月31日（金）開会10:00 閉会12:00		
開催場所		つくば市役所2階職員研修室		
事務局（担当課）		生活環境部環境政策課		
出席者	委員	鈴木 石根委員（会長）、松橋 啓介委員、野中 勝利委員、宮本 純委員、吉野 邦彦委員、丸井 敦尚委員（副会長）、井本 由香利委員、杉田 文委員、河井 紘輔委員、浅野 英公子委員、勝呂 信介委員、北浦 伸幸委員、木下 潔委員		
	事務局	伊藤 智治生活環境部長、植木 亨生活環境部次長、渡邊 俊吾生活環境部次長兼環境政策課長、寺田 剛士環境政策課長補佐、大見 一裕環境政策課長補佐兼係長、千田 智之係長、風巻 玲子係長、吉田 奈月主査、植木 祐太主任、山村 恵理子主任、黄川田 梨花主事、舛井 岳人主事、松本 佳菜子主事 （計画改定業務受託者：株式会社エックス都市研究所 永富、河野、古川、横田）		
	その他	生活環境部環境保全課、生活環境部環境衛生課		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	2名
非公開の場合はその理由				
議題		「第3次つくば市環境基本計画」の中間見直し等について		
会議録署名人	松橋 啓介委員 宮本 純委員	確定年月日	年 月 日	
会議次第	1 開会 2 議事 (1) 「第3次つくば市環境基本計画」中間見直しの進め方及び実績振り返りについて (2) 「つくば市環境審議会専門部会開催要項」一部改正について (3) 「つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会」からの報告 3 その他 4 閉会			

## 1 開会

事務局：本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから、令和6年度第4回つくば市環境審議会を開会いたします。つくば市環境審議会条例第5条の規定に基づき、審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと定められています。本日は、委員15名のうち、オンラインの井本委員、吉野委員を含め、13名に出席いただき、過半数を満たしていることを御報告いたします。ここで、新たに就任いただいた委員の御紹介をさせていただきます。市議会議員の任期満了に伴い、前任の高野 文男委員に代わりまして浅野 英公子委員に就任いただきました。よろしくお願いたします。本日の審議会は、会議録作成のため、録音させていただきます。なお、本審議会は公開としており、傍聴人の参加と資料の閲覧が可能となっています。本日の会は、前回の10月の審議会で諮問させていただきました「第3次つくば市環境基本計画」の中間見直しを主なテーマとして御意見をいただきたいと考えています。また、「つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会」からの報告を予定しています。それでは、つくば市環境審議会条例第5条に従い、議事の進行を鈴木会長にお願いいたします。

## 2 議事(1)「第3次つくば市環境基本計画」中間見直しの進め方及び実績振り返りについて

鈴木会長：本日の議事は次第にあるように(1)から(3)とその他を予定しています。次第の2議事(1)「第3次つくば市環境基本計画」中間見直しの進め方及び実績振り返りについて、事務局より資料1-1の説明をお願いします。

事務局：資料1-1の御説明に入る前に、次第の議事が一部変更となっていますので、御説明させていただきます。開催案内送付時には、アンケートの進め方という議事が入っていましたが、議事から除かせていただき、「その他」で御説明いたします。資料の1-1の説明をさせていただきます。(中間見直しの検討事項、検討の流れについて：資料1-1参照)

鈴木会長：事務局からは中間見直しの検討事項、検討の流れについて説明がありました。御意見はございますか。

丸井委員：2ページ目の左下の赤枠で囲ったところに記載の評価指標について。第6次きれいなまちづくり行動計画という成果指標としている箇所が評価指標に相当する基準だと思うのですが、それでよろしいですか。例えば第6次

きれいなまちづくり行動計画の、28、29ページのアダプトパーク事業の一覧の成果指標の記載などです。

事務局：今言われた成果指標は、きれいなまちづくり行動計画の成果指標という位置付けで、それが環境基本計画でも成果指標となるかという御質問でよろしいですか。

丸井委員：ここでいうと評価指標と書いてありますが、市民の皆様も評価指標と成果指標が違うのか、同じなのかということがわからないかと思います。

事務局：環境基本計画で設定しています評価指標は、例えば環境基本計画19ページの記載が基本目標1に関わる計画の成果を測る評価指標という設定です。環境基本計画では、基本目標ごとに評価指標を設けています。

丸井委員：評価指標を評価するための基準は、どちらに書いてありますか。

事務局：評価指標を評価するための基準、目標は、同じページに記載しています。

丸井委員：目標が基準だと思ってよろしいですね。目標を達成しているか、達成していないかという基準はないのですか。

事務局：目標年度ごとに見ることにはなりますが、中間評価はしています。後程、資料でも御説明いたします。

丸井委員：承知しました。今後も会議があると思うのですが、PDCAサイクルの中での進捗具合を、例えばエクセルシートのようなもの書かれてどこが足りないどこが上手くいっているなど、評価をされると思ってよろしいですか。

事務局：はい。

丸井委員：わかりました。ありがとうございます。

松橋委員：第3次つくば市環境基本計画の3ページ目に環境基本計画には個別計画が関連すると書いてあります。個別計画というのは地球温暖化対策実行計画や一般廃棄物処理基本計画などですね。「今後策定する個別の計画は本計画との整合を図る」との記載についてですが、今後個別計画も中間見直しをするのでしょうか。

事務局：個別計画については、それぞれ計画の策定年度があります。それぞれの年度終了や改定のタイミングで、環境基本計画の内容に合わせる形で改定

を進めるということになります。その中でも特に、地球温暖化対策実行計画については、終了年度を合わせ、環境基本計画に包含するような形で、整合をとれるように策定をしたいと考えています。

松橋委員：わかりました。資料1-1の3ページに、今後の見直し審議会の流れ、タイミングがありますが、ここで決めた内容がそのまま実行計画の内容になるのか、あるいは、並行して実行計画策定のための委員会を開いて、同じものにするのか、そのあたりの関係が分からないです。個別計画での議論と、審議会での議論を、何かうまく分担できるのであればその方がいいのかと、あるいは何か戦略があるのかと思ったので、お伺いした次第です。

事務局：後程また御説明させていただく予定ですが、特に地球温暖化対策実行計画については同時に改定を行うので、専門部会を今後開催していきたいと思っています。地球温暖化対策分野については専門部会に委ねるような形で審議し、基本計画と整合をとりながら進め、最後は審議会に議論の結果を報告して承認をいただいた上で、一つの計画にまとめるという進め方を考えています。また、既存の個別計画がある分野もあるので、整合を図りながら、それでもなおかつ「もう一歩進めた方がいい」などの御意見をいただきながら進めていきたいと考えています。全部を最初から見直すより、今あるベースを生かしながら先ほど申し上げた「バックキャストの視点で見てここはこうあるべき」という議論も踏まえ、バックキャスト・フォアキャストの両方の手法を使い見直しを進めていきたいと考えています。

河井委員：同じく資料1-1の3ページですが、中間見直し審議会の範囲に、個別事業が入っていないところの確認です。少なくとも基本目標3の資源循環のところを拝見しますと、個別事業、いわゆる取り組みを頑張って達成したとしても、評価指標の排出量やリサイクル率が達成できるとは思えません。個別事業は何のためにあるのか、施策との紐づけがわからないといいますか、とりあえずメニューはあるものの本当にそれを一生懸命やったら上位目標に到達、達成するのかというところの整合性が弱いと感じています。個別事業の見直しはどの段階でやるのかという質問です。

事務局：施策を検討する段階、例えば見直しの審議会4、5回目の時に施策の柱や施策の内容を御議論いただく機会に、実際には基本計画の中身、施策の方向性を記載するのですが、ここで書いたものが個別事業に繋がっていくものと考えています。今御指摘いただいたように、個別事業をやると、施策が達成できるのかというストーリーが、今の計画では少し弱いと感じています。

一度そのような「目標を達成するためにこの施策が必要、この施策を達成するためにこの事業が必要」というストーリーを整理しまして、それを御覧いただいた上で、この内容で合っているか、きちんと整合がとれているか、といった流れを確認いただきたいと考えています。現計画ではその辺りが弱いと事務局としても課題として感じています。

鈴木会長：続きまして現基本計画の実績の振り返りの資料について、事務局より御説明をお願いします。

事務局：（資料1-2の見方、基本目標1の実績の振り返りについて：資料1-2、資料1-3参照）

鈴木会長：基本目標1について説明がありましたが、資料1-3で、事務局からQ1からQ3が挙げられています。まずQ1とQ2について、御意見を伺いたいと思います。

浅野委員：④のところで、「燃料電池、蓄電池への補助を継続」が指標となっていますが、一般の住宅での整備状況や、CO<sub>2</sub>に関するデータを収集することは可能でしょうか。また、できればそういうことを見える化することによって、市民の方にも蓄電池の有用性が広まるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。指標の追加という点で意見を申し上げました。

事務局：CO<sub>2</sub>を削減することを目標として市民向けの奨励金事業を行っています。そちらについては1件につきどれくらいのCO<sub>2</sub>削減効果があるのか計測をし、データをまとめ、報告しています。評価指標としてつくば市全体の温室効果ガス排出量を設けていまして、それを分解するような形で、蓄電池を1件置く効果など、今後個別の事業を設計していく際に指標として使っていくことは可能だと考えています。また、成果について、今は報告書のような形で市民の方に公表していますが、少し見づらいというところはあるかと思っていますので、そうした効果をまとめまして、「省エネ住宅に住むといいことがある」、「市民の方にもこんなメリットがある」というところをPR資料として作っていきたいと考えています。

木下委員：整理させていただきたいのですが、低炭素モデル都市を作るとするのは、「温室効果ガスはあまり出さないようにしましょう」ということだと思います。この「出さないようにしましょう」ということは、要するに交通系や住宅系、その他教育系のような感じかと思います。交通系の場合は、「車はタクシーやカーシェアリングにしましょう」や、「電気自動車やハイブリ

ッドにもっていきましょう」などがあり、あとはその補助をやっていく。住宅系は、「新しく建てる家については、できるだけZEHに近いものにしましょう」ということで燃料電池などを入れていく。公共施設については、「エネルギーを上手に使うように改装していく」という、そんなじっくりした流れでよろしいですかね。たくさんあるのでどれが効いているのかよくわからないのですが、方向性というのはそのような理解でよろしいでしょうか。

事務局：方向性としては、目標があって、施策の柱があって、そのための施策があってという形で、今、木下委員におっしゃっていただいたとおりと考えています。

木下委員：わかりました。どれが一番効くのですか。根本に効くとか、数値化していくのかとか、その辺を考えていかないと。何となく全部やってしまってもなかなか見えてこない気がするのですがいかがでしょう。

事務局：本質的な御質問ありがとうございます。どれもやっていかないといけないところは確かにありますが、その中でもつくば市ならではの温室効果ガス排出量の特徴があるので、そこを加味しながら、今後限られた予算もあるので、強弱をつけていくところもあり得るかと考えています。計画の中でも事業者の脱炭素化という、実際には少し進捗があまりよくないといいますが、まだアプローチできていない部分もあります。事業者や研究機関も含めた脱炭素化を促進することや、運輸部門も排出量が多いという特徴があるので、そういった部分に対するアプローチなどを今後特に強化していかないと考えています。

木下委員：それを入れたらいいのではないのでしょうか。それを入れるのが一番効くような気がするのですが。まだ入っていない理由はやりにくいからでしょうか。

事務局：事業者向けとなりますと、率直にいうと難しいところもあり、これまでなかなか実現まで至っていないところがあります。ただ、課題としては大きなものだとは認識していますので、改めて具現化したいと考えています。

木下委員：やはり一番大きいところを狙わないと評価指標(A)はいつまでも「遅れ」のままになる気がします。是非とも考えていただきたいです。難しいとは思いますが何かやらないと前に進まないと思います。

河井委員：評価指標(A)がすべてかなと思います。(B)、(C)はもはや個別指標で

しょう。ここを見直しの段階で組み替えていただくのがいいと個人的に思っています。また、基本目標の中で、最後に気候変動適応策についても言及があり、適応の観点で指標があってもいいとも思いました。つまり緩和策という意味ではGHGの排出量で、適応策の方で何らかの指標があるのがいいのかなと思います。あと、松橋委員に尽力いただいた気候市民会議も提言が出ましたので、気候市民会議の成果を積極的に取り入れるような建て付けがよいのかと思います。

事務局：今おっしゃっていただいた気候市民会議の提言ロードマップの内容ももちろん見直しの中に入れていきます。特に力を入れていきたいところとしては先ほど私が申し上げたようなものと、あと市民の方からいただいたロードマップの内容も入れていきたいと考えています。また適応については、今の時点では指標がないところも課題の1つだと考えています。一応(C)の市民満足度調査「低炭素社会の推進」の満足度というのが、適応も含めての満足度であるのではないかと分析もしているのですが、ただ、はっきりとそういえるのかということも今後検討します。適応について、しかるべき指標を検討していきたいと考えています。並行して、(A)(B)(C)の粒感がそろってないところもありますので、先ほど申し上げたストーリーを持って、資料についても整理していきたいと考えています。

杉田委員：全く専門外なので一市民としての感想、意見です。先ほど事業者の話がありましたが、事業者に削減報告書のようなものを作っていただくなどの、啓発は必要かと思いました。それからQ1に関しては9つも施策があります。どれもよい施策ですが、一市民としては、例えばつくタクやつくバスなど、周知がイマイチなように思います。市民が使わないと意味がないので、周知を強めることが全体の評価に繋がると思いました。それから、基本的に私もよく理解していないのかもしれないですが、市民の満足度というのは、「満足した」方がよいのか。「もっとできるのではないかと」市民が思った方がよいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

事務局：満足度ではなく、不満足度という考え方もあると思います。また、地球温暖化対策を危機として捉えているかという認識を問うということもあり得るかと考えています。今回は御意見としていただきまして、今後検討させていただければと考えています。また、施策をやっているにも関わらずPRが足りないところは、おっしゃるとおりだと認識しています。温暖化対策に関して、先ほど申し上げた省エネ住宅のよさをPRするところや、つくバス、

つくたくを使いやすくするために「こういうふうになれば便利に乗れる」というところもPRしていく、その辺りも環境政策課が旗を振っていますが、各部署と連携しながら、うまく相乗効果を出せるように進めていきたいと考えています。

松橋委員：気候市民会議つくばの提言を実現するためのロードマップとして、70から80ぐらいの実施内容が挙げられています。それが施策などを見直す基礎資料になるのかと思うので、是非やっていただければと思います。その時に温室効果ガスの排出量の削減に効果大きいものを特にピックアップして選んでいくなど、それから、施策の柱についてもこれが基本でもよいのかなと思うのですが、必要な部分は組み換えなどをしていただければと思います。具体的なことは事務局でも検討いただいて、また専門部会でも検討する形で進めていただければと思います。

丸井委員：資料1-3で、Q 1～4と多くの質問があります。これは事務局が審議会の各委員に対して質問しているように見えます。今後の議題として取り上げるということを念頭に書かれた質問だと思ってよろしいでしょうか。

事務局：特に今日に関しては、結論を出す場とは考えておりません。今回の趣旨としては、このような例や現状について説明をさせていただいて、御意見をいただきたいという位置付けになります。

丸井委員：一つ一つに対しての回答はしなくてもよろしいのですか。あった方がよいのでしょうか。

事務局：今日の段階で、御意見をいただいても大丈夫ですが、次回以降、それぞれ決めていく場で進めていく形を考えています。

丸井委員：例えば、目標2にグリーンで書かれたページがございます。評価指標のところには点を打っていますが、施策によっては評価指標に該当しない空欄のところもいくつかあります。ということは、この施策については評価指標がないから評価できないということか、それとも新しい評価指標を作ることでしょうか。

事務局：この後の進め方としては、それぞれの基本目標ごとに確認させていただきますが、今の御質問は、「評価指標と関連していない施策があるが、ここはどうするのか」という意味合いかと思います。評価指標が各施策に全てひもづいているのが分かりやすいわけですが、基本的には目標や将来像を実

現するために適切な評価指標が設定されているかという見方をすると考えています。

丸井委員：意図は十分わかりましたが、しっかりと決めておかないと、あやふやになるので、出来れば将来に向けてお考えいただければと思います。

事務局：ありがとうございます。

鈴木会長：基本目標2に移りたいと思います。事務局から御説明をお願いします。

事務局：（基本目標2の実績の振り返りについて：資料1-2、資料1-3参照）

鈴木会長：説明に対して、御意見や御質問はございますか。

浅野委員：例えば先ほど丸井委員から、指標が何もないところがあるという御指摘がありました。④外来種対策の推進はおそらく生物多様性つくば戦略に入ってくるのではないかと個人的に考えています。この辺りはいかがでしょうか。

環境保全課：まず外来種対策の現状と今後ということでお話しさせていただきます。外来種対策で最近問題になっていますのはアライグマです。かなり繁殖しています。こちらは市民の方から苦情をいただいて、それを処分するような形で進めています。また、最近多くなってきているのが、カミキリムシです。特定外来生物のクビアカツヤカミキリ、ツヤハダゴマダラカミキリがここ2、3年で多くなっています。こちらは市民の方から情報をいただきまして、環境保全課、公園などの施設管理をしているところとで現地を確認しています。その他情報がありますのがセアカゴケグモです。こうした情報を収集しながら、現在はホームページ等で市民の皆様に公表しています。今後、外来種対策については計画などを策定していきたいと考えています。

浅野委員：今の御回答だと生物多様性つくば戦略には、特定外来種対策は入らないという理解でよろしいですか。

環境保全課：生物多様性つくば戦略の中には取り込んでいます。

浅野委員：そうしますと(B)のところに黒丸がつくのではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

事務局：そのとおりです。そのように、記載したいと思います。

木下委員：評価指標(A)はずっと下がってきているのですが、回復する可能性はあるのでしょうか。例えば5年後とか、最終年度に回復する目安はついているのですか。

事務局：緑地面積はあくまで量で指標を設定しています。我々も公園・施設課という緑地を担当している部門とも打ち合わせをしていますが、山林原野面積と農地面積がこの面積をおよそ9割占めており、回復傾向という御指摘でいいますと、まだつくば市は幸い人口が増えており、住宅や業務用地などに転用されていっている現状があるため、極めて難しい状況だと考えています。当然当初に設定したような緑地の規模を保つということも重要だと考えていますが、この視点に加えて、質を高めていくということも今後重要になるということも確認しています。今後はこの指標を続けつつ、質を評価する指標も加えていくなど、多面的な評価を行えるようにできればと考えています。

木下委員：面積については今後見直す方針でよいかと質問いただいておりますが、見直さざるを得ないということですね。「全体として減っているが、質は上がっている」のような評価を数値化できるのであれば、それを探していかなければいけないということですね。わかりました。

浅野委員：関連質問です。基本的なことですが、緑地の質を上げるという指標について、具体的にどのようなことが考えられるのか教えてください。

事務局：緑の基本計画は同じタイミングで改定をしています。その関連もあり、環境基本計画と緑の基本計画と同じ方向性で計画を作っていきたいと意見交換をしているところです。質を評価するためにはどのような指標がよいか、公園・施設課とも意見交換をしているのですが、まだ見つけられてない状況です。次回以降、事務局案を御提示する段階までには整理をして、いくつか案をお示しできればと考えています。

浅野委員：施策⑧「グリーンバンク事業の継続」についてです。言葉としては、グリーンバンクは昨年12月ですべて解消されて、農地中間管理機構に移行されていると思います。そちらは単に用語の修正をお願いします。グリーンバンクは遊休農地をマッチングしていくわけですが、単に継続というか、農業基本計画にも落とし込むということですが、こちらの審議会の計画としては、どこまで書き込むべきなのか、もう少し拡充ということで、例えば先進自治体を見習うとかそのようなところまでやるのか、その辺りについて何かお持ちでしたらお答えいただきたいです。農業政策課は来ていますか。

事務局：申しわけありませんが、農業政策課は来ておりません。次回以降、具体的な指標などを議論する際に改めて御説明させていただければと考えています。資料1-2の見方の一つにもなりますが、前半4年間の取組成果という形で、令和5年度までの実績評価がまとまっています。そこまでやってきたことの一つとしてグリーンバンク事業を継続して実施したという意味になっています。私も存じ上げていなかったのですが、今解消されて、後継事業になっているということなので、その内容も踏まえ、次期計画は具体的にどのような施策を立てるか、個別事業を設定するか検討していくという流れになるものと考えています。

松橋委員：施策⑫「開発に伴う緑地の減少を抑制」は実効性を上げるためには大事だとデータを見ても感じます。その実効性を上げるために、環境アセスメントのようなものが一番有効なのかと思うのですが、それは県でやることなのか、それとも市でも何か条例を作ったらできるのでしょうか。そのようなことがないと、質を担保しながら従前よりも、生物多様性、自然の質が悪化しないような開発を担保していくことはなかなかできないと思います。同様に脱炭素に関しても、たくさんエネルギーを使うデータセンターのようなものが立地する時には、例えば「再生可能エネルギーを100%利用する」という条件をつけたり、それをどのように達成していくつもりなのかという計画を出してもらったりするなど、新しい大きな開発に対して何か方法を持っていないと結局、「すごく大きな開発が来てしまい、生物多様性も失われ、炭素もたくさん出してしまったが、成長しているつくば市だから仕方ないですね」となってしまいうる気がします。新しい開発があるということは、新しいまちづくりをするチャンスでもあると思うので、できるだけ生物多様性を増やしていくとか、ゼロカーボンに近づけていくとか、そのようなことをリードするのだとすると、開発に対する事前評価が大事になると思います。そういうことも戦略として、環境アセスなり持続可能性アセスなり、何かツールとして持てるといいのかと思いました。何か方法があるのなら教えてください。

事務局：方法としましては、実際に都市計画部門での地区計画や、開発を行うにあたっての事前協議制度等がございます。今御指摘いただいたような緑地の面積を保全するとか、基準とか、もしくは守ったところに奨励金を出すとか、そういったことができるのかをまずは都市計画部門と協議して、この計画にも書き込めるかどうか、今後検討していきたいと思います。

松橋委員：環境影響評価はもう少し別のアプローチだと思うので、県でやれる

か市でやれるかを教えてください。

環境保全課：環境アセスメントの件ですが、県でやる形に現在のところはなっています。

事務局：つくば市では独自のアセス制度は持っていません。市町村で独自のアセスを制定して行うことは可能だと理解しています。

木下委員：資料1-3のQ5で、生物多様性つくば戦略がアウトプット指標であって策定した後はどうするのかという質問をいただいているのですが、やはり作った後のモニタリングがすごく大事なので、モニタリングはやっていかなくてははいけないと思います。モニタリングは、同じレベルでやるのではなくて、松竹梅は色々あると思うので、何か市独自で考え準備をしていただくと非常にありがたいと思います。そこまでいくと未来へつなぐ感じが出てくるかと。

鈴木会長：指標を設定して欲しいということですね。

木下委員：指標の設定ややり方ですね。やはり「生物多様性を未来につなぐ」というのは色々なレベルがあると思います。モニタリングというすごく大事なものは真剣に実施しないといけないと思うのですが、それを上手に分けていて、予算などの話はあるんですが、考えていただかないと実効性が出てこないと思います。

鈴木会長：御意見ありがとうございます。基本目標3に移りたいと思います。説明を事務局からお願いいたします。

事務局：（基本目標3の実績の振り返りについて：資料1-2、資料1-3参照）

鈴木会長：御説明ありがとうございます。事務局から資料1-3Q6、7という質問が出ていますが、委員の方から御意見や御質問があればお願いします。

北浦委員：資料では「市民一人当たりの」という表現になっています。温室効果ガスの排出量も全体ではなくて、つくば市は人口が増え温室効果ガスも増える中で減っているの、個人的にはすごく効果が上がっているのではないかと思います。遅れという表現も少しどうなのかなと思っています。温室効果ガスの排出量も一人当たり直すと、ひょっとしたらもっと下がっているのではないかと思います。そういう意味では、最終的なバックキャスティングというゴールを絶対ではなくて一人当たりと直したらいいのではないかと

いました。資源に関しては、事業系はどうかわかりませんが、少なくとも生活系は下がっています。ただこの場合、新型コロナによる影響も少し加味しないといけないので、そこを加味した考察みたいなものがあれば、なおよいのかなと思いました。

事務局：一つ目のCO<sub>2</sub>の排出量について一人当たりを取り入れたらいいのではないかという御意見に対してですが、おっしゃるとおりのところはございます。今全体でみていますので、一人当たりを出していけば、より減っているところは強調できるかと考えています。ただ現状、全体で取っている理由は、関連する地球温暖化対策実行計画の策定には、国の指針、策定マニュアルもありまして、それに則った形で策定しているので、全体値という形で目標を定めています。あと、つくば市としてはやはり全量を下げていかないといけないという目標がありますので、それに則った形で今全量のみを載せているという状況です。前提としてやはり人口が増えている自治体にとっては、全量下げていくというのは、かなり厳しい条件ではあります。ただ、厳しいからやれないといえないところはありますので、やはり全量を下げていくところが一番大事かと考えています。しかし、補足する指標として一人当たりというのは、とても重要な指標だと考えています。次の指標を設定する際には2つ目の見せ方という形で、一人当たりでみるとどれくらい減っているのかをみせるということも検討したいと考えています。

北浦委員：つくば市は人口が増えているがそれでも減らさないといけないということはよく分かりました。しかし、そうすると人口が減っている地域は何もしなくても減ります。それは少しおかしいですね。一人当たりで出さないと、今、国がそう言っているけど国全体としては一人当たりで出せるのでしようけど、地域別は絶対と言ってはいけませんが、見方が違うような仕様が必要になると思います。個人的には一人当たりの方がいいかなと。つくば市の人口が倍になれば、おのずと倍になってしまうのでそう思いました。

河井委員：Q6 事業系ごみの減量化の進捗がやや遅れているというところについてです。以前御説明があったと思いますが、つくば市の事業系ごみの排出量の場合は資源化した量も含まれるということです。一般的に事業者が資源化をすればするほど一般廃棄物から切り離されていくといえますか、少なくとも紙、ダンボールなどの紙ごみというのは、古紙問屋などに流れていくということで、廃棄物ではなくなっていく、カウントされなくなっていくので、まず量が少なく見えていきます。また、事業者が頑張っていてプラスチックごみ

を分けて資源化すると、これは一般廃棄物でなくて産業廃棄物になり、事業者が資源化すればするほど事業系一般廃棄物の排出量が減っていくというのが実態ではあります。ですが、つくば市の場合、少なくとも紙ごみについては引き続き一般廃棄物という扱いで排出量をカウントしているので、評価指標(B)の市民一人当たりの事業系ごみの排出量の進捗が少し遅れているという表現になっているのかなと思います。その対策は、なかなか難しいといえますか、具体的な例を出すと、とある政令市の場合、この10年間で事業者が資源化を促し、結果的に事業系ごみの排出が激減しています。それは単に資源化することによって一般廃棄物から逃れ、カウントしなくなったというだけなので、事業者からの排出量自体は実はそこまで変わっていません。つくば市の場合はカウントの仕方が違うのでこの様になっているので、どうしたらいいのかなど。最終的に結論が出ていないのですが、そのような状況だということをごまかして書いてもらいたいのかなというのが一点目です。それからQ7で、「他に指標は何かありますか」について、もう一つ挙げるとしたら最終処分量だと思っています。民間の埋立処分場がつくば市の焼却灰を受け入れなくなったことから、遠方まで焼却灰を運ばないといけない状況になりましたので、埋立処分量（あるいは最終処分量）をどれだけ減らしていくかというのは、この分野でも非常に大事な観点かと思っています。一人当たりにするか、全量にするかというのは、後々議論していけば良いです。

環境衛生課：一つ目について、我々も数字としては、目標に対し遅れという表現になってしまうことは常々悩ましいところだったので、非常に実情に合わせた御説明をしていただいて大変感謝しています。次の部分ですが、最終処分量について、現状、今御説明していただいたとおりですが、資源化について、今調整を進めています。そういったところも今後うまく進めていければと考えています。

浅野委員：一人当たりでは減っているという指摘がありましたが、全国的に見ると同程度の規模の自治体ではまだまだ多い方であり、決して少ない方ではないというデータも出ています。やはりここは少し厳しく見ていった方がいいのではないかと思います。もう一点、市民の方にお見せする時に常々気になっているのが、事業系ごみの市民一人当たりの排出量について多くの市民の方は、事業系ごみだから自分には関係ないと思われる方が多いのではないかと思います。事業系ごみというのは産業廃棄物と違い、例えば私がコンビニでお弁当を買い、自分の家で食べてそれを捨てるのだったら、プラごみなどになっていきます。しかし、例えばここで食べてここで捨てたら、それ

は事業系ごみになってしまいます。そのように自分たちの生活に密接に関わっているということを、これは啓発の部分になるのかもしれないですが、うまく市民に伝える方法はないのかなと思います。これは環境審議会か、一般廃棄物の審議会か、少し微妙なところではありますが、少し提起しておきたいと思います。

環境衛生課：特にごみ、廃棄物に関する問題は、一人一人の意識づけは非常に大事だと思っています。なので、PRは何か一つに頼るものではなく、多角的な方面から、様々な試みということを含めて、広く市民の方、事業者の方々にお知らせできるような広報を進めていければと考えています。

鈴木会長：続いて基本目標4に進みます。事務局より説明をお願いします。

事務局：（基本目標4の実績の振り返りについて：資料1-2、資料1-3参照）

鈴木会長：委員の方々から御意見、御質問はございますか。

木下委員：市民の環境不満足度について、前回アンケートをとられたということですが、自分の家の近所、住んでいる近所でのアンケートという感じでしょうか。

事務局：無作為抽出でアンケートを送付しお答えいただくので、基本的にはお住まいの周りと捉えています。

木下委員：そうするとやはり住んでいるエリアによって回答が変わると思います。例えば水の綺麗さといっても川の近くに住んでいたら川のことと思うし、公園の近くに住んでいたら池かと思うと思うので、エリア別にきちっと見ないと、何が何だかわかんなくなるような気がします。そこは解析の時にきちんとされた方がいいと思いました。

北浦委員：私も同じような意見を持っています。水といっても、水道水はおいしいよねということなのか本当に河川の水が綺麗なのかというのは、全然違うと思います。それから少し視点が違うのですが、人口が増えていって、果たしてこの綺麗な水道水を確保できるのかというのは少し懸念しています。仮に人口が3倍4倍になった時に、どこからが豊かかどうかわかりませんが、水道価格の単価にもよると思いますが、水をどうやって確保するのかというのが、何かそういう計画みたいなものがありますか。少し環境基本計画とは違うかもしれませんが、将来、空気はともかく水道は必須なので、どう

考えればいいのか、どう考えているのかお聞きしたいと思いました。

植木次長：水道の部署は出席しておりませんのでわかる範囲でお答えさせていただきます。上水道事業について、料金改定を絡めた審議会等を設けまして、話し合いを持って料金改定を4月から行うことになっています。それに当たって、将来の水道事業を試算していますので、確実に確保されながら水道事業もやっていけるというのを前提に考えて作られていると聞いています。

鈴木会長：アンケートをされないと、評価指標は出てこないのでしょうか。今後このアンケートはどのような予定になっているのですか。

事務局：アンケートの内容を決めていく段階で、これが必要か必要じゃないかも含めて、御意見いただきながら進めていきたいと考えています。

鈴木会長：アンケートとおっしゃったのは、今回議論するはずだったアンケートについてですか。

事務局：はい。

鈴木会長：基本目標5に移りたいと思います。御説明をお願いいたします。

事務局：（基本目標5の実績の振り返りについて：資料1-2、資料1-3参照）

鈴木会長：最初のQ9というところは追加すべき施策や強化すべき施策についての意見を求めたいということです。Q10とQ11は、見直してよいかどうかということ伺っているということです。委員の方から御意見、御質問があればお願いいたします。

浅野委員：評価指標(C)環境スタイルサポーターズ事業所会員のうち取組に参加した事業所数は関係する事業が廃止されたことによりデータ収集はできないということですが、SDGs関連のところで、環境に配慮した目標で行動しているとか、そういうことを指標に入れるというのは、検討の余地はありますか。

事務局：そのような様々な可能性も含めて検討させていただきたいと思っています。

木下委員：素人の質問ですが、環境配慮行動というのは何が含まれるのですか。

事務局：ここで設定しています当初の設問としては、エコマーク商品や有機野菜など環境に配慮した物品を購入しているかという設問です。

木下委員：ということは食べ物系の環境配慮ということですか。環境配慮は自然環境に配慮するイメージだったのですが、要するにオーガニックのものを食べたするりなどの割合ということなのですか。

事務局：食べ物も含みますし、エコマーク商品なので、食べ物以外も含んでいるという設問になっています。

木下委員：そうすると、例えばこの下の①と②の里山ウォーク等とはあまり関係ないということですか。どちらを目指しているのでしょうか。両方ですか。

事務局：配慮行動といった意味合いでは、様々な分野という考え方になるかと思えます。

河井委員：基本目標5は、その他の基本目標1から4に比べると、単なる取組なのかなという印象です。基本目標5というのは、その他の基本目標1から4を達成するための、特に市民に着目した手段なのかなと思うので、この基本目標5自体を特出ししているのは違和感があります。おそらくこの基本目標5の評価指標や施策、個別事業というのは、他の基本目標1から4のどこか複数に紐づいていると感じています。ですから個別に基本目標5だけを議論していると、何のためにやっているのか、少し迷子になってしまう印象があります。私の意見としては基本目標5を一回解体して、他の基本目標に入れ込むとか、そのような形がいいのかなと思います。一方で、基本目標5を衣替えするとしたら、「持続的な社会を形成する」とか、何かそのような目標に変えるなど、今の状況だと何を目標にしているのかという、少し曖昧さを感じるどころです。従って評価指標についても、これを聞いて知ってどうするのかなというのが率直な感想でした。それぞれの施策、或いは取り組み、個別支援事業については、これはこれで一個一個は着実にやっていくべきかとは思っているので、これを全部消去するというよりは、先ほど申し上げたとおり、他の目標にうまく連動させるような考え方もあるのかと思います。

北浦委員：同じように思っています。この基本目標5というのは、要するに計画の場合には目標と手段を取り違えています。基本目標5はあくまでも手段、方法論です。そこを区別すれば、基本目標5は、次の段階、下層の目標になるのかと思います。

鈴木会長：今、河井委員、北浦委員から、建設的な意見がございましたがいかがでしょうか。

松橋委員：同じように感じています。基本目標5の中には、1、2、3に触れる部分もありますし、それでも残る部分というのは4とくっつけるような形で何か見直した案みたいなものを次回検討できればありがたいなと思いました。

木下委員：細かいのですが、施策④つくばスタイル科の推進の真ん中に、稚魚の放流体験事業を継続的に実施とあります。稚魚はどこから来ているのでしょうか。今話題になっていて、変なところから稚魚が来ていたらまずいという話があちこちありますが大丈夫ですか。

事務局：結論から言うと、今年度でこの事業は終わります。なお、委員のおっしゃる視点では注意をして見ていまして、県内の別の河川から持ってくるというところまで確認しています。

木下委員：わかりました。ありがとうございます。

鈴木会長：皆様、活発な御意見ありがとうございました。続いて議事の(2)「つくば市環境審議会専門部会開催要項」一部改正についてです。事務局から御説明をお願いします。

## 2 議事(2)「つくば市環境審議会専門部会開催要項」一部改正について

事務局：（つくば市環境審議会専門部会開催要項の一部改正について：資料2参照）

鈴木会長：これは前回の会議の時に指摘があったところですが、このような改正案で進めるということではいかがでしょうか。

宮本委員：建議するということなのですが、これは審議会で建議を受けて、廃止を決議するということではよろしいでしょうか。

事務局：はい。そのとおりです。

宮本委員：いちいち決議するのが一瞬どうかと思ったので、例えば目的を達成したら自然に終了するとか、そういう建て付けでもいいのかなと個人的に思います。ケースバイケースになるかと思いますので御検討いただければと思います。

事務局：計画を作る専門部会でしたら計画を作り終わったらそのまま廃止という形になると考えているのですが、場合によっては、作った後の進捗管理も

専門部会で行うという可能性も考えています。やめるかやめないかというのを自然消滅ではなく建議するという形にしたいと考えています。

宮本委員：はい。大丈夫です。

河井委員：第6条報告等に「等」と入れたということですが、報告に入れ込むのはどうかという気はしました。新たに第7条で廃止の話にした方がよいのではないのでしょうか。

事務局：そのとおりにさせていただければと思います。次回、第7条を特出した改正案をお示しします。言い回しにつきましても改めてまたお諮りします。本日は、趣旨は問題ないかということをお決議いただければと考えています。

鈴木会長：では今事務局から御意見あったように、今回趣旨は了解し、書き方についてはもう一度確認するというので、今回は承認したということにさせていただきたいと思います。続いて議事(3)「つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会」からの報告です。部会長の野中委員より御報告をお願いします。

## 2 議事(3)「つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会」からの報告

野中委員：つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会で部会長を務めさせていただいた野中です。令和6年6月に市長から本審議会に諮問を受け、本専門部会に付議された「第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画の策定」について、8月、9月、そして今回の1月の計3回に渡り専門部会を開催し、すべての審議を終了しました。その結果として、お手元の資料3-1、3-2のとおり「第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画（案）」及び概要版を作成したので、本日、御報告させていただきます。詳細については、事務局から説明をお願いします。

環境保全課：（つくば市きれいなまちづくり行動計画の概要について：資料3-1参照）

鈴木会長：野中部会長をはじめ部会委員の皆様におかれましては、第6次計画の策定について御審議いただき、ありがとうございます。審議会としては、ただいま御報告がありました「第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画（案）」を答申案としたいと思いますが、異議はございませんでしょうか。

鈴木会長：ありがとうございます。それでは、答申案については、御審議いただいたとおりとさせていただきます。事務局から何かありますでしょうか。

環境保全課：ただいま承認いただきました答申案について、2月に鈴木会長と野中部会長より市長へ答申していただく予定です。また、今回の専門部会からの御報告を持ちまして、「つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会」は廃止とさせていただきます。それに伴い、「つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会設置要項」についても廃止とさせていただきます。野中部会長をはじめ、部会委員の宮本委員、丸井委員、北浦委員、木下委員におかれましては、御多忙の中、専門部会に御尽力いただき、誠にありがとうございました。

鈴木会長：予定されていた議事は終了しました。特に一番目の基本目標1～5については、たくさん御意見いただきありがとうございました。事務局で今日の議論を踏まえて計画に役立てていただけたと思います。

北浦委員：計画には冊子があると思うのですが、つくば市きれいなまちづくり行動計画も同じように冊子を作ることになると思います。現状は紙の質が非常によすぎると思うので、再生紙も含めて、検討していただけないかと思いました。

環境保全課：かしこまりました。製本の際に、検討させていただきますと思います。

### 3 その他

事務局：3その他について、事務局からいくつか御案内があります。今、きれいなまちづくり行動計画の専門部会から御報告がございましたが、同じく前回御案内させていただきました地球温暖化対策実行計画改定のための専門部会についての御連絡です。本来であれば動いているところであったのですが、多少スケジュールが遅れておりまして、来月より専門部会を開催していきたいと考えています。今回、専門部会を開催するにあたり、きれいなまちづくりと同様に、審議会委員様の中で、部会への参加を希望される方を、お伺いしたいと考えています。期間が短くて大変恐縮ですが、来週2月4日火曜日までに、環境政策課宛にメールや電話等で御連絡をいただけますと幸いです。よろしく願いいたします。

事務局：続きまして2点目です。アンケート調査についてです。次回の審議会

において設問等をお示しし、その後メールでの御確認等を行い、4月、5月で配布して、6月の審議会の場で結果等を御提示するような予定で考えています。

事務局：3点目です。今後の審議会のスケジュールについて説明いたします。次回は3月の中旬ごろを予定しています。その次が5月を予定しています。5月は計画の見直しではなく、例年行っている計画の進捗管理のための審議会を予定しています。その次が6月に見直しのための審議会を予定しています。早めに日程調整をさせていただきたいと思っているので、引き続きよろしく願いいたします。

事務局：最後に会議録についてです。前回お願いしましたように、会議録署名人をお二方に、名簿順でお願いしたいと思います。今回は松橋委員と、宮本委員にお願いできればと考えています。よろしく願いいたします。

#### 4 閉会

事務局：以上で本日の会議は終了となります。長時間にわたり、ありがとうございました。

令和6年度第4回つくば市環境審議会  
(第2回：基本計画中間見直し及び区域施策編改定)

次 第

日 時：令和7年1月31日（金）10:00～12:00  
場 所：つくば市役所2階職員研修室

1 開会

2 議事

- (1) 「第3次つくば市環境基本計画」中間見直しの進め方及び実績振り返りに  
ついて
- (2) 「つくば市環境審議会専門部会開催要項」一部改正について
- (3) 「つくば市きれいなまちづくり行動計画検討専門部会」からの報告

3 その他

4 閉会

## 配付資料一覧

### (1) 関係

資料 1-1 「第3次つくば市環境基本計画」中間見直しの検討事項・検討の流れ

資料 1-2 現基本計画の前半4年間の実績の振り返り

資料 1-3 現基本計画の実績の振り返りについての質問票

### (2) 関係

資料 2 つくば市環境審議会専門部会開催要項（改正案）

### (3) 関係

資料 3-1 第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画（案）

資料 3-2 第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画（案）概要版

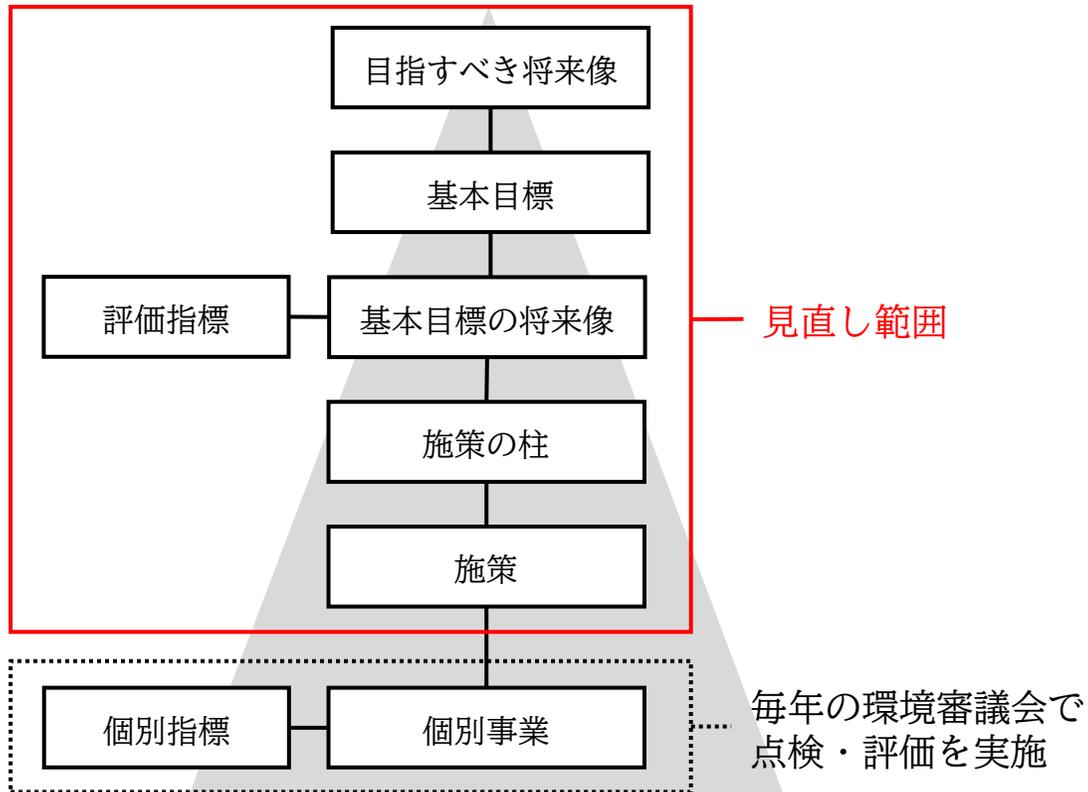
「第3次つくば市環境基本計画」中間見直しの  
検討事項・検討の流れ

# 中間見直しの方針

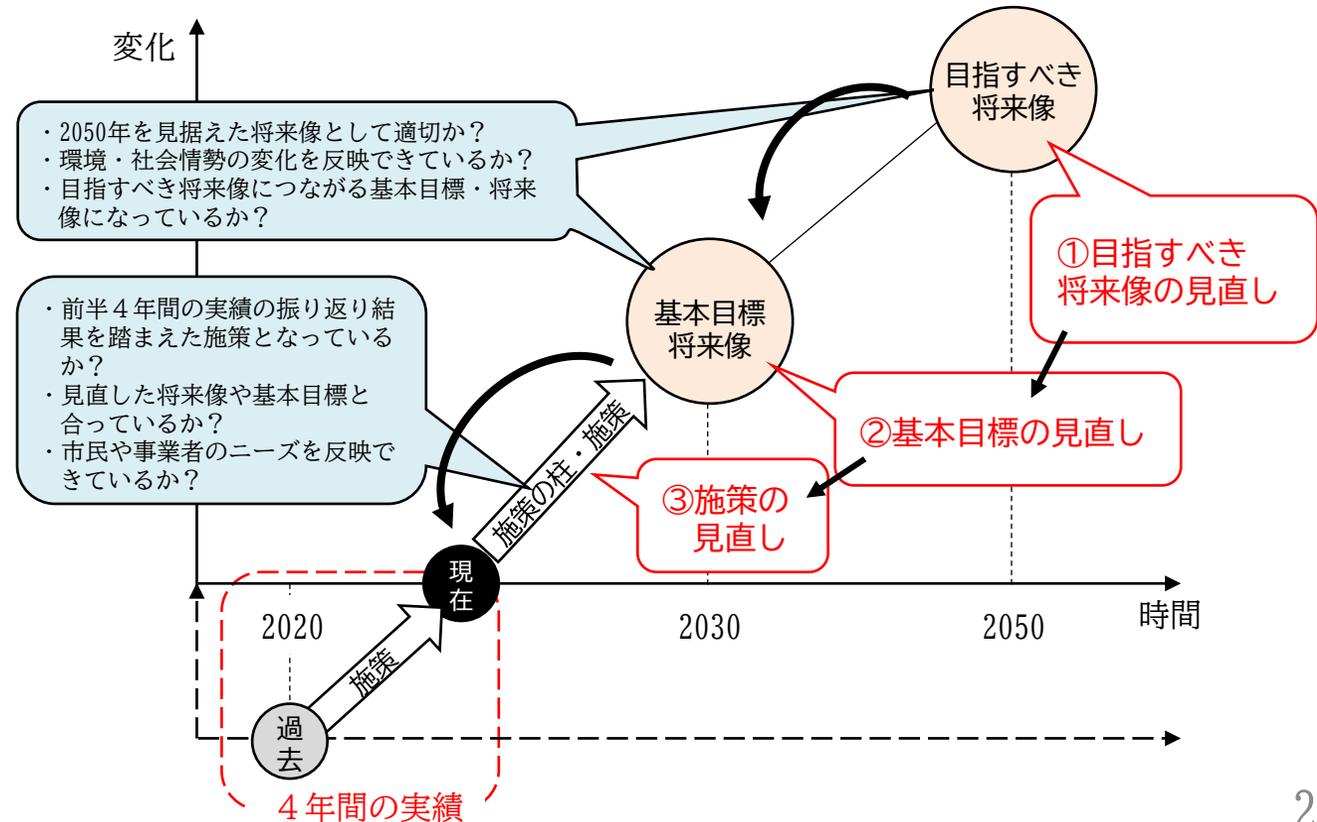
## 【見直し方針】

- 基本計画の中間見直しは、①前半4年間の実績の振り返り結果、②つくば市内外の環境・社会情勢の変化、③市民や事業者のニーズ変化の3つの観点から行う。
- 中間見直し審議会における主な見直し範囲は、毎年の審議会で点検・評価を実施している個別事業を除いたものとする。
- また、現行計画では、2030年を見据えて目指すべき将来像を描いているものの、つくば市では2050年カーボンニュートラルを表明していることから、これに合わせ、現行計画の将来像を2050年を見据えたものに見直す。
- 現行計画は、未来の目指すべき姿を描き、そこに向かうための具体的な施策を組み立てる「バックキャスト方式」で策定されている。中間見直しにおいても同様に、バックキャストの考え方で見直し作業を進める。

## 【現行計画の体系と見直し範囲】



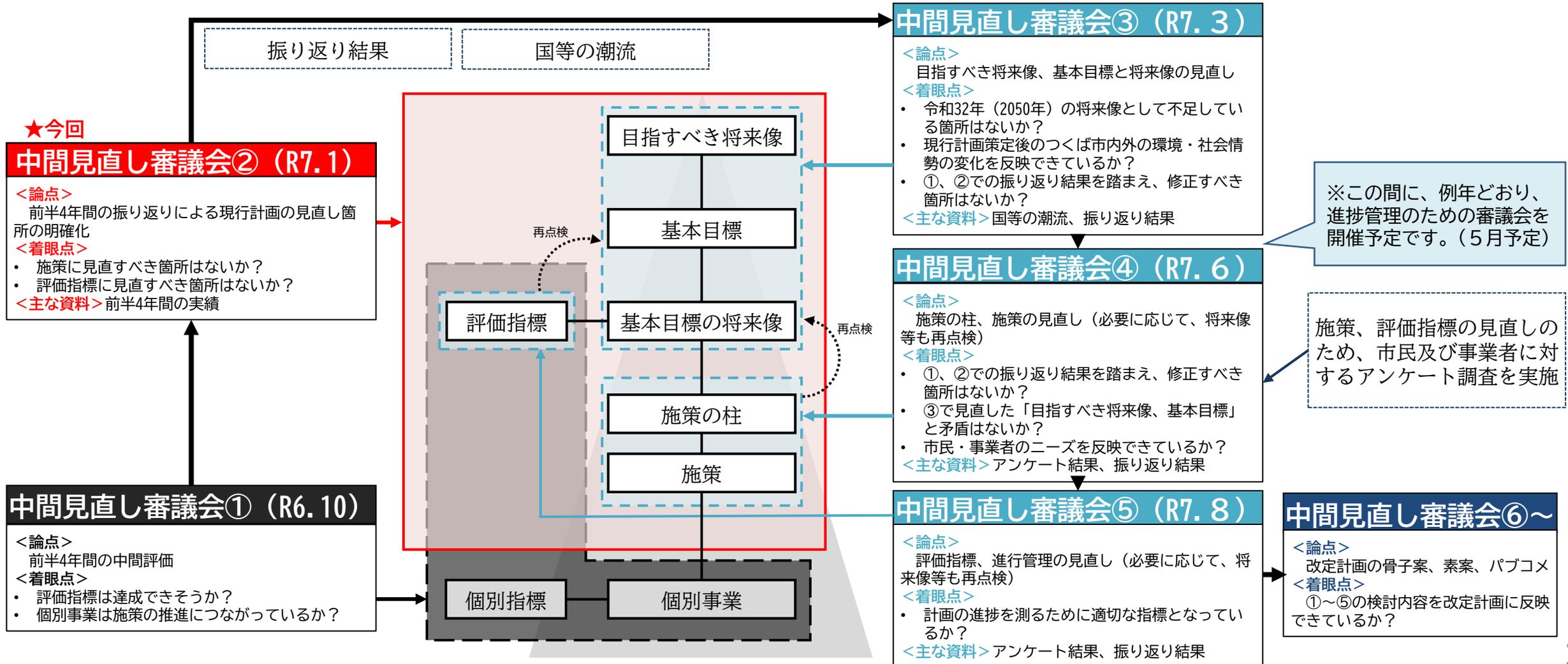
## 【バックキャストの考え方で見直し実施】



# 中間見直しの検討事項について

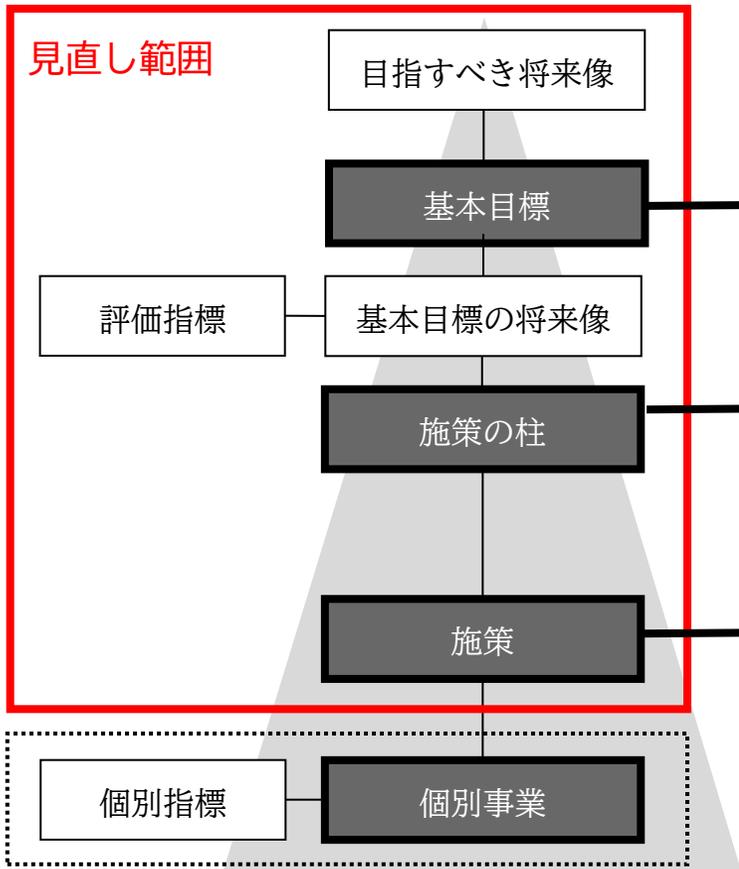
## 【検討事項】

- 中間見直し審議会①・②では、前半4年間の実績の振り返りと、振り返り結果を踏まえた現行計画の見直し箇所を明確化する。
- 中間見直し審議会③・④・⑤では、中間見直し審議会①・②における検討結果や、つくば市内外の環境・社会情勢の変化、アンケート調査結果を踏まえた現行計画の見直しを行う。
- 改定計画の骨子案、素案の作成は、中間見直し審議会⑥以降で検討する。



# 【参考】 現行計画の体系

現行計画の体系の模式図



基本目標	施策の柱	施策	個別事業
<p>低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する</p>	<p>1-1 低炭素社会の実現に向けた様々な主体の取組の促進</p> <p>1-2 まち・建物の低炭素化</p> <p>1-3 低炭素な交通システムの実現</p> <p>1-4 気候変動への適応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大学・研究機関や事業者との連携強化</li> <li>○市民による省エネの促進</li> <li>○マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの推進</li> <li>○建物の省エネ・再エネ導入の推進</li> <li>○低炭素でコンパクトなまちづくり</li> <li>○公共施設の低炭素化</li> <li>○低炭素な公共交通の充実</li> <li>○自転車利用の推進</li> <li>○自動車利用の低炭素化</li> <li>○気候変動と関連する災害による影響の低減</li> <li>○気候変動の中での健康の維持</li> <li>○気候変動から農業を守る</li> <li>○水資源に関する適応</li> </ul>	<p>家庭や事業者のエネルギー使用状況等のモニタリング、気候市民会議つくばの開催、宅配ボックスの利用促進 等</p> <p>再エネや蓄電池等の導入補助、低炭素（建物・街区）ガイドラインの見直しと運用 等</p> <p>つくたく・つくバスの運行、つくチャリ、自転車駐輪場の維持管理、低炭素車の導入補助 等</p> <p>ハザードマップの作成、熱中症警報アラートや熱中症の予防・対処法の普及啓発、農業者への情報提供 等</p>
<p>豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ</p>	<p>2-1 生き物・生態系の保全</p> <p>2-2 里地里山景観の保全</p> <p>2-3 都市の緑を増やし、質を高める</p> <p>2-4 自然とふれあう</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重要な生き物の生息・生育状況の把握</li> <li>○森林の維持・保全</li> <li>○水辺の生き物の生息・生育環境の保全</li> <li>○外来種対策の推進</li> <li>○生物多様性つづき戦略（仮称）の策定</li> <li>○筑波山や里山の景観の保全</li> <li>○山・川などの眺望の維持</li> <li>○里地景観の維持</li> <li>○都市公園・緑の管理</li> <li>○都市域の緑の確保</li> <li>○市民参加による緑化活動</li> <li>○開発に伴う緑地の減少を抑制</li> <li>○自然体験施設の活用・運営</li> <li>○里山や水辺の活用</li> <li>○筑波山地域ジオパークの活用</li> <li>○グリーンツーリズムの推進</li> </ul>	<p>森林整備、土地所有者との管理協定締結、外来種の侵入抑制・防御に関する対策、生物多様性つづき戦略の策定 等</p> <p>つくば市屋外広告物条例の運用、グリーンバンク事業・鳥獣被害対策 等</p> <p>公園・緑地の植栽維持管理、市内新規企業敷地内の緑化推進、緑地整備指導、アダプト・ア・パーク事業、花苗の配布 等</p> <p>ボランティアとの協働による森林保全、森林体験イベント、ジオツアーの開催、農産物オーナー制度、農業体験イベント 等</p>
<p>資源を賢く使う循環型社会に近づく</p>	<p>3-1 3Rの推進</p> <p>3-2 廃棄物の適正処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○循環型社会形成に係る普及啓発</li> <li>○市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進</li> <li>○事業者によるごみ減量化の促進</li> <li>○資源の有効活用を推進</li> <li>○一般廃棄物の適正な処理</li> <li>○産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発</li> <li>○クリーンセンターの安定稼働</li> </ul>	<p>資源物集団回収の推進、生ごみ処理器等の購入推進、多量排出事業者に対する計画書の提出要請、家庭用廃食用油回収 等</p> <p>サステナスクエアに搬入された廃棄物の中間処理や最終処分、粗大ごみ受付センターの開設 等</p>
<p>安心して快適な生活環境で暮らす</p>	<p>4-1 清潔で静かな生活環境の確保</p> <p>4-2 安全な生活環境の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民・事業者による美化活動</li> <li>○ごみの散乱防止</li> <li>○野焼き対策</li> <li>○騒音・振動の防止</li> <li>○良好な大気・水・土の確保</li> <li>○上下水道の維持・管理</li> <li>○農業における環境配慮</li> <li>○有害化学物質の適正な管理</li> </ul>	<p>環境美化活動の支援、ゴミの清掃活動、不法投棄や野焼きのパトロール 等</p> <p>公害法令に基づく立入検査、高度処理型合併処理浄化槽の設置補助、公共下水道の整備 等</p>
<p>市民一人ひとりが環境を担う</p>	<p>5-1 持続可能なライフスタイルの推進</p> <p>5-2 車を減らす</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民の環境リテラシーの向上</li> <li>○持続可能なライフスタイルの推進</li> <li>○環境情報の集約・発信</li> <li>○つくばスタイル科の推進</li> </ul>	<p>大人向け環境教育講座の実施、自然教育の実施、HPや冊子を通じた情報発信 等</p> <p>環境学習、SDGsシールコンテスト、エコクッキング、省エネドリル、生産者による食育事業 等</p> <p>地産地消レストラン事業、学校給食での地元農産物の利用 等</p>

第3次環境基本計画（本編）P.16に掲載の  
施策体系

# 中間見直しの検討の流れ

中間見直し 審議会	前半4年間の振り返り	現行計画の見直し／改定計画の策定	市民・事業者ニーズの把握 (アンケート調査)
① (R6.10)	●現行計画の中間評価 ・計画は順調に進んでいるか？		
② (R7.1)	●現行計画の振り返り ・計画の良かった点、悪かった点・不足している事項 ・計画の見直すべき箇所(施策、評価指標)は？		
③ (R7.3)		●「目指すべき将来像」「基本目標」の見直し案 ・国等の最新の動向を反映できているか？ ・修正・追加すべき事項はないか？	●アンケートの設問案 ・アンケートの設問は適切か？ ・追加すべき設問はないか？ ●アンケート調査票(最終案) ・設問の具体的内容、選択肢は適切か？
アンケートの配布・回収・分析			
④ (R7.6)		●「施策の柱」、「施策・重点施策」の見直し案 ・振り返り結果やアンケート結果を反映できているか？ ・修正・追加すべき事項はないか？	●アンケート結果 ・アンケート結果の分析の視点は適切か？ ・計画の見直しに更に盛り込める示唆はないか？
⑤ (R7.8)		●「評価指標」「進行管理」の見直し案 ・振り返り結果やアンケート結果を反映できているか？ ・評価指標、進行管理方法の見直し	
⑥ (R7.9)		●改定計画(骨子案) ・骨子案で修正・追加すべき事項はないか？	
⑦ (R7.11)		●改定計画(素案) ・素案で修正・追加すべき事項はないか？	
パブリックコメント実施			
⑧ (R8.1)		●改定計画案 ・パブリックコメントの結果を適切に反映できているか？	

# 現基本計画の前半4年間の実績の振り返り

<本資料の見方>

②評価指標は、基本目標達成を目指していく指標、成果を測る指標として適切か

## 基本目標1：低炭素モデル都市を形成

<現行計画の施策体系>

### 基本目標（将来像）

<基本目標1>  
低炭素モデル都市を形成して  
気候変動に対処する

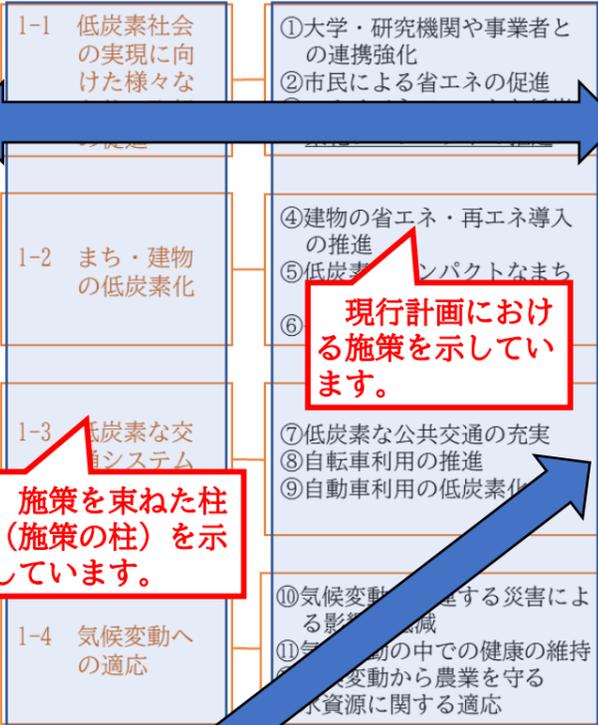
現行計画で設定している基本目標です。

(将来像)  
つくば市ならではの強みをいかした気候変動対策が進み、先進的な低炭素モデル都市となっています。  
省エネや再生可能エネルギーの導入が推進され、まちや建物の低炭素化が実現しています。  
自家用車に頼らなくても生活できるまちに近づいています。  
異常気象や災害に対して、強靱なまちづくりを進めています。

基本目標に対応し、2030年度の将来像を示しています。

施策の柱

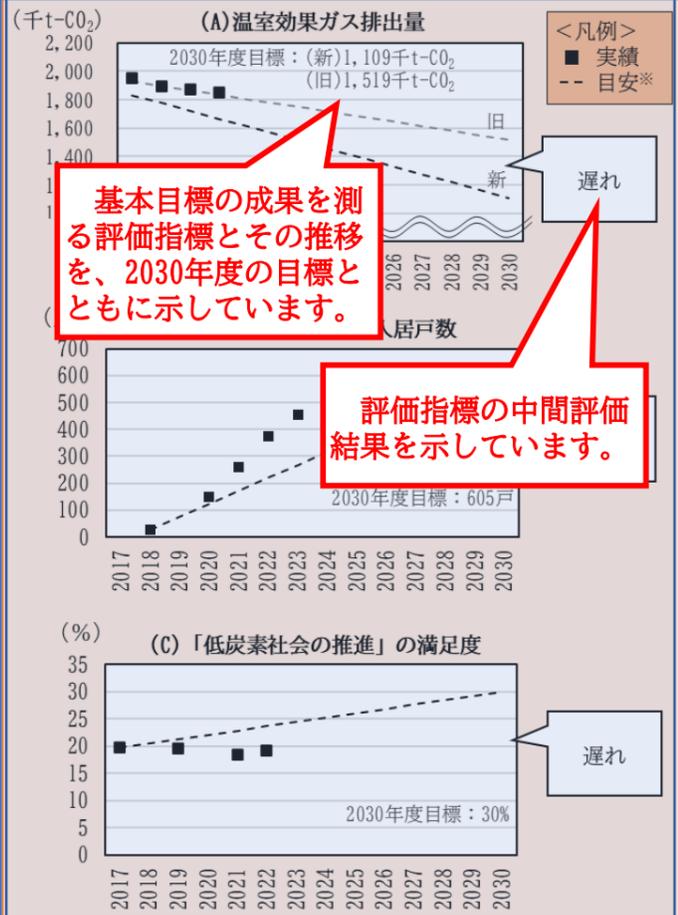
施策（下線は重点施策）



施策を束ねた柱（施策の柱）を示しています。

現行計画における施策を示しています。

### 評価指標



基本目標の成果を測る評価指標とその推移を、2030年度の目標とともに示しています。

評価指標の中間評価結果を示しています。

<前半4年間の取組成果 評価指標>

施策	前半4年間の取組成果（概要）	審議会での評価結果（平均値）	評価指標		
			(A)温室効果ガス排出量	(B)低炭素住宅の累計入居戸数	(C)低炭素社会の推進の満足度
①大学・研究機関や事業者との連携強化	施策「①大学・研究機関や事業者との連携強化」の推進と同様		●		●
②市民による省エネの促進	施策「②市民による省エネの促進」の推進と同様		●		●
③公共施設の低炭素化	施策「③公共施設の低炭素化」の推進と同様		●		●
④建物の省エネ・再エネ導入の推進	燃料電池、蓄電池への補助を継続 V2Hへの補助を開始 低炭素住宅の認定・補助を継続	4.0	●	●	●
⑤低炭素でコンパクトなまちづくり	新都市再開発計画を策定 低炭素コンパクトまちづくりガイドラインの見直し検討	3.0	●		●
⑥公共施設の低炭素化	新都市再開発計画を策定 低炭素コンパクトまちづくりガイドラインの見直し検討	3.0	●		●
⑦低炭素な公共交通の充実	つくバス、つくタクの運営を継続 バス停留所の新設やつくタク車両をシステム実証実験等を実施	4.0	●		●
⑧自転車利用の推進	つくチャリの運用を開始 リンロードへ路面・看板サイン「サイクルパークつくば」をオー 駐輪場の拡張工事を実施	4.0	●		●
⑨自動車利用の低炭素化	低炭素自動車に対する補助を継続 市や国・県の補助に関する情報の発信	4.0	●		●
⑩気候変動と関連する災害による影響の軽減	防災出前講座の継続実施 防災に関する動画・4コマ漫画の制作 防災情報の発信 小中学校3校へ非常用発電機等を整備	4.0			●
⑪気候変動の中で健康の維持	熱中症警報アラートや熱中症の予防 や熱中症予防講座で啓発	4.0			●
⑫気候変動から農業を守る	気候変動の影響について、畜産農家や農業者から情報を収集し、市HPにて情報を発信	3.0			●
⑬水資源に関する適応	緊急時、災害発生時、法令違反発生時に備えた対応を準備	3.0			●

①基本目標と施策の関連性  
評価指標と施策の関連性  
(方向性のずれや追加・補強すべき施策がないか)

各施策における前半4年間の取組の概要を示しています。

各施策の個票について、毎年  
の環境審議会での施策ごとの評価の前半4年間での平均値を示しています。  
平均値が4.0以上の施策は、  
順調に進捗と評価されていると捉えられます。

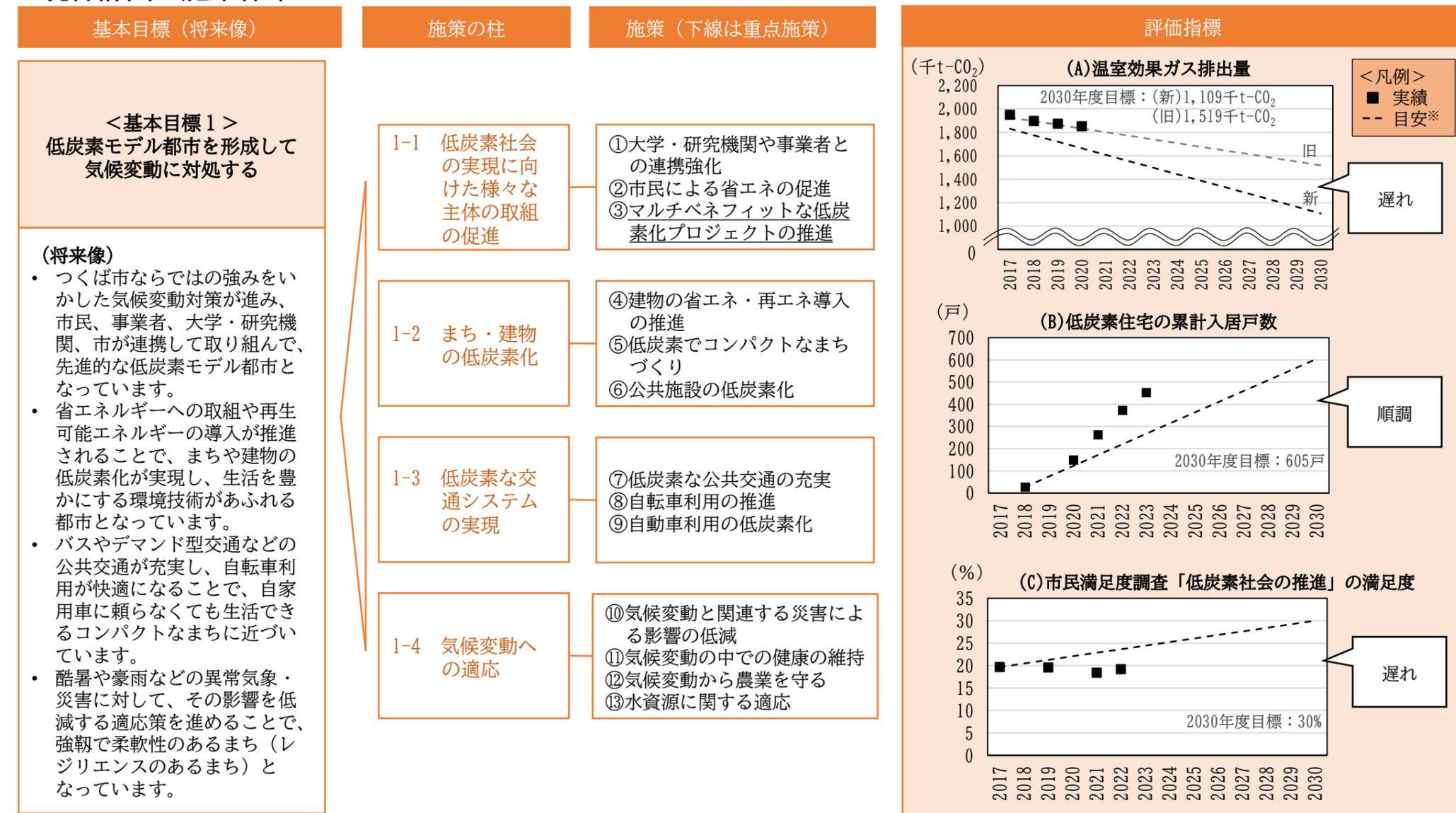
評価指標に関連する施策に●印をつけたものになります。  
●印の数が多いほど、多くの施策に関連する評価指標と捉えられます。

★評点について

評点	進捗状況
5	目標を超えて達成
4	概ね目標どおり達成
3	一部未達成であった
2	未達成であった
1	未実施
—	評価せず

# 基本目標1：低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する

## < 現行計画の施策体系 >



※現計画策定時の現状値から目標値が毎年一定のペースで推移するとした場合の値

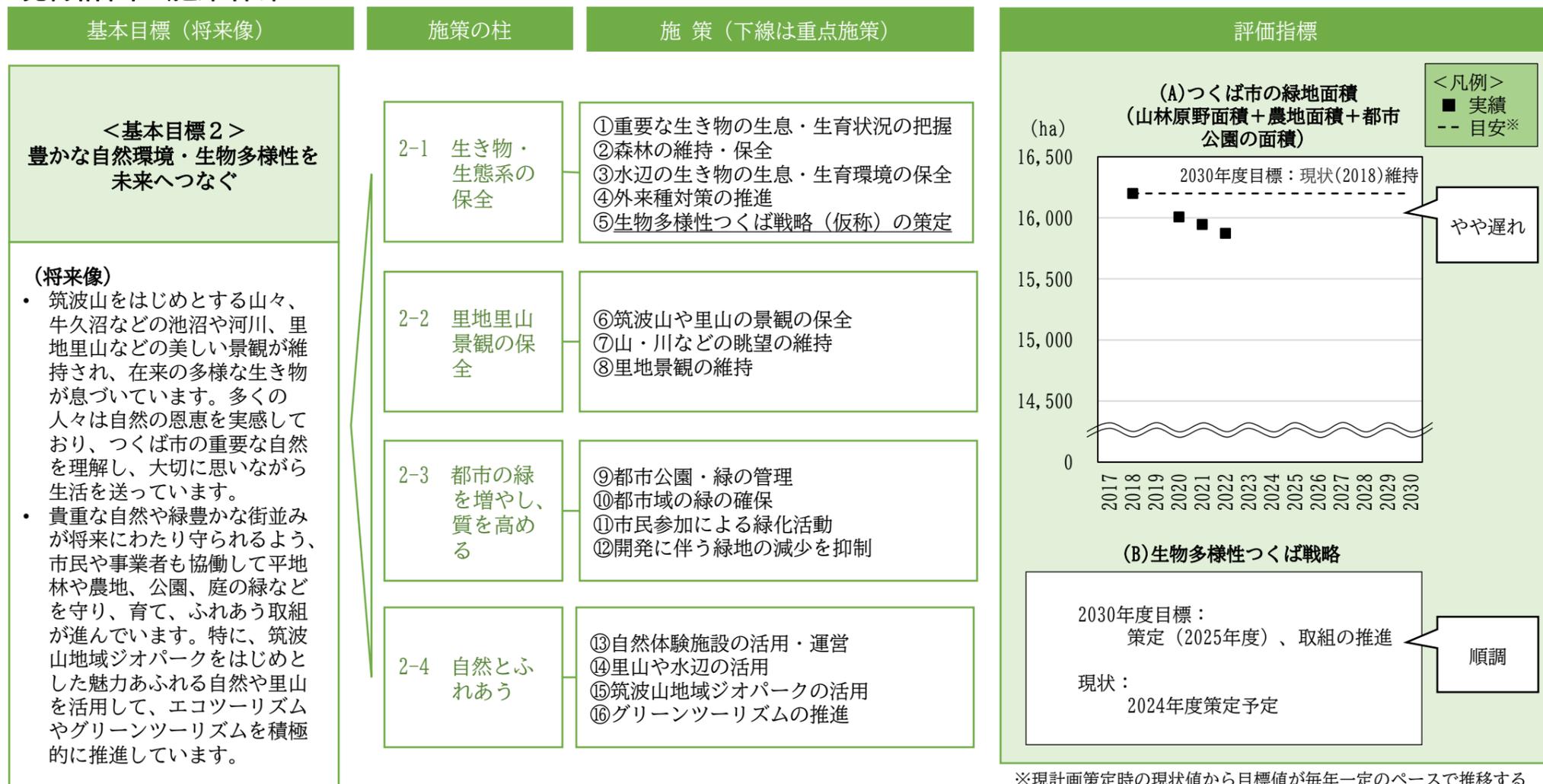


## < 前半4年間の取組成果と評価指標 >

施策	前半4年間の取組成果 (概要)	審議会での評価結果 (平均値)	評価指標		
			(A) 温室効果ガス排出量	(B) 低炭素住宅の累計入居戸数	(C) 市民満足度調査「低炭素社会の推進」の満足度
①大学・研究機関や事業者との連携強化	※施策「③マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの推進」と同様		●		●
②市民による省エネの促進	・低炭素住宅の補助金交付者からモニタリングデータを取得するための体制を整備	3.0	●		●
③マルチベネフィットな低炭素化プロジェクトの推進	・宅配ボックス設置補助事業の開始 ・カーシェアリングステーションの運用開始 ・気候市民会議ロードマップの作成 ・脱炭素先行地域への応募 (R5選定)	3.5	●		●
④建物の省エネ・再エネ導入の推進	・燃料電池、蓄電池への補助を継続 ・V2Hへの補助を開始 ・低炭素住宅の認定・補助を継続	4.0	●	●	●
⑤低炭素でコンパクトなまちづくり	・新都市再生整備計画を策定 ・低炭素(建物・街区)ガイドラインの見直し検討	2.8	●		●
⑥公共施設の低炭素化	・大穂庁舎と谷田部交流センターの省エネ改修工事を実施 ・公共施設40施設への廃棄物焼却発電で発電した電気の自己託送を開始 ・公共施設20施設へのPV導入計画作成	3.5	●		●
⑦低炭素な公共交通の充実	・つくバス、つくタクの運営を継続 ・バス停留所の新設やつくタク車両を活用したオンデマンドシステム実証実験等を実施	3.0	●		●
⑧自転車利用の推進	・つくチャリの運用を開始 ・りんりんロードへ路面・看板サインを設置 ・「サイクルパークつくば」をオープン ・駐輪場の拡張工事を実施	4.0	●		●
⑨自動車利用の低炭素化	・低炭素自動車に対する補助を継続 ・市や国・県の補助に関する情報の発信	2.8	●		●
⑩気候変動と関連する災害による影響の低減	・防災出前講座の継続実施 ・防災に関する動画・4コマ漫画の作成等 ・防災情報の発信 ・小中学校3校へ非常用発電機等を整備	3.8			●
⑪気候変動の中での健康の維持	・熱中症警報アラートや熱中症の予防・対処法について、SNSや熱中症予防講話で啓発	4.0			●
⑫気候変動から農業を守る	・気候変動の影響について、畜産農家や農業者から情報を収集し、市HPにて情報を発信	3.0			●
⑬水資源に関する適応	※緊急時、災害発生時、法令違反発生時に備えた対応を準備				●

# 基本目標2：豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

## <現行計画の施策体系>

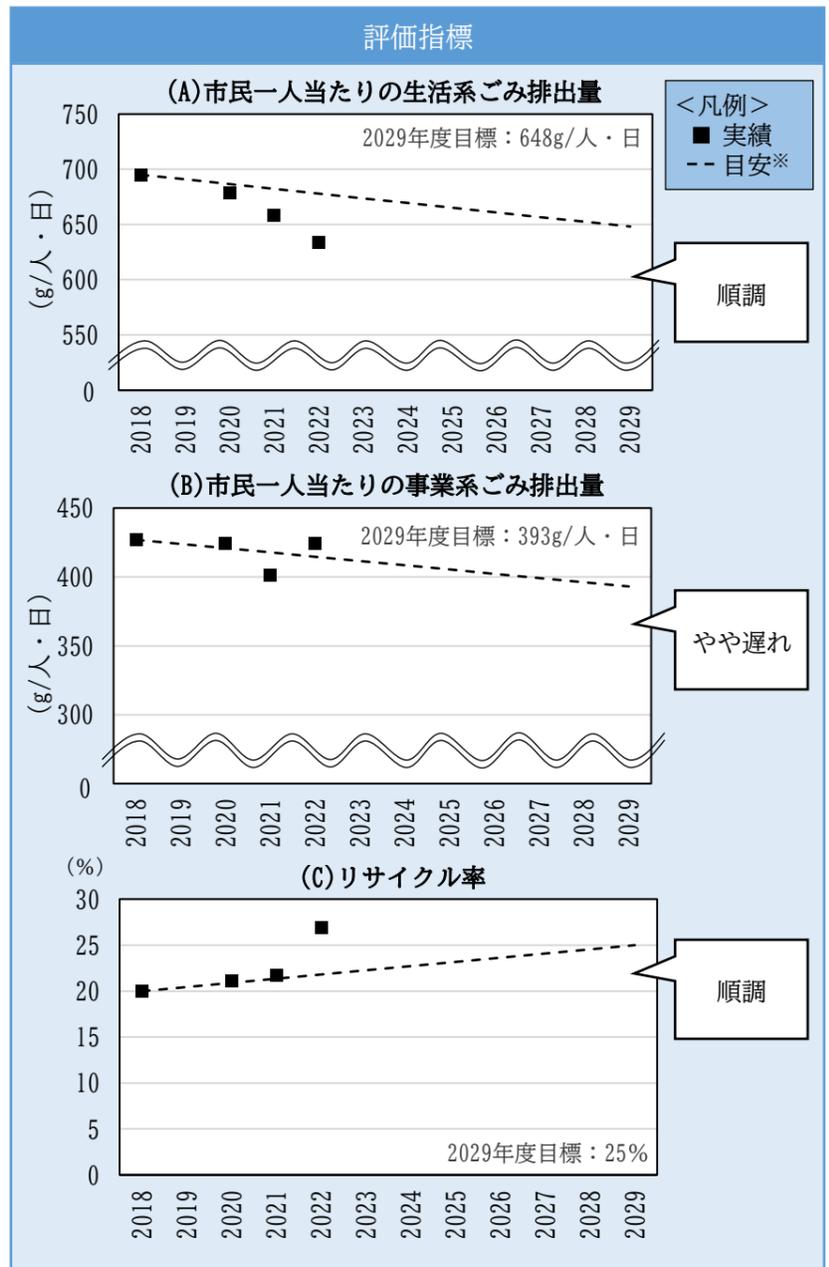
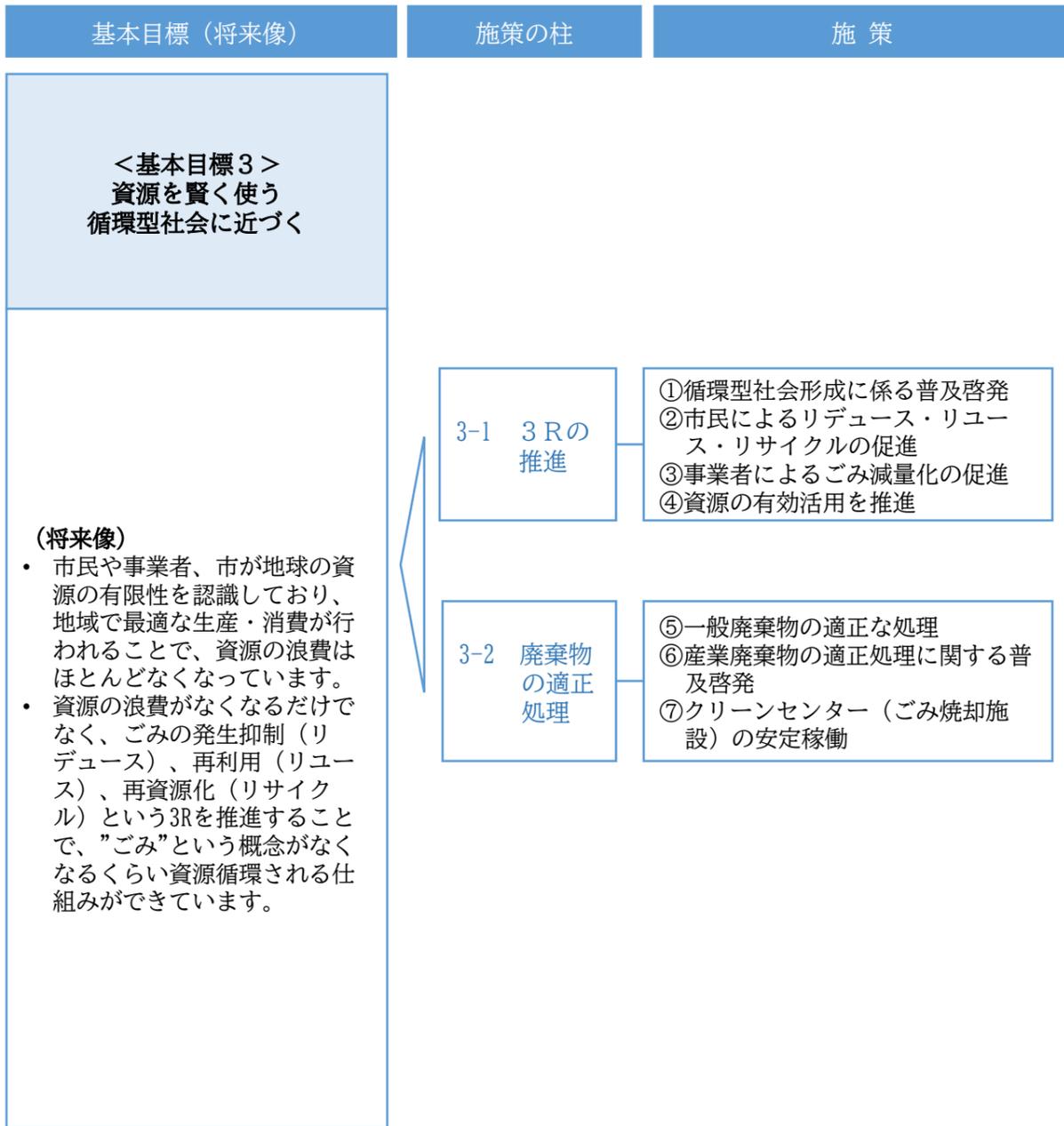


## <前半4年間の取組成果と評価指標>

施策	前半4年間の取組成果（概要）	審議会での評価結果（平均値）	評価指標	
			(A)つくば市の緑地面積	(B)生物多様性つくば戦略
①重要な生き物の生息・生育状況の把握	※施策「⑤生物多様性つくば戦略（仮称）の策定」と同様			●
②森林の維持・保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者との森林保全協定締結</li> <li>市民協働による森林整備を継続的に実施</li> </ul>	3.3	●	
③水辺の生き物の生息・生育環境の保全	※施策「⑤生物多様性つくば戦略（仮称）の策定」と同様			●
④外来種対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続的に特定外来生物を捕獲</li> <li>外来種に関する情報の把握・配信</li> </ul>	4.3		
⑤生物多様性つくば戦略（仮称）の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイスター認定者と共に動植物調査を実施</li> <li>市民意識調査や市民ワークショップを実施</li> <li>学識者、市民で構成される策定懇話会を開催</li> <li>生物多様性つくば戦略の案を作成</li> </ul>	4.0		●
⑥筑波山や里山の景観の保全	※法令等の適正な運営で対応			
⑦山・川などの眺望の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>つくば市屋外広告物条例の運用や周知活動</li> <li>違反広告物の定期的なパトロールを継続実施</li> </ul>	4.5		
⑧里地景観の維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>グリーンバンク事業の継続</li> <li>継続的な鳥獣被害対策の実施</li> <li>貸出捕獲罠の拡充</li> </ul>	3.3	●	
⑨都市公園・緑の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園・緑地の植栽を維持管理</li> </ul>	3.8	●	
⑩都市域の緑の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規立地企業の敷地内緑化を推進</li> <li>新規公園を整備</li> <li>幼稚園や学校の芝や樹木を整備・維持管理</li> </ul>	3.8	●	
⑪市民参加による緑化活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>花苗・ゴーヤ苗の配布</li> <li>アダプト・ア・パークの実施</li> </ul>	4.0		
⑫開発に伴う緑地の減少を抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>公務員宿舎等跡地への地区計画の制限</li> </ul>	—	●	
⑬自然体験施設の活用・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の清掃や森林の保管理を実施</li> <li>自然環境教育や森林体験を開催</li> </ul>	3.3		
⑭里山や水辺の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境に関する体験型学習の実施</li> </ul>	3.0		
⑮筑波山地域ジオパークの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジオツアーや出前授業等の継続実施</li> <li>保全サイトの候補地の選定・調査</li> <li>HPやSNSによる情報発信</li> <li>基本計画及びアクションプランの策定</li> </ul>	3.8		
⑯グリーンツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物オーナー制度を継続</li> <li>農業サポーター制度を継続</li> <li>都市農村交流イベントを実施</li> </ul>	4.0		

# 基本目標3：資源を賢く使う循環型社会に近づく

## <現行計画の施策体系>



※現計画策定時の現状値から目標値が毎年一定のペースで推移するとした場合の値

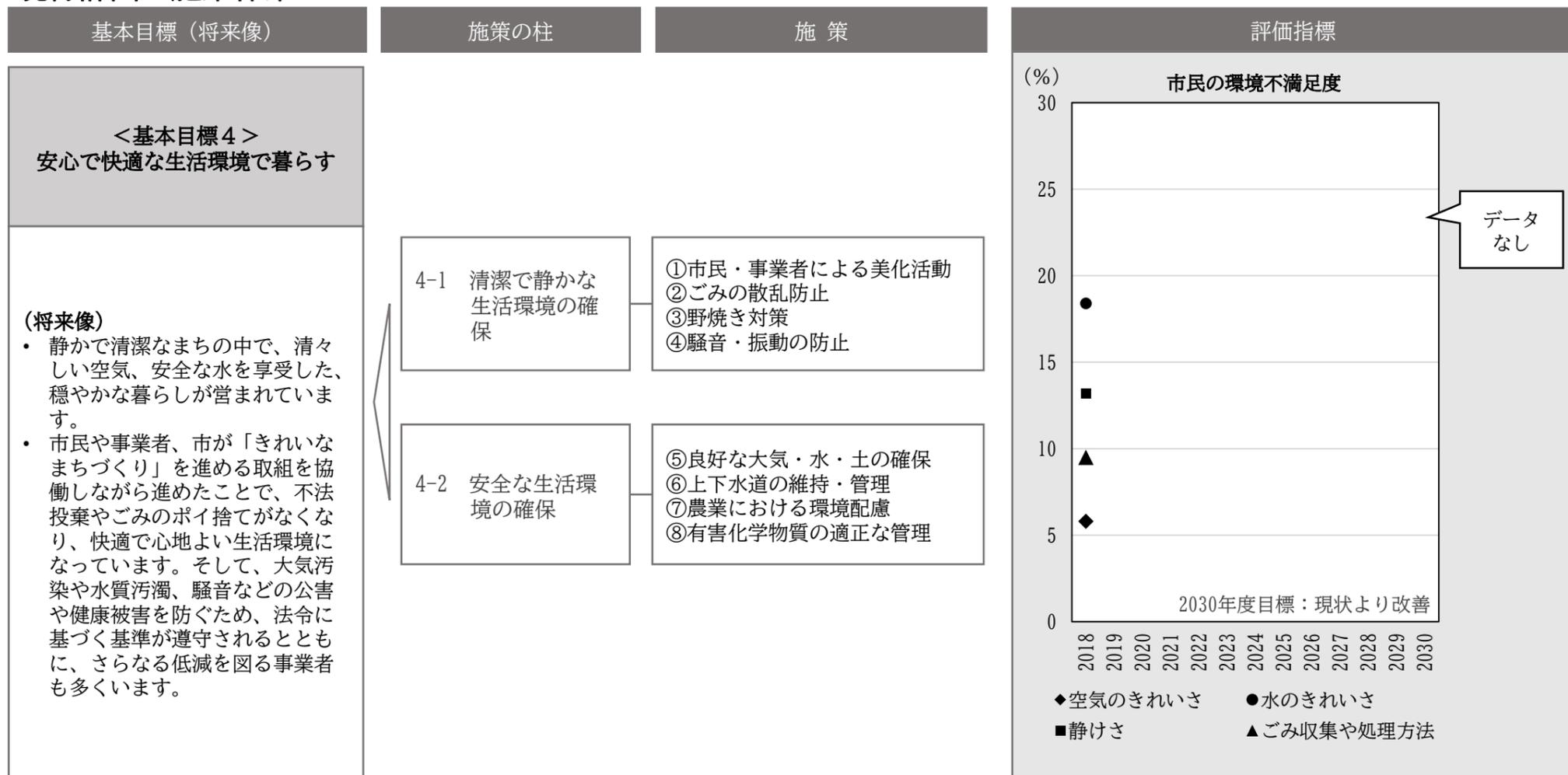


## <前半4年間の取組成果>

施策	前半4年間の取組成果（概要）	審議会での評価結果（平均値）	評価指標		
			(A) 市民一人当たりの生活系ごみ排出量	(B) 市民一人当たりの事業系ごみ排出量	(C) リサイクル率
①循環型社会形成に係る普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源物の集団回収を推進</li> <li>生ごみ処理器等の購入補助事業を継続</li> <li>牛乳パック回収事業を継続</li> <li>段ボールコンポストの無料配布を開始・継続</li> <li>新たに、使いきり！食べきり！水きり！の「3きり運動」を推進</li> <li>市内小中学校や市民対象の出前講座を実施</li> </ul>	3.5	●		●
②市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>サポーターズニュース等で継続的に情報発信</li> <li>市内小学校の4年生を対象に「夏の省エネドリル」を配布</li> <li>環境フェスティバルにおいて、プラスチック容器を使用しない移動販売事業者が参加するよう調整</li> <li>イベントの来場者に環境配慮製品を配布</li> </ul>	4.0	●		●
③事業者によるごみ減量化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>多量排出事業者から一般廃棄物減量化等計画書の提出を受け、減量化及び資源化の取組が不十分な計画の場合は計画の再考を指導</li> <li>いばらき食べきり協力店の認定</li> <li>白色トレイや古紙の店頭回収を行っている小売店を調査し、HPに店舗一覧を公開</li> </ul>	3.3		●	●
④資源の有効活用を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内約30箇所の拠点で継続的に家庭用廃食用油を回収し、BDFを精製（精製したBDFはサステナスクエアの車両や廃食用油を収集している車両で、代替燃料として使用）</li> </ul>	4.0	●		●
⑤一般廃棄物の適正な処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>サステナスクエアから搬出された焼却灰及び不燃物残渣の追跡調査を継続的に実施。</li> <li>粗大ごみの収集の受付を継続</li> <li>スマートフォン用ごみ分別アプリ「さんあ〜る」の導入・周知</li> <li>家庭ごみの出し方カレンダー作成・全戸配布</li> </ul>	4.0			●
⑥産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、市内産業廃棄物処理施設への立入検査や産業廃棄物不適正案件の調査及び指導を実施。</li> <li>排出事業者への訪問を開始</li> <li>事業系廃棄物適正処理パンフレットを作成し、R5までに約3,000部配布</li> </ul>	3.3			
⑦クリーンセンター（ごみ焼却施設）の安定稼働	※維持管理を継続				

# 基本目標4：安心して快適な生活環境で暮らす

## <現行計画の施策体系>

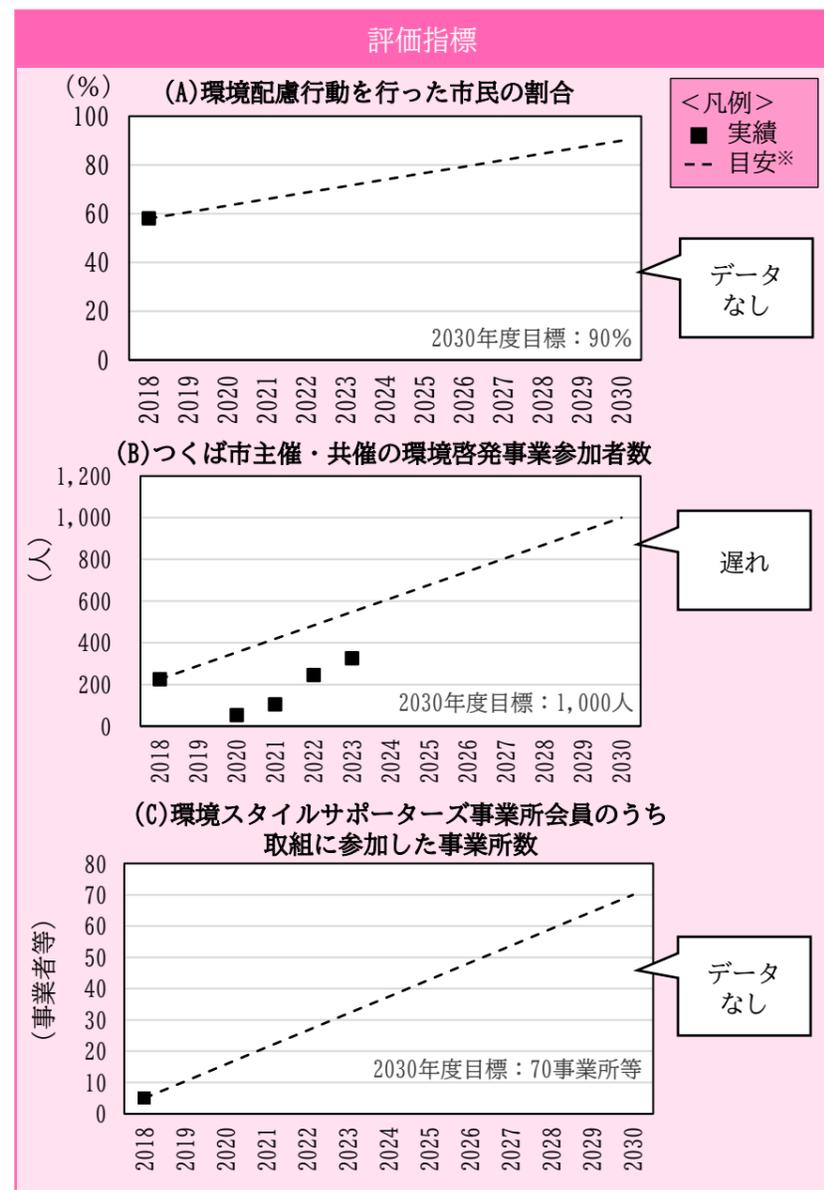


## <前半4年間の取組成果>

施策	前半4年間の取組成果（概要）	審議会での評価結果（平均値）	評価指標			
			空気のきれいさ	水のきれいさ	静けさ	ごみ収集や処理方法
①市民・事業者による美化活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>自発的な環境美化活動の支援</li> <li>きれいなまちづくり実行委員会の運営</li> <li>きれいきれい大作戦を継続的に開催</li> <li>継続活動者への表彰を実施(R5)</li> </ul>	4.0				●
②ごみの散乱防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄パトロールを継続的に実施</li> <li>不法投棄防止のための看板を希望者に配布</li> <li>一般廃棄物用集積所設置事業補助金を継続</li> </ul>	3.8				●
③野焼き対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>野焼きの市内巡回パトロールを継続的に実施</li> <li>野焼き禁止について区会回覧や広報つくばを通じた継続的な周知を実施</li> <li>農業用廃プラスチックの回収・適正処理を継続的に実施</li> <li>葉刈り芝の回収を継続的に実施</li> </ul>	4.0				●
④騒音・振動の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等で義務付けられている届出の受理</li> <li>騒音・振動に関する苦情の処理</li> <li>公害防止協定の締結</li> <li>自動車騒音常時監視調査の継続的な実施</li> </ul>	3.3			●	
⑤良好な大気・水・土の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令等で義務付けられている届出の受理</li> <li>水質・悪臭・大気に関する苦情の処理</li> <li>河川等水質調査、地下水水質調査等の継続的な実施</li> <li>事業場への立入検査の実施</li> </ul>	3.3	●	●		
⑥上下水道の維持・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄化槽の新規設置等への補助の継続</li> <li>漏水の通報、水道施設構造物に起因する振動や騒音の苦情等に対する配水管等修繕工事の継続</li> <li>公共下水道を整備、維持管理及び改修工事の実施</li> </ul>	3.8		●		
⑦農業における環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>カバークロープ補助の継続</li> <li>環境保全型農業直接支払交付金の継続</li> <li>有機資材購入費補助の継続</li> </ul>	4.3		●		
⑧有害化学物質の適正な管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>PRTR法に関する情報(PRTR法制度の概要、届出に関する情報、届け出された化学物質の排出量、移動量の公表先ホームページへのリンク)を市ホームページに継続的に掲載</li> </ul>	4.0				

# 基本目標5：市民一人ひとりが環境を考え、行動する

## <現行計画の施策体系>



※現計画策定時の現状値から目標値が毎年一定のペースで推移するとした場合の値

## <前半4年間の取組成果>

施策	前半4年間の取組成果（概要）	審議会での評価結果（平均値）	評価指標		
			(A) 環境配慮行動を行った市民の割合	(B) つくば市主催・共催の環境啓発事業参加者数	(C) 環境スタイルサポーターズ事業所会員のうち取組に参加した事業所数
①市民の環境リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>里山ウォーク等の大人向け環境講座イベントや、大人や親子向けのエコクッキング事業を継続的に開催。</li> <li>R4に環境フェスティバルを開催。</li> </ul>	3.0	●	●	
②持続可能なライフスタイルの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>里山ウォーク等の自然環境教育事業を継続的に実施。</li> <li>R5の自然環境事業の参加者に環境配慮製品を配布。</li> </ul>	3.5	●	●	
③環境情報の集約・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境スタイルサポーターズを対象としたニュースを継続的に発行。</li> <li>環境イベントの情報や省エネ、ごみ減量化につながる環境情報を、市のHPやメールマガジン、SNS等で発信。</li> </ul>	3.8	●		
④つくばスタイル科の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内全児童を対象としたSDGsシールコンテストを継続的に実施。</li> <li>稚魚の放流体験事業を継続的に実施。</li> <li>R4に地球温暖化に関する動画（省エネドリル）を作成・配信。</li> </ul>	3.1	●	●	
⑤学校での地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食だよりやSNS等で、生産者の紹介や地産地消レシピの公開等を継続的に実施。</li> <li>学校給食において、地産地消メニューやジオパークメニュー等の提供を継続的に実施。</li> <li>小中学校・義務教育学校において、市内生産者による食育授業を継続的に実施。</li> <li>5年生、8年生を対象とした地産地消に関するアンケートを毎年実施。</li> </ul>	3.0	●		
⑥学校外での環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>桜川探検隊などの自然環境事業を継続的に実施。</li> <li>筑波山麓自然学校を継続的に実施。</li> <li>R4に地球温暖化に関する動画（省エネドリル）を作成・配信。</li> </ul>	3.5	●	●	
⑦環境ビジネスモデルの構築	※基本目標1の施策「③マルバネフィットな低炭素化の推進」と同様				●
⑧環境に配慮した事業者の支援	※施策「②持続可能なライフスタイルの推進」と同様				●
⑨地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>R2にプチマルシェを3回実施。</li> <li>6次産業化のためのセミナー開催や6次産業化支援の相談受付を実施。</li> <li>HP等での地産地消店のPRや、新規の地産地消店に対するPRツール（認定証、のぼり、ポスター等）の配布を継続的に実施。</li> <li>市内の給食でつくば市産コシヒカリ100%使用の米飯を提供。</li> <li>つくば市産小麦粉使用のパン等のメニュー企画し、給食で提供。</li> <li>小中学校・義務教育学校において、市内生産者による食育授業を継続的に実施。</li> </ul>	3.6	●		●

○現基本計画の実績の振り返りについての質問票

基本目標1 低炭素モデル都市を形成して気候変動に対処する

1. 『①基本目標と施策の関連性／評価指標と施策の関連性（方向性のずれや追加・補強すべき施策がないか）』

現状 評価指標(A)「温室効果ガス排出量」について、指標に影響する関連施策数は9つあり、他の指標と比較しても多くの施策が関連しているものの、評価指標の進捗は「遅れ」となっている。

Q1

質問 温室効果ガスの排出量削減に関して、追加すべき施策や強化すべき施策について、お気づきの点やご専門の知見からご意見を頂きたい。

現状 評価指標(C)市民満足度調査「低炭素社会の推進」の満足度について、指標に影響する関連施策はほかの指標と比較しても多いものの、評価指標の進捗は「遅れ」となっている。

Q2

質問 市民満足度の向上に関して、追加すべき施策や強化すべき施策について、お気づきの点やご専門の知見からご意見を頂きたい。

2. 『②評価指標は、基本目標達成を目指していく指標、成果を測る指標として適切か』

現状 評価指標(B)「低炭素住宅の累計入居戸数」の関連施策は1つのみで、基本目標達成を目指していく視点で見た場合、評価対象範囲が狭い。

Q3

質問 この評価指標は、今後見直す方針で良いか。（より適切な指標があれば、ご専門の知見からご意見を頂きたい。）

●基本目標1について、上記の質問以外の箇所で、見直すべき事項等があればご意見を頂きたい。

基本目標2 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

1. 『②評価指標は、基本目標達成を目指していく指標、成果を測る指標として適切か』

現状 評価指標(A)「つくば市の緑地面積」は、基本目標の将来像「貴重な自然や緑豊かな街並みが将来にわたり守られること」に照らし、量的な面は評価できるものの、質的な面は現状で評価できない。

Q4

質問 この評価指標は、今後見直す方針で良いか。(より適切な指標があれば、ご専門の知見からご意見を頂きたい。)

現状 評価指標(B)「生物多様性つくば戦略の策定」は計画の策定そのものが目標というアウトプット指標であり、進捗が把握できない。(計画は令和6年度に策定予定)

Q5

質問 この評価指標は、今後見直す方針で良いか。(より適切な指標があれば、ご専門の知見からご意見を頂きたい。)

●基本目標2について、上記の質問以外の箇所で、見直すべき事項等があればご意見を頂きたい。

**基本目標3 資源を賢く使う循環型社会に近づく**

**1. 『①基本目標と施策の関連性／評価指標と施策の関連性（方向性のずれや追加・補強すべき施策がないか）』**

現状 評価指標(B)「市民一人あたりの事業系ごみ排出量」の関連施策数は1つと、他の指標と比較して少なく、進捗は「やや遅れ」となっている。

Q6

質問 事業者のごみの減量化に関して、追加すべき施策や強化すべき施策について、お気づきの点やご専門の知見からご意見を頂きたい。

**2. 『②評価指標は、基本目標達成を目指していく指標、成果を測る指標として適切か』**

現状 3つの評価指標(A)「市民一人あたりの生活系ごみ排出量」、(B)「市民一人あたりの事業系ごみ排出量」、(C)「リサイクル率」で、基本目標を網羅している。

Q7

質問 この評価指標は、今後継続していく方針で良いか。(より適切な指標があれば、ご専門の知見からご意見を頂きたい。)

●基本目標3について、上記の質問以外の箇所で、見直すべき事項等があればご意見を頂きたい。

**基本目標4 安心して快適な生活環境で暮らす**

**1. 『②評価指標は、基本目標達成を目指していく指標、成果を測る指標として適切か』**

現状 評価指標「市民の環境不満足度」（空気のきれいさ／水のきれいさ／静けさ／ごみ収集や処理方法）の進捗は、アンケート調査の実施が前提であるが、未実施のためデータが収集できておらず、進捗が把握できない。

Q8

質問 この評価指標は、今後見直す方針で良いか。（より適切な指標があれば、ご専門の知見からご意見を頂きたい。）

●基本目標4について、上記の質問以外の箇所で、見直すべき事項等があればご意見を頂きたい。

**基本目標5 市民一人ひとりが環境を考え、行動する**

**1. 『①基本目標と施策の関連性／評価指標と施策の関連性（方向性のずれや追加・補強すべき施策がないか）』**

現状 評価指標(A)「環境配慮行動を行った市民の割合」のデータがないため指標と施策の関連性は測れないものの、関連施策の審議会での評価結果（平均値）を見るといずれも4.0（概ね目標どおり達成）を下回っている。

Q9

質問 市民の環境配慮行動に関して、追加すべき施策、強化すべき施策について、お気づきの点やご専門の知見からご意見を頂きたい。

**2. 『②評価指標は、基本目標達成を目指していく指標、成果を測る指標として適切か』**

現状 評価指標(A)「環境配慮行動を行った市民の割合」の進捗は、アンケート調査の実施が前提であるが、未実施のためデータが収集できておらず、進捗が把握できない。

Q10

質問 この評価指標は、今後見直す方針で良いか。（より適切な指標があれば、ご専門の知見からご意見を頂きたい。）

現状 評価指標(C)「環境スタイルサポーターズ事業所会員のうち取組に参加した事業所数」は関係する事業が廃止されたことによりデータが収集できておらず、進捗が把握できない。

Q11

質問 この評価指標は、今後見直す方針で良いか。（より適切な指標があれば、ご専門の知見からご意見を頂きたい。）

●基本目標5について、上記の質問以外の箇所で、見直すべき事項等があればご意見を頂きたい。

## つくば市環境審議会専門部会開催要項 (改正案)

## (趣旨)

第 1 条 この要項は、つくば市環境審議会条例(平成 6 年つくば市条例第 19 号)第 9 条の規定に基づき、第 6 条で設置する専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (検討事案)

第 2 条 専門部会は、つくば市環境審議会(以下「審議会という。’)が付議すべきものとした事案について調査審議する。

## (組織)

第 3 条 専門部会の委員は、審議会の委員の中から審議会の会長が指名する。

2 審議会の会長は、必要に応じ学識経験を有する者を専門部会の評価委員として指名することができる。

3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会の委員及び専門部会の評価委員(以下「委員等」という。)の互選によって定める。

## (開催)

第 4 条 専門部会は、専門部会長が招集する。ただし、専門部会長がないときは、審議会の会長が招集する。

2 専門部会長は、専門部会の議長となる。ただし、専門部会長がないときは、予め専門部会長が指名した専門部会の委員等がその職務を代理する。

3 専門部会は、専門部会の委員等の半数以上の委員等が出席しなければ開くことができない。

4 専門部会の議事は、出席した専門部会の委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、専門部会長の決するところによる。

## (開催の特例)

第 5 条 専門部会長は、検討事案について、特に緊急を要し、専門部会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、専門部会の委員等から個別に意見を聴取した上で議事を決することができる。

2 専門部会長は、前項の規定により決した事項について、次に招集する専門部会において報告するものとする。

## (報告等)

第 6 条 専門部会長は、検討事案の調査審議が終了したときは、審議会において報告を行うものとする。ただし、審議会を開催する時間的余裕がないと審議会

の会長が認めるときには、書面による報告に代えることができる。

2 専門部会長は、前項の報告を行うに当たり、必要に応じて当該専門部会の廃止を建議することができる。

(庶務)

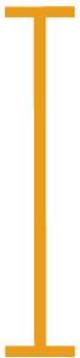
第7条 専門部会の庶務は、生活環境部において処理する。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年1月31日から施行する。



# 第6次つくば市 きれいなまちづくり 行動計画（案）

令和7年(2025年)4月

〔対象期間〕

令和7年度(2025年度)から  
令和11年度(2029年度)まで



----- 目次 -----

<b>第 1 章 行動計画の基本的事項</b> . . . . .	<b>1</b>
1. 行動計画策定の背景と目的 . . . . .	2
2. 行動計画の位置づけと役割 . . . . .	3
3. 行動計画の構成 . . . . .	3
4. 行動計画の対象 . . . . .	4
5. 行動計画の期間及び評価 . . . . .	4
<b>第 2 章 環境の現況</b> . . . . .	<b>5</b>
1. 環境を取り巻く社会情勢の変化 . . . . .	6
2. 環境に関する市民意識 . . . . .	8
<b>第 3 章 将来像と施策の方向性</b> . . . . .	<b>15</b>
1. 目標とすべき将来像 . . . . .	16
2. 基本方針 . . . . .	17
3. 市民・事業者・市の役割 . . . . .	18
<b>第 4 章 基本方針に基づく施策展開</b> . . . . .	<b>19</b>
1. ごみの投棄対策 . . . . .	23
2. まちの景観保全対策 . . . . .	42
3. 放置自転車対策 . . . . .	57
4. 花と緑の美化活動 . . . . .	61
<b>第 5 章 行動計画の推進</b> . . . . .	<b>67</b>
1. 行動計画の推進体制 . . . . .	68
2. 行動計画全体の評価及び見直し . . . . .	68
<b>資料編</b> . . . . .	<b>71</b>
1. つくば市きれいなまちづくり条例 . . . . .	72
2. きれいなまちづくり重点地区 . . . . .	78
3. 用語解説 . . . . .	84



# 第1章

## 行動計画の基本的事項

1. 行動計画策定の背景と目的 . . . . .	2
2. 行動計画の位置づけと役割 . . . . .	3
3. 行動計画の構成 . . . . .	3
4. 行動計画の対象 . . . . .	4
5. 行動計画の期間及び評価 . . . . .	4



### 1. 行動計画策定の背景と目的

つくば市は、名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然に囲まれています。また、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする整備されたまちなみもあり、自然と都市が調和した田園都市が形成されています。

さらに、都心と本市を結ぶつくばエクスプレスや高速道路網などにより、定住や交流人口の増加が進んでいます。

本市では、一部による吸い殻や空き缶の投げ捨て、飼い犬のふん放置、人目につかない場所への不法投棄などを防止し、清潔できれいなまちづくりを推進するため、平成19年(2007年)11月に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を具体的な行動に移すための指針として、平成20年(2008年)1月に策定され、市民・事業者・市の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。様々な施策を展開し、市民・事業者による積極的な取組が定着しつつあります。しかし、ボランティアの高齢化やボランティア活動の担い手不足による課題も顕在化しています。また、交通利便性の高い地域ではボランティアによる活動が活発であるのに対し、そのほかの地域では活動に参加する人を集めにくい等の地域差があることも課題となっています。

令和12年(2030年)に向け国連が合意したSDGs(持続可能な開発目標)に掲げられた17の目標には、目標11に持続可能なまちづくりがあり、そこには、“地域の人たちが参加し、誰もが将来にわたり暮らしやすいまちをつくるための力を高める。”とあります。

本市においても、SDGsの考え方を取り入れ、社会情勢の変化への対応、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。本行動計画に基づききれいなまちづくりを推進していきます。



## 2. 行動計画の位置づけと役割

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を実現するための指針として策定される計画であり、第8条で策定することが位置づけられています。

### ■つくば市きれいなまちづくり条例（抜粋）

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等<sup>注</sup>及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

注) 市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。」(条例第2条(1))となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

## 3. 行動計画の構成

きれいなまちづくりを行うためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を明確にし、互いに連携し合い、継続的な取組が実施されることが重要です。また、本行動計画を運用する上で、定期的な見直しや改善を行い、社会情勢や時代背景などに応じた取組とする必要があります。

そのため、本行動計画においては、市（環境美化推進会議）が主体となって定期的な見直し・改善を行い、きれいなまちづくりの推進に継続的に取り組みます。

## 4. 行動計画の対象

つくば市の美しい環境と住みやすさを維持・向上させるため、市民生活に直結する以下の事項を本行動計画が定める対象とします。

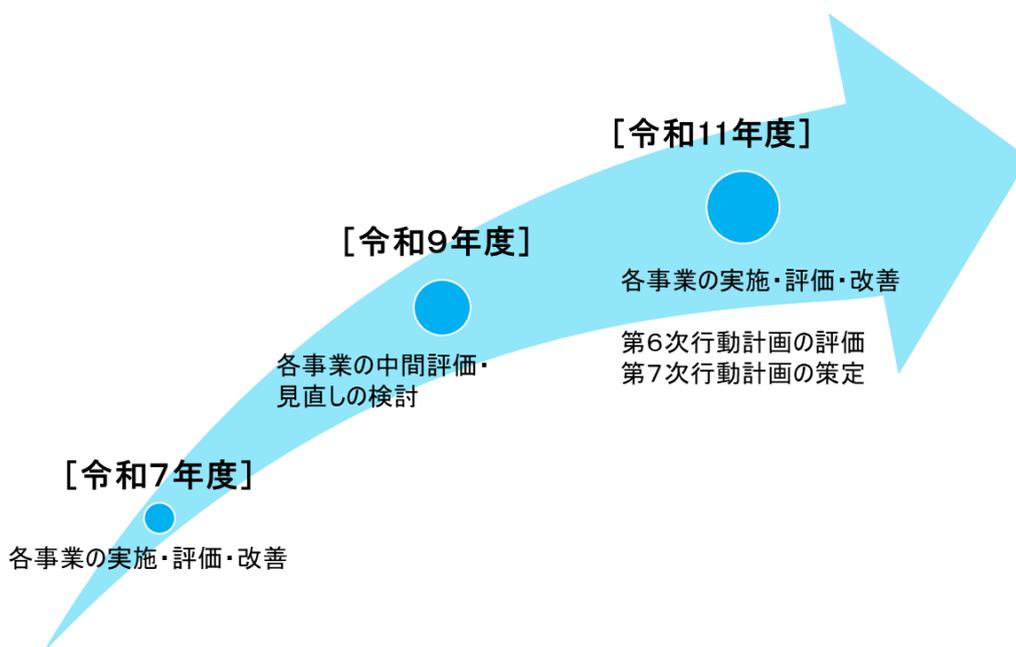
- ごみの投棄対策
- まちの景観保全対策
- 放置自転車対策
- 花と緑の美化活動

注) ただし、「つくば市きれいなまちづくり行動計画（第1次）」にある歩行喫煙対策に関する事項については「つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例」（平成23年4月1日施行）で対応します。

## 5. 行動計画の期間及び評価

本行動計画の期間は、令和7年（2025年）4月から令和12年（2030年）3月までとします。毎年度、事業ごとに Plan（計画策定）、Do（施策実行）、Check（評価・確認）、Action（改善）を図り、目標達成を効果的に進めていきます。

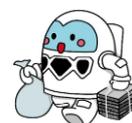
また、令和9年度（2027年度）には、中間評価を実施し、計画の進捗及び社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行います。



# 第2章

## 環境の現況

1. 環境を取り巻く社会情勢の変化	6
2. 環境に関する市民意識	8
(1) 調査の概要	8
(2) 事業に対する認知度	9
(3) 事業に対する満足度・重要度	10
(4) 本市の将来像	11
(5) きれいなまちづくり活動の周知	12
(6) 属性別の分析	13
(7) アンケートからみた評価	14



## 1. 環境を取り巻く社会情勢の変化

### ①本市の地勢

本市の人口は、つくばエクスプレスの開業やその沿線の市街地整備を受けて、平成17年(2005年)には20万人を超え、現在では約25万7千人となっています。また、世界的な科学技術開発拠点として多数の研究・教育機関が集積していることから、研究者や留学生など多くの外国人が居住するとともに、国際会議や研修等を目的に世界から様々な人が集い、異なる文化交流が生まれる国際都市となっています。

茨城県の南西部、首都東京から北東に約50km、成田国際空港から北西に約40kmの距離に位置し、都心部や海外へのアクセスが比較的容易です。

南北に流れる小貝川、桜川等の河川は、周辺の平地林、畑地や水田等と一体となって落ち着いた田園風景を形成し、それらが生み出す豊富な農産物は地産地消型の持続可能な食糧生産の可能性を秘めています。

このような背景から、平成25年(2013年)に国より「環境モデル都市」に選定され、先進的な環境モデルへの取組を推進しました。令和2年(2020年)には本市の特徴を活かした持続可能都市を将来像に掲げ、「第3次つくば市環境基本計画」を策定し、将来の世代に本市の豊かな恵みを引き継げるように環境保全の取組を進め、SDGsの考え方を踏まえて持続可能なまちづくりを推進します。



## 第2章 環境の現況

### ②持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際社会共通の目標「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ）は、略してSDGs（エス・ディー・ジーズ）と呼ばれています。

この目標は、地球上の誰一人として取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため令和12年（2030年）までに国際社会が達成すべき目標であり、17のゴールとそれらに付随する169のターゲットから構成されています。

SDGsは、発展途上国だけではなく先進国を含む全ての国が取り組む目標であり、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決することをめざしています。また、17のゴールは互いに関連し合っており、1つの行動によって複数の課題の解決をめざすという特徴を持っています。

本市においても、SDGsの理念を踏まえ、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けて各種の施策に総合的に取り組むこととしています。



### ③新型コロナウイルス感染症の流行

全国的な傾向をみると、令和2年（2020年）から始まった新型コロナウイルス感染症の拡大は、世界的な規模で長期化し、人々の生命が脅かされるとともに、国内外における移動制限など様々な制約によって経済活動は停滞し、社会環境が急速に変化しました。こうした状況の中、人々においても、行動、意識、価値観などが大きく変わり、日常生活においても、これまでになかった働き方や暮らし方など「新しい生活様式」へと移行しています。

本市でも、これまで行われてきた市やボランティア等の事業や取組について、感染症の広がりによって対外活動等の側面から停滞しました。

## 2. 環境に関する市民意識

### (1) 調査の概要

#### 1. 調査の目的・背景

第6次計画の策定にあたり、市民の皆様の考えを反映するため、第5次計画の事業評価や本市の将来像、計画推進に向けた取組の意向を把握するために調査を実施しました。

#### 2. 調査概要

調査対象	住民基本台帳から無作為抽出したつくば市在住の15歳以上の方2,000人
調査方法	調査票を郵送し、郵送かwebでの回答
調査期間	令和6年7月5日から7月22日
回答数(率)	469件(23.5%)

#### 3. 第5次計画の事業一覧

##### 1 ごみの投棄対策

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業(道路環境美化ボランティア)
- (3) アダプト・ア・パーク事業(公園里親制度)
- (4) 環境美化活動支援事業
- (5) 河川環境保全事業
- (6) 不法投棄対策事業
- (7) 飼い犬のふん放置対策事業

##### 2 まちの景観保全対策

- (1) 落書き対策事業
- (2) 違反広告物除却事業
- (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業
- (4) 除草事業
- (5) 空家等の適正管理事業

##### 3 放置自転車対策

- (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業
- (2) 自転車等放置場の整備事業

##### 4 花と緑の美化活動

- (1) 花と緑の市民参加事業
- (2) 花と緑の環境美化コンクール
- (3) 花と緑の啓発事業

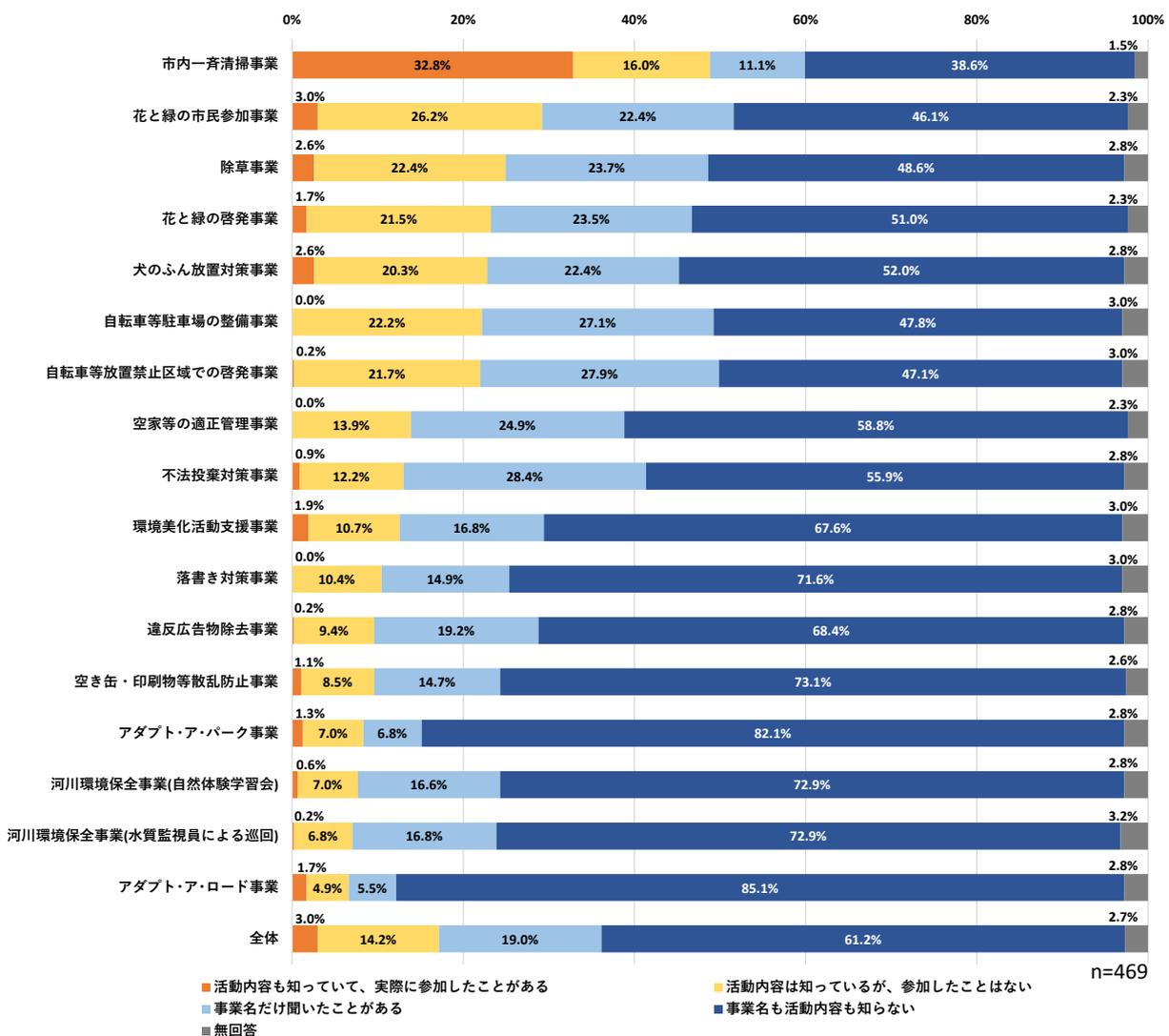
2. 環境に関する市民意識

(2) 事業に対する認知度

事業全体の認知度は、「事業内容も知っていて、実際に参加したことがある」が3.0%、「活動内容は知っているが、参加したことはない」が14.2%、「事業名だけ聞いたことがある」が19.0%、「事業名も活動内容も知らない」が61.2%となっており、全体的に認知度が低くなっています。

市内一斉清掃事業が「活動内容も知っていて、実際に参加したことがある」と回答した割合が32.8%となっており、他事業と比較して著しく高くなっています。

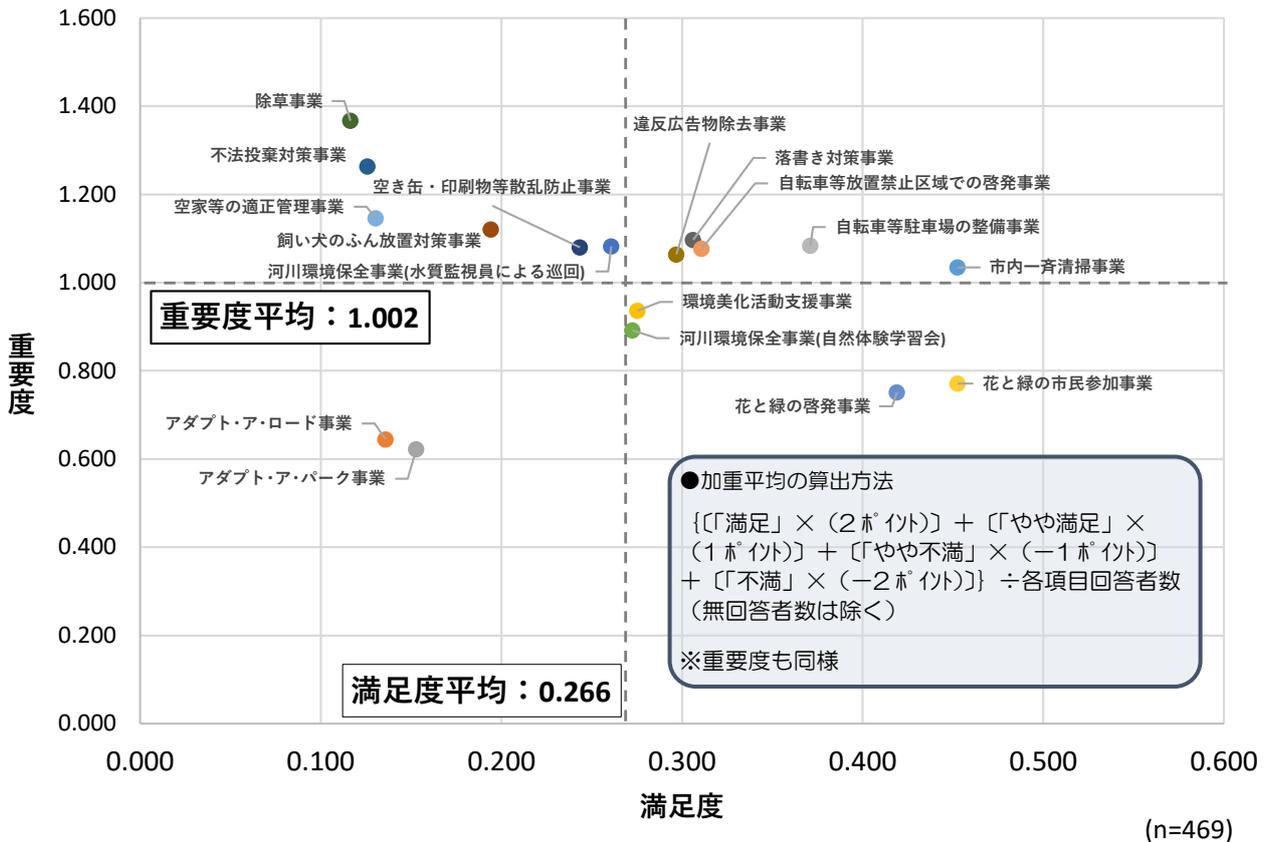
「活動内容も知っていて、実際に参加したことがある」、「活動内容は知っているが、参加したことはない」を合計したものを『認知度』としてみると、全体と比較して飼い犬のふん放置対策事業、除草事業、自転車放置禁止区域等での啓発事業、花と緑の市民参加事業などで上回っています。市民が生活する中で直接、影響を受けやすい分野で認知度が高くなっている傾向があります。また、市内一斉清掃事業を除く事業については、認知度が10~50%と振れ幅があるため、事業ごとに市民への周知方法や支援方法を検討する必要があります。



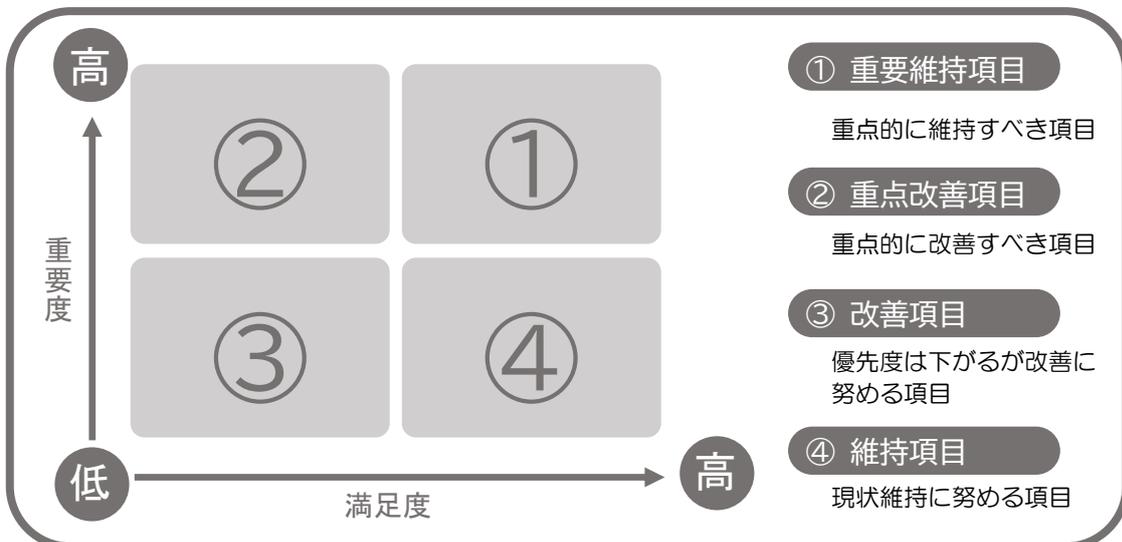
2. 環境に関する市民意識

(3) 事業に対する満足度・重要度

事業ごとの満足度・重要度の分布は、重点的に維持すべきと考えられる（満足度と重要度がともに高い）事業は5事業あり、「市内一斉清掃事業」については特に満足度が高くなっています。重点的に改善すべきと考えられる（満足度が低く、重要度が高い）事業は6事業あり、「除草事業」については満足度が低く、重要度が高くなっている事業となっています。



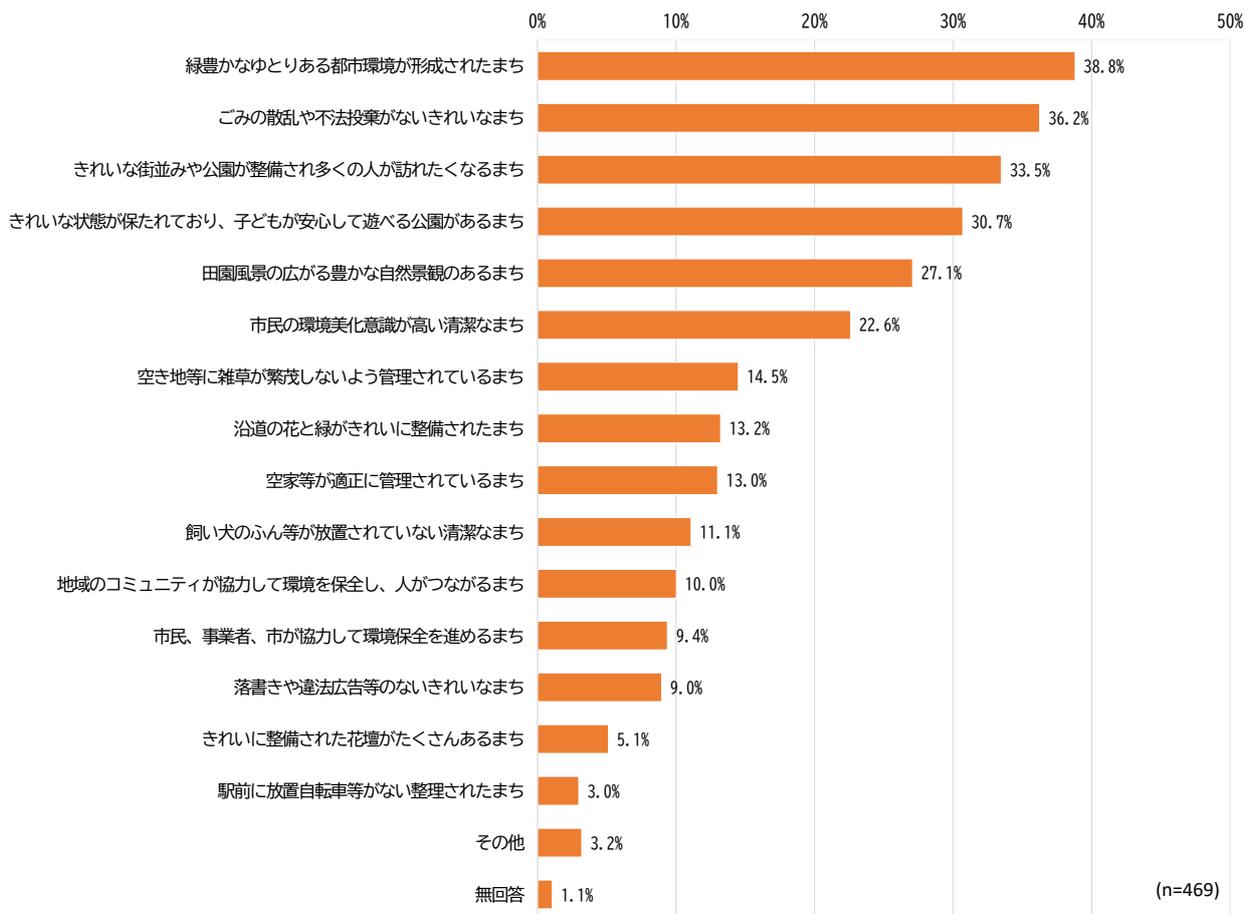
■ マトリクス図の見方



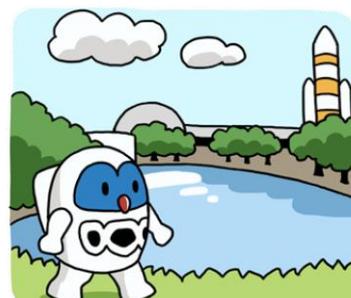
2. 環境に関する市民意識

(4) 本市の将来像

本市の将来像についてみると、「緑豊かなゆとりある都市環境が形成されたまち」が38.8%と最も高くなっています。次いで、「ごみの散乱や不法投棄がないきれいなまち」が36.2%、「きれいな街並みや公園が整備され、多くの人を訪れたいまち」が33.5%、「きれいな状態が保たれており、子どもが安心して遊べる公園があるまち」が30.7%となっています。



※1人3つまで回答可

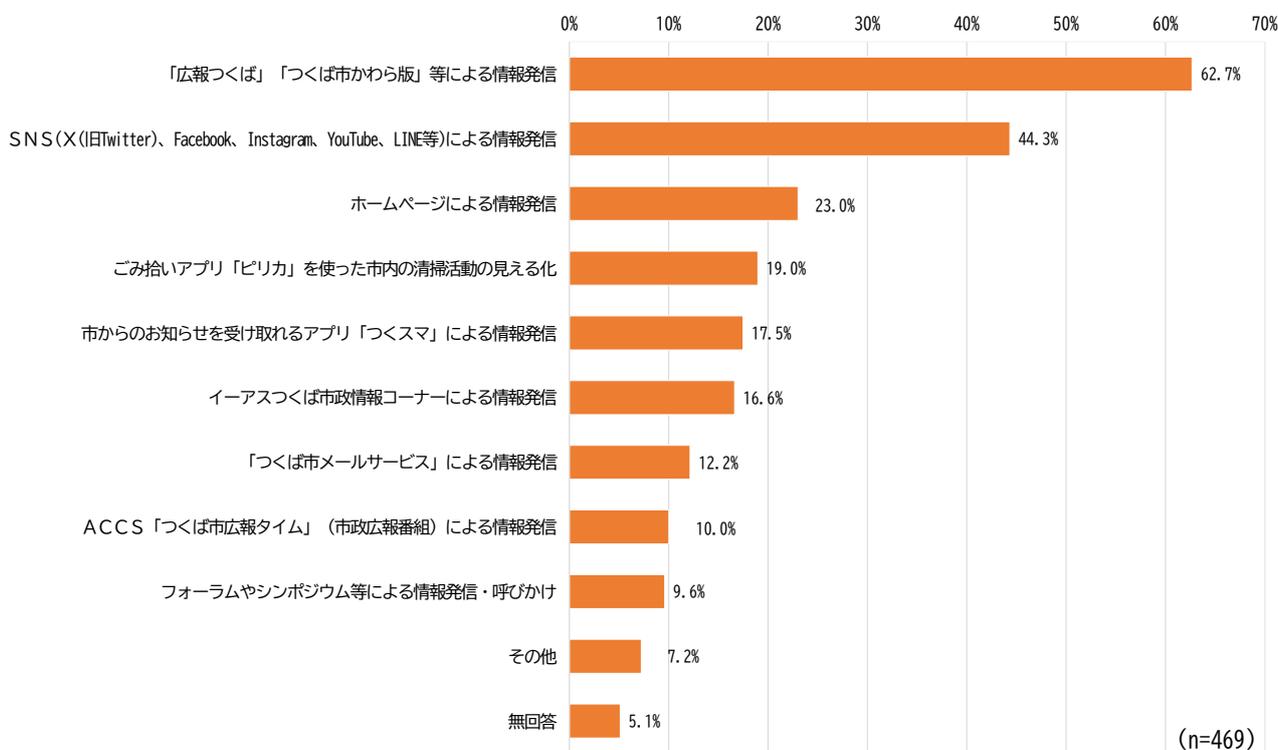


2. 環境に関する市民意識

(5) きれいなまちづくり活動の周知

きれいなまちづくり活動を広めるために有効だと思うことをみると、『広報つくば』『つくば市かわら版』等による情報発信が62.7%と最も高くなっています。次いで、「SNS(X(旧Twitter)、Facebook、Instagram、YouTube、LINE等)による情報発信」が44.3%、「ホームページによる情報発信」が23.0%、「ごみ拾いアプリ「ピリカ」を使った市内の清掃活動の見える化」が19.0%となっています。

世代別にみると、30歳代未満ではSNSやメール、商業施設での情報発信を有効と考えている割合が高く、それ以外の世代では広報つくば等の従来の方法が情報を受け取りやすいという傾向を示しています。



※1人3つまで回答可



2. 環境に関する市民意識

(6) 属性別の分析

市民意識調査において、各施策を年齢別、居住地域別の傾向でみた結果を下表に示します。

●各施策からみた視点	
1	<p><u>ごみの投棄対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「60歳代」及び「70歳代」については、ボランティアとしての参加意向では市内一斉清掃が特に高くなっているのに対し、「30歳未満」では低くなっている傾向があります。</li> <li>・「60歳以上」については、道路や公園の清掃活動、美化活動についてはボランティアとしての参加意向が低くなっている傾向があります。</li> <li>・豊里地区、筑波地区、荃崎地区において、市内一斉清掃事業のボランティア活動に参加したいという傾向が高くなっています。</li> <li>・谷田部地区や桜地区において、公園の清掃活動や美化活動にボランティアとして参加したいという傾向が高く、特につくばエクスプレス沿線はその傾向が高くなっています。</li> </ul>
2	<p><u>まちの景観保全対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「50歳以上」については、空家や空き地等の適正管理に関する意識が高い傾向があります。きれいなまちづくりにおける市民の役割も空家等の項目が高くなっています。持家保有が高い世代と関連があると考えられ、樹木の枝や草刈りの適正管理における役割の項目についても他世代と比較して特に高くなっています。</li> <li>・大穂地区では、景観保全対策として空き缶・印刷物等散乱防止のため、自動販売機にポイ捨て啓発シールの貼付やビラ・チラシ配布事業に対する呼びかけが有効と考えている割合が高い傾向にあります。</li> </ul>
3	<p><u>放置自転車対策</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「20歳未満」については、放置自転車対策等に関する意識が高くなっています。また、きれいなまちづくりにおける市民の役割も他世代と比較して特に高くなっています。</li> <li>・つくばエクスプレス沿線の地区である谷田部地区や桜地区については、放置自転車対策の関心が比較的高く、違法駐輪車の撤去や自転車等駐車場の整備を有効と考えている割合が高い傾向にあります。</li> </ul>
4	<p><u>花と緑の美化活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「30歳未満」については、つくばセンター広場周辺の花壇づくり等の公共スペースでの活動に対する参加意欲が高い傾向にあるが、「60歳以上」では自宅周辺の花壇づくりへの参加意欲が高い傾向にあるため、年齢に合わせた活動が求められると考えられます。</li> <li>・「60歳以上」では、区会の花壇づくりにおける参加意欲が「50歳未満」と比較してかなり高くなっています。区会の活動が若い世代にあまり浸透していないことが考えられます。</li> <li>・豊里地区、筑波地区、荃崎地区、大穂地区において、区会の花壇づくりボランティアとして参加してみたいという傾向が高く、谷田部地区、桜地区、豊里地区では、公園の花壇づくりをボランティアとして参加してみたい傾向が高くなっています。</li> </ul>

### 2. 環境に関する市民意識

#### (7) アンケートからみた評価

事業全体において認知度が低い状況となっています。満足度・重要度については、認知度やアンケートの回答率が低いものの、各事業に対する市民からの評価を確認することができました。

「事業名も活動内容も知らない」と回答した方に注目して満足度・重要度をみると、多くの事業で満足度が「どちらともいえない」と回答している割合が高くなっている割合が多くなっており、市民に対して各事業の取組内容を十分に周知できていないことが考えられます。

重要度では満足度同様に「どちらともいえない」の割合が高くなっていますが、「重要」、「やや重要」と回答している割合も高くなっている特徴があります。

活動内容の周知等を各事業で積極的に行い、行動計画における意識を醸成し、市民の意向をより把握できるようにすることが求められます。

今後は、継続的に市民意識調査を実施することで、市民の事業に対する認知度や満足度・重要度の進行状況を把握することができ、また、各事業の認知度や参加率が向上することが期待できるため、アンケート結果を取り入れた事業の周知方法や取組を進めていくことを検討していきます。



# 第3章

## 将来像と施策の方向性

1. 目標とすべき将来像 . . . . .	16
2. 基本方針 . . . . .	17
3. 市民・事業者・市の役割 . . . . .	18



## 1. 目標とすべき将来像

# 市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

本市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市民・事業者・市の協働により、きれいな生活環境を守るため、様々な取組を実施してきました。本市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。本市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを推進します。



## 2. 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

### I. きれいなまちづくりのための活動の推進

市は、きれいなまちづくりのための活動を推進するために、「ごみの投棄」「まちの景観保全」「放置自転車」「花と緑の美化」に関する対策・活動を横断的に進めます。

### II. きれいなまちづくりのための意識の啓発

市は、つくば市で暮らし、活動する人々の環境美化に係る意識啓発を高め、きれいなまちづくりを進める人づくりを行います。

### III. きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援

市は、自発的に行われているきれいなまちづくりのための活動を支援します。

### IV. 市民・事業者・市の相互の連携

市は、市民や事業者と情報交換を行い、市民・事業者・市の相互の連携を構築し、きれいなまちづくりのための活動を進めていきます。

## 3. 市民・事業者・市の役割

市民・事業者・市は、きれいな生活環境を保持するため、以下のような役割を果たすよう努めていきます。

### 市民の役割

---

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努めます。
- 屋外で自ら生じさせた空き缶等のごみは持ち帰るか、又は、適切に回収容器や吸い殻入れ等へ収納します。
- 公共の場所及び他人が所有又は管理する場所に自転車等を不法に放置しません。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力します。
- 所有、占有、管理している土地に空き缶等のごみが捨てられないように適切な措置を講じます。
- 家庭からのごみは適切に分別を行って決められた日に出します。

### 事業者の役割

---

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努めます。
- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講じます。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力します。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しません。
- 法律に従って、ごみを適切に処理します。
- 従業員の環境意識の向上に努めます。

### 市の役割

---

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施します。
- フォーラムやシンポジウムを開催し、環境美化意識を高めます。
- 環境美化活動に対して支援や表彰を行います。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行います。
- 環境美化活動に取り組む市民や事業者に対して、情報の収集・発信を行います。
- 近隣市町村との連携を図り、情報交換に努めます。

# 第4章

## 基本方針に基づく施策展開

第5次行動計画の実績総括及び今後の方向性	20
基本方針に基づいた施策	22
1.ごみの投棄対策	
（1）市内一斉清掃事業	23
（2）アダプト・ア・ロード事業（道路環境美化ボランティア）	25
（3）アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）	28
（4）環境美化活動支援事業	31
（5）河川環境保全事業	35
（6）不法投棄対策事業	37
（7）飼い犬のふん放置対策事業	40
2.まちの景観保全対策	
（1）落書き対策事業	42
（2）違反広告物除却事業	45
（3）空き缶・印刷物等散乱防止事業	48
（4）除草事業	51
（5）空家等の適正管理事業	53
（6）自然学習事業	56
3.放置自転車対策	
（1）自転車等放置禁止区域での啓発事業	57
（2）自転車等駐車場の整備事業	59
4.花と緑の美化活動	
（1）花と緑の市民協働事業	61
（2）花と緑の啓発事業	63
第5次計画で終了する事業一覧	
（1）河川環境保全事業（自然体験学習会）	65
（2）花と緑の環境美化コンクール	66



第5次行動計画の実績総括及び今後の方向性

第5次行動計画で定めた事業における指標の達成状況、第6次行動計画の策定に向けた今後の方向性を一覧で整理しました。

今後の方向性については、目標の達成状況や事業の必要性等に応じて、継続の有無と今後の事業方針を示しています。第6次行動計画では、2つの事業を終了し、1つの事業を新たに開始します。

1. ごみの投棄対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 市内一斉清掃事業	一斉清掃の実施回数	一部未達成	継続	新しく開発され、コミュニティなどがない地域での定着方法を検討する。成果指標は継続する。
(2) アダプト・ア・ロード事業 (道路里親制度)	参加団体数	一部未達成	継続	新規参加団体を増やし、市内での活動範囲を広げる。成果指標は継続する。
	参加人数			
(3) アダプト・ア・パーク事業 (公園里親制度)	参加団体数	一部未達成	継続	新規参加団体、参加人数を増やすための周知方法を検討し、また、管理公園数の増加も目指す。成果指標を見直す。
	参加人数			
(4) 環境美化活動支援事業	活動参加延べ人数	一部未達成	一部修正	活動参加者を増加させるための周知方法を検討する。成果指標を追加する。
(5) 河川環境保全事業 ・水質監視員による巡回 「事業終了」 河川環境保全事業 ・自然体験学習会	巡回延べ人数	達成	継続	新たな監視員の確保の仕方を検討し、巡回を実施する。成果指標は継続する。
	稚魚放流の実施回数	一部未達成	終了	環境学習を行う新規事業の中で実施するため、事業を終了する。
(6) 不法投棄対策事業	不法投棄年間再発防止率	達成	一部修正	防犯・環境美化サポーターによる巡回や不法投棄の注意喚起を継続して実施する。成果指標を見直す。
(7) 飼い犬のふん放置対策事業	参加団体数	未達成	継続	啓発手段の見直しも視野に入れて、事業を継続する。成果指標は継続する。
	ふん放置解消率			

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### 2. まちの景観保全対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 落書き対策事業	巡回日数	達成	継続	落書きされる場所の傾向を把握し、重点的な巡回などを実施する。成果指標は継続する。
(2) 違反広告物除却事業	パトロールの実施日数	一部未達成	継続	実績値に応じて目標値を見直し、新規のボランティア団体の増加を図る。成果指標は継続する。
(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業	巡回日数	達成	継続	自動販売機の適正管理指導により空き缶や吸い殻のポイ捨てを防止する。成果指標は継続する。
(4) 除草事業	雑草繁茂地改善率	未達成	継続	適正管理通知の発送、所有者宅への訪問などの対策を継続する。成果指標は継続する。
(5) 空家等の適正管理事業	管理不全な空家等の所有者に対する行政指導	—	一部修正	行政指導、空家等の有効活用の促進を継続する。成果指標は実績としていたが改めて追加する。
(6) <<新規事業>> 自然学習事業	自然学習実施回数	—	新規	自然環境を活用した環境学習を実施する。

### 3. 放置自転車対策

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業	撤去巡回数	達成	継続	放置自転車の撤去、適正な駐車方法の指導啓発を継続するとともに、効果的な啓発事例を検討する。成果指標は継続する。
(2) 自転車等駐車場の整備事業	順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める	—	一部修正	駐車場の利用台数や利用率を分析し、必要に応じて駐車場を整備する。成果指標は実績とする。

### 4. 花と緑の美化活動

事業名	指標	状況	今後の方向性	
(1) 花と緑の市民参加事業	つくばセンター地区花壇設置箇所数	達成	一部修正	地域コミュニティの活性化を図るため、市民団体（自治会・子ども会・ボランティア団体等）の花壇活動を継続して支援する。つくばセンター地区花壇の撤去に伴い、同地区の花壇設置箇所数に関する指標は終了する。
	花苗配布団体数	達成		
(2) <<事業終了>> 花と緑の環境美化コンクール	応募団体数	達成	終了	茨城県が主催する花と緑の環境美化コンクールが廃止となったため事業を終了する。
(3) 花と緑の啓発事業	花苗等配布回数	一部未達成	継続	花苗配布は継続して行うが、配布に適したイベントを検討する。成果指標を見直す。

## 基本方針に基づいた施策

目標を実現するために、基本方針に基づき、4つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像 市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

### 基本方針

きれいなまちづくり  
のための活動の推進

きれいなまちづくり  
のための意識の啓発

きれいなまちづくり  
のための自発的な  
活動に関する支援

市民・事業者・市の  
相互の連携

### 施策

### 事業

#### 1 ごみの投棄対策

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業（道路環境美化ボランティア）
- (3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）
- (4) 環境美化活動支援事業
- (5) 河川環境保全事業
- (6) 不法投棄対策事業
- (7) 飼い犬のふん放置対策事業

#### 2 まちの景観保全対策

- (1) 落書き対策事業
- (2) 違反広告物除却事業
- (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業
- (4) 除草事業
- (5) 空家等の適正管理事業
- (6) 自然学習事業

#### 3 放置自転車対策

- (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業
- (2) 自転車等駐車場の整備事業

#### 4 花と緑の美化活動

- (1) 花と緑の市民協働事業
- (2) 花と緑の啓発事業

1. ごみの投棄対策

(1) 市内一斉清掃事業

① 事業概要

事業の目的	市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識の向上を図ります。
事業の内容	●市が市広報紙等で事業内容を積極的にPRし、市内一斉清掃への参加を呼びかけ、ごみの回収実績等をホームページ等で報告します。 ●市民が道路沿い等の美化活動を実施します。
実施期間	6月と12月の第1日曜日（年2回）
対象地域	市内全域

② 現状と課題

年2回の市内一斉清掃は回覧などで広報を行い、継続的に実施されています。令和2年度（2020年度）と令和3年度（2021年度）については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止していました。令和4年度（2022年度）から再開し、新型コロナウイルス感染症の影響が出る以前に実施していた6月と12月の第1日曜日に市内一斉清掃を実施しています。また、市内一斉清掃は多くの市民へ定着してきています。

市内一斉清掃が定着してきている地域では、回収量からも積極的な参加が見受けられますが、新しく開発された地域でコミュニティなども形成されていない地域において、どのように参加を呼びかけ、定着させていくかが課題となっています。



■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一斉清掃の実施回数 (回/年)	目標値	2	2	2	2	2
	実績値	0	0	2	2	-
区会回覧数(回)	実績値	2	2	2	2	-
ごみ回収量(kg)	実績値	0	0	16,420	20,480	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●区会回覧、市広報紙及びホームページで参加を呼びかけます。</li> <li>●6月と12月の年2回開催します。</li> </ul>	事業を中止しました。
令和3年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業への参加を呼びかけ、6月と12月に事業を実施しました。</li> </ul>
令和4年度		
令和5年度		
令和6年度		

### ③ 年度ごとの取組目標

市内一斉清掃は多くの地域で定着してきているため、今後も継続して実施していきます。より多くの市民参加を促し、市内をきれいに保つことで、ごみを捨てづらい環境を整備していきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●年2回、6月と12月に市内一斉清掃を実施します。</li> <li>●参加者を増やすため、SNS等を活用した周知により、参加を呼び掛けます。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一斉清掃の実施回数(回/年)	目標値	2	2	2	2	2
<b>参考指標</b>						
ごみ回収量(kg)						

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報紙、ホームページ、SNS等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>●市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、ホームページで報告します。</li> <li>●他事業と連携し、ごみのポイ捨て行為の減少を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加します。</li> <li>●ごみ集積所とその周辺を清潔に保ちます。</li> <li>●日頃から自宅や事業所周辺の清掃を実施します。</li> </ul>

1. ごみの投棄対策

(2) アダプト・ア・ロード事業

(道路環境美化ボランティア)

① 事業概要

事業の目的	市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路において市民が道路の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、道路破損の通報等の愛護活動、美化活動を行います。</li> <li>●市は活動に対して清掃用具の支援やごみの回収等を行います。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域の市道

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルスによる影響もあり、活動人数が減少しましたが、アダプト団体の協力により、快適な道路空間の整備を実施できています。

本事業については、本市での認知度がまだ低いため、広報活動を定期的に行い、認知度を高めていき、参加団体及び人数を増やしていくことが課題となっています。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数（団体/年）	目標値	24	25	26	27	28
	実績値	18	20	26	27	-
参加人数（人/年）	目標値	419	424	429	434	439
	実績値	292	252	308	335	-



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●市民に広く道路美化事業を知ってもらうため、ホームページを改善します。	●市民に広く道路美化事業を知ってもらうため区会回覧を検討し、担当部署と調整を行いました。ホームページの改善については、時間をかけてでもわかりやすいページの作成を目指すこととしました。
令和3年度	●事業継続に向け、年度末に参加団体との意見交換会を実施します。	●認知度を向上するため、区会回覧を実施。意見交換会については新型コロナウイルスのため見送りました。
令和4年度	●2年目の意見交換会で改善点が出た場合、実行できるか検討する。改善点が出なかった場合は、2年目と同様の意見交換会を実施します。	●事業紹介及び加入を検討してもらうため、企業訪問（工業団地）を実施しました。 さらに、団体が参加しやすくするために要綱を改正し、構成員の数を5人から2人に変更しました。
令和5年度	●3年目で改善点が出た場合、その改善点を実行します。改善点が出なかった場合は、2年目と同様に意見交換会を引き続き行い、同事業の運営を円滑に行います。	●QRコードの作成と配布を行い、アダプト・サインに張り付けてもらうことで認知度向上を図りました。 さらに、事業の周知及び参加団体を増やす目的でSNS等での動画配信を予定しており、活動団体の協力のもと、動画を撮影しました。
令和6年度	●第6次計画に向け、改善点がないかどうか検討します。	- （※年度末に実績を記入）



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

事業の周知を広く行って認知度を高めていき、参加団体数を増やして市内での活動範囲を広くしていくことで、市民と市が一体となって快適で美しい道路環境づくりを推進していきます。

年	内容
1年目（令和7年度）	<ul style="list-style-type: none"><li>●事業についてホームページやSNS等で情報の発信をして、事業の周知及び参加団体を増やします。</li><li>●事業加入及び継続の簡略化を行うために、申請等手続きの電子化を進めます。</li></ul>
2～5年目（令和8～11年度）	<ul style="list-style-type: none"><li>●事業についてホームページやSNS等で情報の発信をして、事業の周知及び参加団体を増やします。</li><li>●団体数が増えてきたら、市から参加団体にアンケートを行い、現状の課題や改善点を共有し、快適な環境美化活動を行えるように支援していきます。</li></ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数（団体/年）	目標値	29	30	31	32	33
参加人数（人/年）	目標値	339	341	343	345	347

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●ホームページやSNS等での事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li><li>●アダプト・ア・ロード（道路環境美化ボランティア）参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li><li>●清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li><li>●アダプト・サイン（表示板）を付与します。</li><li>●他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●アダプト・ア・ロード（道路環境美化ボランティア）に参加します。</li><li>●屋外で出したごみは、分別し、適切な方法で処理します。</li></ul>

1. ごみの投棄対策

(3) アダプト・ア・パーク事業(公園里親制度)

① 事業概要

事業の目的	市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公園等において市民が公園等の里親となって、空き缶やごみの収集、除草、清掃、公園破損の通報、植栽の企画提案及び実施等の愛護活動を行います。</li> <li>●市は活動に対して清掃用具の支援やごみの回収等を行います。</li> <li>●ホームページなどで周知活動を行います。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域の公園

② 現状と課題

令和5年度(2023年度)に要綱を改正(団体の最低必要人数を5人から2人へ緩和)し、参加へのハードルを低くしました。また、ボランティア団体の高齢化により参加団体が減少していますが、30~40歳代を中心とした団体も増加傾向となっており、全体として増加傾向となっています。

今後、ホームページや窓口での広報を継続し、比較的若い世代にも本事業の興味を持ってもらいたいため、利用者の多い公園での周知活動など登録団体を増やせるような活動を実施する必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数(団体/年)	目標値	37	38	39	40	41
	実績値	35	39	41	51	-
参加人数(人/年)	目標値	1,147	1,152	1,157	1,162	1,167
	実績値	1,187	1,232	869	1,023	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案（花壇や樹種）、施設確認等の施設を管理します。	●公園の「里親」となり、清掃活動、植栽の企画提案（花壇や樹種）、施設確認等の施設管理を実施しました。 (※令和6年度は年度末に実績を記入。)

### ③ 年度ごとの取組目標

多くの市民が、アダプト・ア・パーク活動により、公園への愛護意識を高揚させ、環境美化の醸成を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●アダプト・ア・パーク活動団体の要望等を確認し、各団体が継続的に活動できるよう支援します。</li> <li>●樹木や花など「みどり」を用いた環境の改善、景観の向上に取り組み、環境や社会に対する貢献の実績と成果をあげている団体等を表彰し、快適で地球に優しい生活環境の創出を推進します。</li> <li>●ホームページやチラシなどの周知活動を実施します。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数（団体/年）	目標値	53	54	55	56	57
管理公園数（箇所）	目標値	86	87	88	89	90
<b>参考指標</b>						
参加人数（人/年）						



⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙やホームページ等での事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>● アダプト・ア・パーク（公園里親制度）参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>● 清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> <li>● アダプト・サイン（参加団体名）を設置します。※希望団体のみ</li> <li>● 他事業と連携し、清掃活動参加者の増加を図ります。</li> <li>● 表彰制度に参加団体を推薦します。</li> <li>● 不当投棄防止の看板を希望者に無料で配布します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● アダプト・ア・パーク（公園里親制度）に参加します。</li> <li>● 空き缶やごみ等の収集、除草、清掃を実施します。</li> <li>● 植栽の企画提案（植樹・花壇づくりなど）を実施します。</li> <li>● 公園施設の破損等をつくば市へ通報します。</li> <li>● 公園等の愛護活動に関して必要なことを行います。</li> </ul>

コラム

アダプト・プログラム

アダプト・プログラムは、市民と自治体が協働で進める「まち美化プログラム」です。

アダプト (adopt) とは日本語で「養子縁組する」という意味で、道路や公園等の一定区画の公共の場所を養子にみたと、市民や企業が里親となって養子の美化(清掃等)を行い、自治体がこれを支援する制度です。



市民及び事業者とつくば市が互いの役割分担を定め、両者が協働で環境美化を推進します。

市民及び事業者の役割	清掃・美化活動、活動報告
市の役割	清掃用具の提供、ボランティア保険への加入、アダプト・サイン（表示板）の貸与、ごみ回収 等

1. ごみの投棄対策

(4) 環境美化活動支援事業

① 事業概要

事業の目的	環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進します。
事業の内容	●公共の場所において、ごみ拾いや落書き消し等を行う市民・事業者に対し、清掃用具等の支援、傷害保険への加入、ごみの回収等の支援を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）は新型コロナウイルス感染症の影響により活動人数が大幅に減少しましたが、令和4年度（2022年度）以降は、広報活動や企業への呼びかけ等の取組により、目標値を大きく上回る実績となっています。

今後も活動人数の増加を図るため、区会回覧、SNS等による広報活動や、継続活動案内文の送付などの取組を積極的に行います。また、つくば de まちピカプロジェクト※の周知や継続活動者への表彰等で、活動者のモチベーションを高めることが重要です。

※34 ページ コラム「つくば de まちピカプロジェクト」参照



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動参加延べ人数 (人/年)	目標値	10,000	10,250	10,500	10,750	11,000
	実績値	4,455	9,848	12,860	13,321	-
美化活動申請団体数 (団体)	実績値	24	75	117	115	-
	団体	21	32	53	54	-
	個人	3	43	64	61	-
活動実施回数(回)	実績値	411	2,531	4,109	4,258	-
ごみ袋配布枚数(枚)	実績値	6,004	10,058	10,442	8,837	-

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績※
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者からの申請に基づき、支援(物品支給等)を実施します。</li> <li>●活動(支援内容等)周知のため区会回覧行います。</li> <li>●まつりつくば・サイエンスコラボにて参加団体の募集活動を実施します。</li> </ul> ※サイエンスコラボは令和5年度までのイベントとなっており、他イベントで参加団体の募集活動を検討。	-
令和3年度		-
令和4年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>●電子申請を導入しました。</li> <li>●SNS等で周知しました。</li> <li>●継続活動案内を通知しました。</li> </ul>
令和5年度		<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援物資の利便性を向上しました。(つくば市環境美化活動要項の改正)</li> <li>●継続活動案内を通知しました。</li> <li>●つくば市版ごみ拾いWEBサイトを開設しました。</li> <li>●継続活動者を表彰しました。</li> </ul>
令和6年度		- (※年度末に実績を記入)

※第5次計画策定時の取組目標をすべて達成しています。新規の取組が多いため、第5次計画策定時の取組目標の内容に加え、新たに実施した取組のみを掲載しています。

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

市民が気軽に取り組める環境美化活動として、認知度向上に向けた広報活動を積極的に行います。また、つくばdeまちピカプロジェクトの周知により、活動者のモチベーションの向上を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民・事業者からの申請に基づき、支援（物品支給等）を実施します。</li> <li>●活動（支援内容等）周知のため区会回覧を実施します。</li> <li>●つくばフェスティバル等のイベントにて参加団体の募集活動を実施します。</li> <li>●継続活動案内文を送付します。</li> <li>●継続活動者を表彰します。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
活動参加延べ人数（人/年）	目標値	13,000	13,250	13,500	13,750	14,000
つくばdeまちピカプロジェクト 参加延べ人数（人/年）	目標値	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600
<b>参考指標</b>						
美化活動申請者数（申請者数）						
活動実施回数（回/年）						

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報紙やホームページ等で事業内容を積極的にPRし、参加者の増加を図ります。</li> <li>●参加者が円滑に活動を進められるよう、関係機関との連絡調整を行います。</li> <li>●清掃活動に必要な清掃用具等を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境美化活動を実施します。</li> <li>●屋外で出したごみは、持ち帰るなど適正に処分します。</li> </ul>

コラム

つくば de まちピカプロジェクト

令和5年7月から、ごみ拾い SNS アプリ「ピリカ」と連動した、つくば市版ごみ拾い活動ホームページ（つくば de まちピカプロジェクト）を開設しました。

この見える化ページでは、市内で清掃活動をした際、SNS アプリ「ピリカ」を活用して投稿されたごみ拾い活動の状況が自動的に集められ、どの地域でどんなごみが拾われているのか、市内全体の活動状況を見ることができます。



1. ごみの投棄対策

(5) 河川環境保全事業 水質監視員による巡回

① 事業概要

事業の目的	身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●水質監視員による巡回を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域の河川

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルスの影響でイベント等が中止となりましたが、水質監視員の巡視活動に関しては継続して取り組んだことにより、目標を達成しています。

水質監視員の高齢化により、年々委員の人数が減っており、実績値が減少傾向にあるため、新規会員の確保や若い世代への周知活動を実施していく必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回延べ人数（人/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	495	455	445	444	-
異常報告件数（件）	実績値	70	59	73	62	



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動を実施します。	●水質監視員による河川巡回、サイエンスコラボによる啓発活動、河川清掃活動を実施しました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

水質監視の巡回を継続し、取組のPRを積極的に行うことで、巡回回数と水質監視員の人数を維持します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●水質監視員による河川巡回、市イベントや配布物による啓発活動、河川清掃事業を実施します。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回延べ回数(回/年)	目標値	240	240	240	240	240
<b>参考指標</b>						
異常報告件数(件/年)						

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●公共水域の巡回を実施し、不法投棄の抑止を図ります。	●不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報します。

1. ごみの投棄対策

(6) 不法投棄対策事業

① 事業概要

事業の目的	不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公共用地に不法投棄された廃棄物を回収します。</li> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。</li> <li>●警告看板、監視カメラ等を設置します。</li> <li>●市民・事業者との協力により、不法投棄防止を図ります。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによるパトロールや不法投棄の回収及び市広報紙を活用した不法投棄の注意喚起を促すとともに、不法投棄禁止看板を市民に無料配布するなど注意喚起を行っています。これらの取組により、目標を達成しています。

不法投棄回収量は、微減傾向となっておりますが、市民や事業者などと連携した監視や注意喚起を継続していく必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不法投棄年間再発防止率 (%)	目標値	85	90	90	90	90
	実績値	95	95	91	95	-
パトロール件数 (件)	実績値	354	355	347	353	-
回収件数 (件)	実績値	352	347	303	401	-
回収量 (kg)	実績値	19,766	17,389	14,470	14,060	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行います。</li> <li>●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去します。</li> <li>●市広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行いました。</li> <li>●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去しました。</li> <li>●市広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行いました。</li> </ul> ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

市民や事業者と連携し、不法投棄の早期発見と迅速な対応を図ります。

廃棄物の適切な処理方法や環境への影響についての情報発信を重視します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを行います。</li> <li>●道路等公共用地から不法投棄廃棄物を撤去します。</li> <li>●市広報紙、回覧及び市イベントでの啓発及び注意喚起を行います。</li> <li>●ごみの出し方をごみ分別アプリ「さんあ～る」やSNSを利用し、周知します。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
パトロール日数(日/年)	目標値	350	350	350	350	350
<b>参考指標</b>						
回収件数(件)						
回収量(kg)						

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●ごみの出し方をごみ分別アプリ「さんあ〜る」やSNSを利用し周知します。</li><li>●公共用地に投棄された不法投棄物の撤去を行います。</li><li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回パトロールを時間的、場所的に隙間なく行い、不法投棄の抑止を図ります。</li><li>●不法投棄物の排出元調査等を行い、行為者の発見に努めます。</li><li>●不法投棄警告看板を市民等へ無料で交付し、行為者に対する警告及び市民への啓発を行います。</li><li>●県や警察、事業者と協力し、不法投棄の抑止を図ります。</li><li>●不法投棄の防止に関する先進的な取組について調査研究を行います。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●不法投棄の防止を図るため、所有地（管理地）を適正に管理します。</li><li>●不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報します。</li><li>●再利用を促進し、ごみの出し方のルールを徹底します。</li></ul>



1. ごみの投棄対策

(7) 飼い犬のふん放置対策事業

① 事業概要

事業の目的	飼い犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報紙等で飼い犬のふんの持ち帰りについて啓発活動を行います。</li> <li>●飼い犬のふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布を行います。</li> <li>●イエローカード作戦を導入し、実施団体に必要物資の配布を行います。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

市広報紙等への記事の掲載やふんの持ち帰り啓発看板・グッズの配布により啓発活動をし、また、イエローカード作戦として希望団体に必要物資の配布を行いました。イエローカード作戦の参加団体は増加していますが、ふん放置の解消率は目標に達していません。

イエローカード作戦について、実施方法に否定的な意見も出ているため、啓発手段についての見直しも視野に入れながら事業継続をしていく必要があります。



■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
参加団体数 (団体/年)	目標値	15	16	17	18	19
	実績値	9	15	16	17	-
ふん放置解消率 (%)	目標値	90	90	90	90	90
	実績値	71	71	75	71	-

※ふん放置解消率の算出方法

イエローカード作戦の全参加団体に対して依頼しているアンケート結果を元にしてしています。

- 1 おおいに効果があった
- 2 少しは効果があった
- 3 効果はなかった
- 4 どちらとも言えない
- 5 その他

の選択肢の中から「おおいに効果があった」及び「少しは効果があった」と回答した団体数の割合を「ふん放置解消率」としてしています。(無回答の団体も全体の数として含みます。)

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材を配布します。	●ふん処理袋、犬のふん放置防止看板、イエローカード作戦資材配布しました。(ふん処理袋は飼い主に向けて配布しました。) ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

依然としてふんの放置解消に至らない地域もあることから、物品の配布等を継続し、犬の飼い主への啓発を行います。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●市民に啓発物品の配布等することにより、飼い犬のふんの放置解消を目指します。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
参加団体数(団体/年)	目標値	20	20	20	20	20
ふん放置解消率(%)	目標値	90	90	90	90	90

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報紙やホームページ等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図ります。</li> <li>●市広報紙やホームページ等でイエローカード作戦の事業内容を積極的にPRします。</li> <li>●イエローカード参加団体が円滑に活動を進められるよう、連絡調整を行います。</li> <li>●イエローカード作戦に必要な用具等を支援します。</li> <li>●啓発看板等を作成し、希望者へ配布します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し、適正に処分します。</li> <li>●イエローカード作戦に参加します。</li> </ul>

## 2. まちの景観保全対策

### (1) 落書き対策事業

#### ① 事業概要

事業の目的	落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。</li> <li>●条例に基づき、落書き行為に対する勧告、命令及び過料処分を実施します。</li> <li>●市内の落書きに対し、速やかな消去作業を実施します。</li> <li>●市民協働の落書き消去作業を実施します。</li> <li>●先進的な取組（看板設置、絵画制作等）を参考に、落書きの防止を図ります。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

#### ② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによる巡回延べ日数は、目標を達成しています。また、落書きを早期発見し、管理者へ除去依頼を行うことで、景観の保持を図ることができています。

落書きは、サポーターによる現行犯での取り締まりは難しいですが、落書きされる場所は似たような傾向があるため、そのような場所のパトロールを重点的に実施することも必要と考えます。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回日数（日/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	354	355	347	353	-
落書き報告件数（件）	実績値	0	0	6	0	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。
令和3年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。
令和4年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。 ●管理者への落書き除去依頼を行いました。 ●市民協働の落書き消去作業を実施しました。
令和5年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行いました。 ●市民協働の落書き消去作業を実施しました。
令和6年度	●防犯・環境美化サポーターによる取り締まり、落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化確認・修復作業を行います。	- (※年度末に実績を記入)

### ③ 年度ごとの取組目標

今後も、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、落書きの早期発見に努めます。

落書きされやすい傾向の場所について、パトロールを重点的に実施し、落書きを未然に防ぎます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。 ●管理者へ落書き除去依頼をします。 ●落書き消去作業を実施します。 ●落書き防止絵画の経年変化の確認を行います。

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回日数（日/年）	目標値	350	350	350	350	350
<b>参考指標</b>						
落書き報告件数（件）						
落書き処理対応件数（件）						

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施します。</li> <li>●落書きに関する情報を収集し、情報が寄せられた場合は速やかに対応します。</li> <li>●関係機関や管理者と連携し、落書きの消去・防止を図ります。</li> <li>●絵画制作等により落書きの防止を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●落書き行為を発見した場合は、市や警察へ報告します。</li> <li>●市が実施する落書き消し活動に参加します。</li> </ul>



2. まちの景観保全対策

(2) 違反広告物除却事業

① 事業概要

事業の目的	違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図ります。
事業の内容	●住民、行政、民間事業者、警察等が一体となって違反広告物の除却等を行います。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、ボランティア団体による実施日数も多く、目標値を達成しましたが、令和4年度（2022年度）以降は、簡易除却できる違反広告物の減少により、パトロールの実施日数が減少しています。

近年、違反広告物が減少傾向にあることを踏まえ、目標値と実績値の実情が合っていないため、目標値の検討をする必要があります。また、当事業において、地域を巡回するボランティア団体の役割は非常に大きいため、引き続き実施してもらえるよう必要な支援を行うとともに、新規団体の増加を図ることが必要です。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パトロールの実施日数 (日/年)	目標値	80	80	80	80	80
	実績値	102	94	40	45	-
違反広告物の除却数 (枚/年)	実績値	160	151	80	84	-
ボランティア団体数(団体)	実績値	12	9	9	9	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反広告物除却パトロールの業務を委託します。</li> <li>●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施します。</li> <li>●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反広告物除却パトロールの業務を委託しました。</li> <li>●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施しました。</li> <li>●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行いました。</li> </ul> ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

違反広告物の設置自体も減少してきており、当事業の効果はあるため、今後も継続して違反広告物除却を行っていきます。

また、地域を巡回するボランティア団体に、引き続き実施してもらえるよう必要な支援を行っていくとともに、新規団体の登録についても、広報つくばに掲載し、募集を行っていきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●違反広告物除却パトロールの業務を委託します。</li> <li>●市職員及びボランティアによる違反広告物除却パトロールを実施します。</li> <li>●市民への周知・新規ボランティア団体の募集・ボランティア団体への支援を行います。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
パトロールの実施日数(日/年)	目標値	40	40	40	40	40

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●市広報紙やホームページ等で事業内容をPRし、積極的にボランティア団体の募集を図ります。</li><li>●ボランティア団体に、除却作業に必要な支援を行います。</li><li>●職員による巡回及び除却作業を実施します。</li><li>●委託業者による広域的な除却作業を実施します。</li><li>●市民や民間事業者と連携して対応します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●活動地域において、定期的に巡回及び除却作業を実施します。</li><li>●市と連携して、違反広告物を除却します。</li></ul>



2. まちの景観保全対策

(3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業

① 事業概要

事業の目的	自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導の実施などを実施することで、空き缶・吸い殻等のポイ捨てを防止し、また、印刷物等の散乱、放置を防止することできれいなまちづくりを図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行います。</li> <li>●つくば市きれいなまちづくり条例に規定される事業（散乱防止責任者への指導、空き缶・吸い殻等、散乱防止啓発シールの貼付等）を推進します。</li> <li>●公共の場所で、チラシ等の印刷物が散乱している場合には、印刷物等配布事業者に対し回収と適正処理を指導します。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

防犯・環境美化サポーターによる巡回により、ステッカー未貼付の自動販売機を発見した場合は、管理者に対し適正管理指導を行っています。

また、受動喫煙禁止法の改正により、公共施設の禁煙化など、喫煙できる環境が減少していく傾向にあり、新たなたばこ自動販売機の設置は少ないと考えますが、吸い殻等のポイ捨ての防止に向け、自動販売機への散乱防止啓発ステッカーの貼布、防犯・環境美化サポーターによる巡回が必要であると考えられます。



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
巡回日数（日/年）	目標値	240	240	240	240	240
	実績値	354	355	357	353	-
ステッカー未貼付報告件数（件/年）	実績値	0	0	5	1	-
印刷物散乱報告件数（件/年）	実績値	0	0	0	0	-

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、ステッカー未貼付自動販売機の管理者へ指導を行います。	●防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、ステッカー未貼付自動販売機の管理者へ指導を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

今後も、防犯・環境美化サポーターによる巡回を行い、自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導や印刷物等の散乱防止に取り組むことで、まちの景観の維持を図ります。

年	内容
1～5年目 （令和7～11年度）	●防犯・環境美化サポーターや市民からの通報により行為者・未貼付自動販売機の管理者へ指導します。

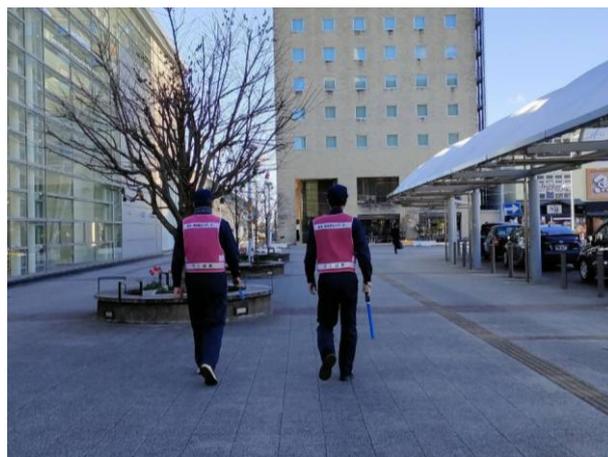
### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
巡回日数（日/年）	目標値	350	350	350	350	350
<b>参 考 指 標</b>						
ステッカー未貼付報告件数（件/年）						
印刷物散乱報告件数（件/年）						

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"><li>●防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、未然防止を図ります。</li><li>●公共の場所で、ビラやチラシなどの印刷物等が散乱している場合は、印刷物等配布者へ回収等処理の指導を行います。</li><li>●自動販売機の散乱防止責任者へ適正管理の指導を行います。</li><li>●自動販売機事業者による、たばこの吸い殻や空き缶等散乱防止啓発活動の実施を促します。</li><li>●空き缶等の回収、資源化等の指導を行います。</li><li>●自動販売機事業者の把握に努めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分します。</li><li>●印刷物等の散乱があった場合は、配布事業者の責任の下、回収します。</li><li>●ビラやチラシが捨てられていた場合は、市へ連絡します。</li><li>●自動販売機ごとに散乱防止責任者を設置します。</li><li>●自動販売機に啓発シールを貼付します。</li><li>●消費者へ散乱防止に関する啓発活動を行います。</li></ul>



2. まちの景観保全対策

(4) 除草事業

① 事業概要

事業の目的	空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図ります。
事業の内容	●空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施します。 ●雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。
実施期間	雑草繁茂地に所有者に対する指導：通年 あっせん業者による除草作業 (所有者等から申出があった場合のみ実施、費用は自己負担) ：年1回刈…8月頃実施、年2回刈…6月、10月頃実施
対象地域	市内全域

② 現状と課題

つくば市空き地除草条例に基づき、空き地の所有者へ適正管理通知を送付するとともに、改善に至らない空き地に関しては所有者宅へ訪問し改善を促しました。

雑草繁茂地の申し立て筆数は毎年度多いことから、適正管理通知の送付及び所有者宅への訪問を今後も継続して実施することが必要です。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
雑草繁茂地改善率※ (%)	目標値	85	85	85	85	85
	実績値	72.4	80.5	75.4	64.4	-
空き地適正管理 依頼文送付数 (筆)	実績値	767	864	1,314	1,248	-
雑草繁茂地申し立て数 (筆)	実績値	450	583	756	559	-
除草工事数 (件)	実績値	1,590	1,526	1,395	1,318	-



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地所有者へ除草業者をあっせんします。</li> <li>●雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導をします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土地所有者へ除草業者をあっせんしました。</li> <li>●雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導を行いました。</li> </ul> ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

適正管理の啓発・指導を継続し、改善率の上昇を目指します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●土地所有者へ除草業者をあっせんします。雑草繁茂地に対する相談受付及び土地所有者へ適正管理の指導を行います。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
雑草繁茂地改善率(%)	目標値	85	85	85	85	85

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂の未然防止を図ります。</li> <li>●雑草が繁茂又は堆積している空き地の所有者に対し、適正管理の指導を実施します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●所有地の除草作業などを定期的に行い、景観や生活環境の保全に配慮します。</li> <li>●近隣に雑草が繁茂した空き地がある場合には、市に連絡します。</li> </ul>

#### ※雑草繁茂地改善率の算出方法

$$\frac{\text{除草工事数〈除草組合施行〉} + \text{雑草繁茂地所有者による除草数}}{\text{雑草繁茂地申立て数〈昨年度以前より継続分含む〉}}$$

2. まちの景観保全対策

(5) 空家等の適正管理事業

① 事業概要

事業の目的	空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図ります。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民から相談を受けて、現況調査を行い、管理不全と判断した場合には、所有者等を調査特定し、助言、指導を行います。</li> <li>●当該空家等が「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく特定空家等と認定された場合には、同法に基づく措置を行います。</li> <li>●空家等の有効活用施策を実施します。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

つくば市空家等対策計画に基づき、施策を実施し、管理不全な空家等の改善や空家等の有効活用の促進を行い、地域の生活環境の保全と活性化を図りました。

空家等の所有者等による適切な管理の促進、空家等や除却跡地の利活用の促進に基づき適切な管理に向けた空家等の所有者等やその相続権者の意識の涵養・理解の増進を図るとともに、地域、事業者、行政の連携による相談体制の整備を図ること等が課題となっています。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数（件）	実績値	99	129	106	128	-
管理不全な空家等の対応完了件数（件）	実績値	51	44	40	46	-
管理不全な空家等の件数（件）	実績値	-	-	855	-	-

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空家等無料相談会の定期開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用、特定空家等庁内調査委員会の開催などを行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空家等無料相談会の開催、管理不全な空家等の所有者等に対する助言・指導、空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用を随時実施しました。</li> </ul> ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

第2期つくば市空家等対策計画に基づき、施策を継続実施し、管理不全な空家等の改善や空家等の有効活用の促進を行い、地域の生活環境の保全と活性化を図っていきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理不全な空家等の所有者等に対して助言・指導を実施します。</li> <li>●当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行います。</li> <li>●空家バンク制度を活用した空家等の有効利活用を随時実施します。</li> <li>●空家等無料相談会を開催します。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
空家活用補助金の交付件数(件)	目標値	3	3	3	3	3
<b>参考指標</b>						
管理不全な空家等の所有者等に対する行政指導件数(件)						
管理不全な空家等の対応完了数(件)						
管理不全な空家等の件数(件)						
空家バンク登録物件の成約件数(件)						
無料相談会の実施回数(回)						

⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●管理不全な空家等の所有者等を調査特定し、助言・指導を行う。当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行います。</li> <li>●空家等の廃屋化予防の観点から空家等の所有者等を対象とした空家等無料相談会を開催します。</li> <li>●空家バンク制度により、空家等の有効活用を進めます。</li> <li>●空家活用補助金の交付をとおして、空家バンク制度を活用する方を支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空家等の適正な管理や有効利活用を行い、地域の生活環境の保全や活性化に努めます。</li> <li>●近隣に管理不全な空家等がある場合は、市に報告します。</li> <li>●空家等の活用・管理・処分・相続などの相談に空家等無料相談会を活用します。</li> <li>●空家等の売却や賃貸をしたい場合に空家バンク制度を活用します。</li> </ul>



## (6) 自然学習事業

### ① 事業概要

事業の目的	身近な自然環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●自然を利用した学習会を実施します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

### ② 現状と課題

第5次計画では河川環境保全事業において自然体験学習会等の取組を行っていました。今後は、河川だけでなく自然全般に関わる学習の機会を創出する必要があると考えられます。

### ③ 年度ごとの取組目標

自然全般にかかわる学習の機会を創出し、自然学習会を実施します。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	自然学習会を実施します。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自然学習実施回数(回/年)	目標値	2	2	2	2	2

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●自然学習会を実施し、自然環境や生物多様性の大切さについて普及啓発を図ります。	●自然学習会に参加し、自然観察やモニタリングを行います。

3. 放置自転車対策

(1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業

① 事業概要

事業の目的	自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活を確保します。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>● T×4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施します。</li> <li>● 定期的に放置自転車等の撤去を実施します。</li> </ul>
実施期間	通年
対象地域	T×4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域

② 現状と課題

放置自転車等の撤去を日中月 11 回と夜間月 1 回業務委託していることに加えて、自課による撤去を実施することで、目標値を達成できています。

今後も、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発に努め、放置自転車等の減少を目指します。また、啓発における効果的な事例を検討します。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
撤去巡回数（回/年）	目標値	150	150	150	150	150
	実績値	156	156	156	156	-
違反駐輪警告台数（台/年）	実績値	2,508	2,331	1,831	2,498	-
違法駐輪撤去台数（台/年）	実績値	453	675	639	718	-



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施することで、適切な利用者の利便性向上を図ります。	●看板で周知する以外に管理人による呼びかけを行っている。 放置自転車を撤去することで、適切に利用したい方の駐輪を妨げないようにする等、利便性向上を図りました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

TX4駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺の自転車等放置禁止区域において、自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を実施することで、適切な利用者の利便性向上を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	放置自転車等の撤去と適正な駐車方法の指導啓発を実施します。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
撤去巡回数（回/年）	目標値	150	150	150	150	150
<b>参考指標</b>						
違反駐輪警告台数（台/年）						
違法駐輪撤去台数（台/年）						

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報紙やホームページ等により自転車等放置禁止区域の周知を行います。</li> <li>●巡回指導により自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を行い、自転車等駐車場の利用を促進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自転車等は自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。</li> <li>●自転車利用者のモラル向上に努めます。</li> </ul>

3. 放置自転車対策

(2) 自転車等駐車場の整備事業

① 事業概要

事業の目的	自転車等駐車場の整備を行い自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活を確保します。
事業の内容	●自転車等の放置を防止するため、駐輪場整備を図ります。
実施期間	通年
対象地域	T X 4 駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺

② 現状と課題

人口が増加したことで自転車等駐車場の駐車台数が不足したため、令和2年度（2020年度）にみどりの駅自転車等駐輪場、令和3年度（2021年度）に万博記念公園駅自転車等駐車場の拡張工事を行いました。

各駐輪場における利用台数や利用率等の分析を行い、必要に応じて駐輪場を整備します。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
順次、計画、見直し及び拡張工事等を進める	目標値	*	*	*	*	*
拡張台数（台/年）	実績値	267	128	-	-	-

\*はその年度に実施することを示す。拡張工事を行った場合は、別途その台数を実績値として報告



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	●自転車等駐車場利用台数・将来推計を鑑み、自転車等駐車場整備を計画・実施します。	●将来推計、整備計画の策定は未着手となっています。 ●駐車場ごとに整備施策を検討する必要があります。
令和3年度		
令和4年度		
令和5年度	●整備後の経過を鑑み、整備計画の見直し等を行います。	●令和2年度にみどりの駅前、令和3年度に万博記念公園駅前自転車等駐車場の拡張整備を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。
令和6年度		

### ③ 年度ごとの取組目標

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、必要に応じて駐車場を整備します。

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
駐車場の整備	目標値	-	-	-	-	-

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、計画的な自転車等駐車場の整備を行います。	●自転車等は自転車等駐車場を利用するなど決められた場所へ駐輪します。 ●自転車利用者のモラル向上に努めます。

4. 花と緑の美化活動

(1) 花と緑の市民協働事業

① 事業概要

事業の目的	参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
事業の内容	●市民協働による地域の自主的な花壇活動を推進します。 ●活動に対し、必要な花苗や用土等を支援します。
実施期間	地域における自主的な花壇活動：通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

つくばセンター地区花壇が撤去されたことに伴い、令和3年度（2021年度）以降は花苗配布団体数を目標値、実績値としており、ホームページや区会による情報周知の結果、目標値を達成しています。

目標値に対し、達成できている状況ではありますが、活動している団体が高齢化していることもあり、今後も同じ水準を確保することが課題となっています。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
つくばセンター地区 花壇設置箇所数（箇所数）	目標値	6	-	-	-	-
	実績値	6	-	-	-	-
花苗配布団体数（団体）	目標値	-	100	100	100	100
	実績値	133	144	151	164	
花苗配布数（ポット）	実績値	16,513	17,748	19,065	25,046	



## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月）</li> <li>●春・秋の花苗配布（6月・11月）</li> </ul>	春・秋のセンター地区花壇づくり（5月・10月） 春・秋の花苗配布（6月・11月）
令和3～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●春・秋の花苗配布（6月・11月）</li> </ul>	春・秋の花苗配布（6月・11月） ※令和6年度は年度末に実績を記入。

### ③ 年度ごとの取組目標

配布する花苗の種類を検討しつつ、限られた予算の中で花による環境美化活動を市の行事や団体の活動から市民協働の活動へと広げていくため、継続的に取り組んでいきます。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●春・秋の花苗配布（6月・11月）を行います。</li> </ul>

### ④ 成果指標

成果指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
花苗配布団体数（団体）	目標値	155	155	155	155	155

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ホームページ等で事業内容を周知します。</li> <li>●市民参加による環境美化活動を継続的に行うため、花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援します。</li> <li>●活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民参加による「花と緑の市民協働事業」に参加し、花や緑を通じて環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。</li> </ul>

4. 花と緑の美化活動

(2) 花と緑の啓発事業

① 事業概要

事業の目的	イベント来場者に花苗等を配り、自宅等での花壇活動の推進を行うことで、市民の環境美化意識を高めるとともに、市内全体の花による環境美化を目指します。
事業の内容	●イベントにて花苗等の配布を行い、市民が所有している自宅等の土地での花壇活動を推進します。 ●可能な限り多年草など1年で枯れない植物を配布し、長期間にわたる花による景観美化を目指します。
実施期間	通年
対象地域	市内全域

② 現状と課題

令和2年度（2020年度）から令和3年度（2021年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントが中止となり、目標回数を達成できませんでしたが、令和4年度（2022年度）以降は、イベントの中止もなく、多くの来場者に花苗を配布することができました。

イベントによっては花苗の配布に適さないものも考えられるため、開催イベントについては精査する必要があります。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
花苗等配布回数（回/年）	目標値	2	2	2	2	2
	実績値	1	1	2	2	-
花苗等配布数（株/年）	実績値	200	300	1,000	900	

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●まつりつくば・サイエンスコロポ等のイベントにて、花苗等の配布を行います。	●まつりつくば・サイエンスコロポ等のイベントにて、花苗等の配布を行いました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

## 第4章 基本方針に基づく施策展開

### ③ 年度ごとの取組目標

今後も、花苗の配布を通じて花壇活動を推進し、継続して景観美化を目指します。また、イベントの広報活動を積極的に行い、イベント参加者の増加を図ります。

年	内容
1～5年目 (令和7～11年度)	●イベント等で花苗の配布を行います。

### ④ 成果目標指標

成果目標指標		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
花苗等配布数(ポット)	目標値	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

### ⑤ 各主体の役割

市の役割	市民及び事業者の役割
●イベントのチラシやホームページ等で花苗等の配布を積極的にPRします。	●花と緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進します。



第5次計画で終了する事業一覧

1. ごみの投棄対策

《終了》

河川環境保全事業 自然体験学習会

① 事業概要

事業の目的	身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図ります。
事業の内容	●河川の自然を利用した自然体験学習会を実施します。
実施期間	令和2年度～6年度
対象地域	市内桜川流域

② 現状

新型コロナウイルスの影響、天候不良等により、予定回数を実施できなかった年度もありましたが、自然体験学習会として稚魚放流体験を実施し、参加児童に桜川の豊かな生態系や水環境を守ることの大切さを体感してもらうことができました。

河川に関連する自然体験学習会だけでなく、自然全般に関わる学習の機会を創出する必要があります。

今後は、新規事業である自然学習事業で、自然学習会を実施していきます。

■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
稚魚の放流回数（回/年）	目標値	4	4	4	4	4
	実績値	4	2	2	3	-
参加者数（人/年）	実績値	309	150	145	212	-

■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	●桜川流域小学校（4校）の4年生を対象として学習会を実施します。	●桜川流域小学校の4年生を対象として稚魚放流体験等を実施しました。 ※令和6年度は年度末に実績を記入。

## 花と緑の環境美化コンクール

### ① 事業概要

事業の目的	チャレンジいばらき県民運動・茨城県・茨城県教育委員会が主催する花と緑の環境美化コンクールへの参加促進事業となっています。花いっぱい運動（花壇活動）をされている地域住民・児童・生徒に参加を呼びかけ、環境美化に対する関心・意欲を高めます。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけます。</li> <li>●参加団体に対し、下段活動に必要な消耗品や肥料の助成を行います。</li> <li>●市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推薦します。</li> </ul>
実施期間	令和2年度
対象地域	市内全域

### ② 現状

茨城県が主催する花と緑の環境美化コンクールが令和2年度（2020年度）で廃止となったため、事業を終了します。

引き続き、花と緑の市民協働事業で花壇活動を進めるほか、表彰制度（アダプト・ア・パーク事業、環境美化活動支援事業）を活用し、意欲向上を図っていきます。

#### ■ 第5次行動計画における目標指標の達成状況

指標		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
応募団体数（団体/年）	目標値	14	15	16	17	18
	実績値	22	-	-	-	-

#### ■ 第5次行動計画における年度ごとの取組実績

年度	第5次計画策定時の取組目標	取組実績
令和2～6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけます。</li> <li>●参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行います。</li> <li>●市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他事業と連携しコンクールの周知を図り、参加を呼びかけました。</li> <li>●参加団体に対し、花壇活動に必要な消耗品や肥料の助成を行いました。</li> <li>●市審査（一次審査）を行い、優秀団体を中央審査へ推進しました。</li> </ul> <p>※令和6年度は年度末に実績を記入。</p>

# 第5章

## 行動計画の推進

1. 行動計画の推進体制 . . . . .	68
2. 行動計画全体の評価及び見直し . . . . .	68



## 1. 行動計画の推進体制

きれいなまちづくり行動計画の各種事業には、市民・事業者・市が連携し、取り組んでいきます。

事業を推進するために、本市は庁内に「環境美化推進会議」を設置し、各事業の年次計画を策定し、推進、点検 評価、見直しを毎年実施します。

行動計画の中間年である令和 9 年度（2027 年度）には、中間評価を実施し、本市を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しについて検討します。

行動計画の中間年度に見直しを行わなかった場合には、最終年度である令和 11 年度（2029 年度）には計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。

また、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民事業者の皆様には適宜協力を求めます。

### 〈環境美化推進会議〉

関係各課の長で構成され、各事業の年次計画の策定、推進、点検 評価、見直しを年度ごとに実施し、結果の公表を行います。行動計画の中間年である令和 9 年度（2027 年度）には、点検 評価をとりまとめ、必要に応じ計画全体の見直しを行います。また、行動計画最終年度には、計画全体の評価及び見直しを行い、新しい行動計画を策定します。必要に応じ、「つくば市きれいなまちづくり実行委員会」、「つくば市環境審議会」、市民 事業者と連携を図ります。

### 〈つくば市きれいなまちづくり実行委員会〉

市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。また、必要に応じて環境美化推進会議との連携を図ります。

### 〈つくば市環境審議会〉

市民や学識経験者等で構成され、行動計画の見直し案に対し、意見・助言等を行います。（定数は 15 名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。）

## 2. 行動計画全体の評価及び見直し

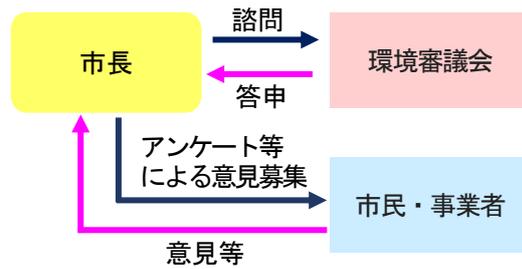
行動計画の評価及び見直しに関しては、中間年の令和 9 年度（2027 年度）に「環境美化推進会議」において中間評価を実施し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。また、行動計画の最終年度である令和 11 年度（2029 年度）には、第 6 次行動計画の評価を行い、次期行動計画の策定を検討し、「つくば市環境審議会」へ意見を求めます。

## 第5章 計画の推進

### 令和6年度

#### PLAN: 行動計画の策定

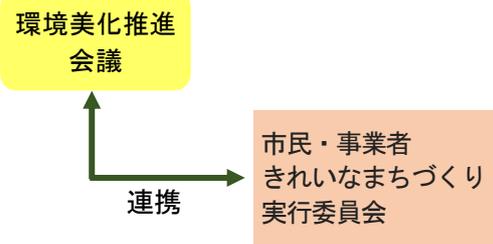
令和6年度までの環境美化活動の実施状況、効果などを踏まえて、施策の方針や対策など5年間の行動計画を策定します。



### 令和7年度～11年度

#### DO: 行動計画の実行

各事業を、年次計画に基づき実行します。「環境美化推進会議」が年次計画の策定及び見直しを毎年実施します（年度ごとのPDCAサイクル）。また、ホームページ等にて結果の公表を行います。



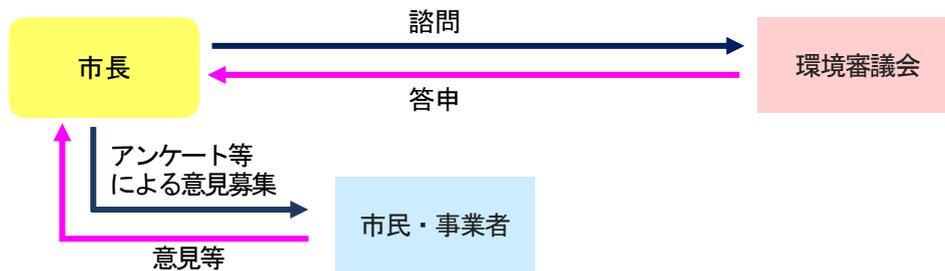
### 令和9年度・11年度

#### CHECK: 行動計画の実行の点検及び評価

行動計画の実施状況を点検し、きれいなまちづくりがなされたかどうか、令和9年度に中間評価、令和11年度に最終評価を行います。

#### ACT: 行動計画の見直しと改善

きれいなまちづくりをさらに推進していくために、中間評価では必要に応じて改善を行い、最終評価では次期行動計画に向けた改善点の洗出しと整理を行います（改善された次期行動計画の策定（PLAN）へ続きます）。



### 令和11年度

#### PLAN: 改善された行動計画の策定（第7次行動計画）



## 資料編

1.つくば市きれいなまちづくり条例 . . . . .	72
2.きれいなまちづくり重点地区 . . . . .	78
3.用語解説 . . . . .	84



# 1. つくば市きれいなまちづくり条例

## 目次

### 前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 きれいなまちづくり行動計画等(第8条—第10条)

第3章 きれいなまちづくり重点地区(第11条)

第4章 投棄等の禁止(第12条—第16条)

第5章 自動販売機の適正管理(第17条—第19条)

第6章 勧告及び命令等(第20条—第22条)

第7章 雑則(第23条・第24条)

第8章 罰則(第25条)

### 附則

つくば市は、名峰筑波山を仰ぎ、小貝川、桜川などの流れに沿って田園風景が広がる恵み豊かな自然を有するとともに、世界に誇る研究機関を擁する筑波研究学園都市を核とする街並みを有し、自然と都市が調和した田園都市が形成されている。

これまで、つくば市は、清潔できれいな生活環境を守るため、公共の場所におけるごみの定期清掃などの施策を実施してきた。しかしながら、一部の人々による吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふんの放置、落書きといった行為が後を絶たず、清潔できれいな生活環境が損なわれようとしている。

今こそ私たちは、これらの心無い行為をモラル欠如やマナー違反の問題として個人の良心に委ねるのではなく、ルールとして定めることにより、市民、事業者、市が力を合わせて、清潔できれいな生活環境を守っていかなければならない。

このような決意のもと、ここに暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受することができる清潔できれいなまちをつくるため、この条例を制定する。

## 資料編

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、清潔できれいな生活環境の保持について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、空き缶、吸い殻等の投棄の禁止その他必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちをつくり、もって快適な市民生活の確保に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 空き缶等 飲食物を収納し、又は収納していた缶、びん、ペットボトルその他の容器をいう。
- (4) 空き缶、吸い殻等 空き缶等、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、レジ袋その他これらに類するものをいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他屋外の公共の用に供する場所をいう。
- (6) 回収容器 空き缶等を回収し、又は収納するための容器その他これに類するものをいう。
- (7) 飼い犬等 飼い犬、飼い猫その他の愛玩用動物をいう。
- (8) 落書き 他人が所有し、占有し、又は管理する物に、その承諾を得ずに、文字、図形、記号、模様その他これらに類するものを描くことをいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、清潔できれいな生活環境を保持するまちづくり(以下「きれいなまちづくり」という。)に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (市民等の責務)

第4条 市民等は、屋外で自ら生じさせた空き缶、吸い殻等を持ち帰り、又は適切に回収容器、吸い殻入れ等へ収納し、清潔できれいな生活環境の保持に努めなければならない。

- 2 市民等は、清潔できれいな生活環境を保持するため、公共の場所及び他人が所有し、又は管理する場所(以下「公共の場所等」という。)に自転車、電動機付き自転車、自動二輪車等を放置しないよう努めなければならない。
- 3 市民等は、清潔できれいな生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所その他の事業活動を行う地域において、回収容器、吸い殻入れ等の設置並びに空き缶等の回収及び資源化その他の清潔できれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、清潔できれいな生活環境を保持するため、市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (土地所有者等の責務)

第6条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その所有し、占有し、又は管理する土地に、空き缶、吸い殻等が捨てられないように適正な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 資料編

(屋外広告物の掲出者の責務)

第7条 広告物を屋外に掲出する者は、清潔で美しい生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲出しないよう努めなければならない。

### 第2章 きれいなまちづくり行動計画等

(きれいなまちづくり行動計画の策定)

第8条 市長は、清潔で美しい生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画(以下この条において「行動計画」という。)を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(きれいなまちづくり推進月間)

第9条 きれいなまちづくりに関する意識の向上を図り、日常的な実践活動を推進するため、毎年10月をつくば市きれいなまちづくり推進月間(以下「きれいなまちづくり推進月間」という。)とする。

2 市長は、きれいなまちづくり推進月間において、市民等、事業者及び市の相互の連携の下に、きれいなまちづくりの推進に関する施策を重点的に実施するものとする。

(表彰)

第10条 市長は、きれいなまちづくりの推進に特に貢献したと認める市民等、事業者その他団体を表彰することができる。

### 第3章 きれいなまちづくり重点地区

第11条 市長は、ごみの散乱の防止のため特に必要と認める地区を、きれいなまちづくり重点地区(以下「まちづくり重点地区」という。)として指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をすることができる。

3 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしようとするときは、つくば市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、まちづくり重点地区の指定、まちづくり重点地区の変更又はまちづくり重点地区の指定の解除をしたときは、規則で定める事項を告示しなければならない。

### 第4章 投棄等の禁止

(空き缶、吸い殻等の投棄の禁止)

第12条 何人も、空き缶、吸い殻等を回収容器、ごみ箱等定められた場所以外に投棄してはならない。

(飼い犬等のふん放置の禁止)

第13条 飼い犬等の所有者又は管理者は、公共の場所等に、当該飼い犬等のふんを放置してはならない。

## 資料編

(落書きの禁止)

第 14 条 何人も、公共の用に供する建築物及び工作物(これらに附属する物を含む。)に落書きをしてはならない。

(印刷物等の放置の禁止)

第 15 条 公共の場所において、ビラ、チラシその他これらに類するもの(以下この条において「印刷物等」という。)を配布し、又は配布させた者は、当該印刷物等がその周辺に散乱したときは、当該印刷物等を回収し、適正に処理しなければならない。

第 16 条 削除

### 第 5 章 自動販売機の適正管理

(回収容器の設置及び管理)

第 17 条 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、規則で定めるところにより、回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

2 屋外で自動販売機により飲食物を販売する者は、前項の規定により設置した回収容器中の空き缶等を定期的に回収し、空き缶等の資源化に努めなければならない。

(啓発シールの表示)

第 18 条 屋外で自動販売機により飲食物又はたばこを販売する者(以下この条及び次条において「自販機事業者」という。)は、空き缶等及びたばこの吸い殻の散乱の防止並びに資源化に関する消費者の意識の啓発を図るため、当該自動販売機ごとに、啓発シールを、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

(散乱防止責任者の設置)

第 19 条 自販機事業者は、当該自動販売機ごとに、散乱防止責任者を設けなければならない。

2 自販機事業者は、散乱防止責任者の氏名及び連絡先を記載したシールを当該自動販売機ごとに、見やすい箇所に表示しておかなければならない。

3 散乱防止責任者は、当該自動販売機周辺の清潔を保持するため、清掃その他必要な措置を講じなければならない。

### 第 6 章 勧告及び命令等

(勧告)

第 20 条 市長は、第 12 条から第 15 条まで、第 17 条第 1 項、第 18 条又は前条の規定のいずれかに違反した者に対し、当該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第 21 条 市長は、次に掲げる者が、前条の規定による勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(1) まちづくり重点地区内において第 12 条の規定に違反した者

(2) 第 14 条の規定に違反した者

(3) 第 17 条第 1 項の規定に違反した者

(4) 第 18 条の規定に違反した者

(5) 第 19 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反した者

## 資料編

### (公表)

第 22 条 市長は、前条の規定による命令(同条第 1 号及び第 2 号に係るものを除く。)を受けた者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべき者に対し、あらかじめ意見を述べる機会を与えなければならない。

## 第 7 章 雑則

### (報告等)

第 23 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係人に対して報告を求め、又は当該職員をして関係人に質問させることができる。

2 前項の場合において、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

### (委任)

第 24 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第 8 章 罰則

### (過料)

第 25 条 第 21 条の規定による命令(同条第 1 号に係るものに限る。)に違反した者は、1 万円以下の過料に処する。

2 第 21 条の規定による命令(同条第 2 号に係るものに限る。)に違反した者は、5 万円以下の過料に処する。

## 附則

### (施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

### (つくば市空缶回収条例の廃止)

2 つくば市空缶回収条例(昭和 63 年つくば市条例第 108 号)は、廃止する。

## 附則(平成 22 年条例第 32 号)

### (施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行の日前にしたこの条例による改正前のつくば市きれいなまちづくり条例の規定による処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例による改正後のつくば市きれいなまちづくり条例の相当規定によってしたものとみなす。

## 附則(平成 22 年条例第 38 号)抄

### (施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

つくば市きれいなまちづくり条例で禁止等される行為

行為	規制内容	区域	違反時の措置
ごみのポイ捨て※ <sup>1</sup>	禁止	市内全域	勧告
		重点地区	勧告→命令→過料（2千円）
ペットのふん放置※ <sup>1</sup>	禁止	市内全域	勧告
落書き※ <sup>2</sup>	禁止	市内全域	勧告→命令→過料（5万円）
印刷物等の放置※ <sup>3</sup>	禁止	市内全域	勧告
屋外広告物の掲示※ <sup>4</sup>	努力義務	市内全域	-
自転車の放置※ <sup>5</sup>	努力義務	市内全域	-
土地の適正管理	努力義務	市内全域	-

※1）ごみのポイ捨て、ペットのふん放置をした場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで処罰される場合があります。

※2）落書きをした場合は、刑法（器物損壊等）などで処罰される場合があります。

※3）印刷物等の放置とは、ビラ・チラシ等の印刷物を配布し、当該印刷物とその周辺に散乱したときに、配布者がそれを改修し、適正に処理しない場合をいいます。

※4）屋外広告物を許可なく表示する場合は、屋外広告物法、つくば市屋外広告物条例などで処罰される場合があります。

※5）つくば市自転車等放置防止条例に基づき、放置自転車は撤去される場合があります。

## 2. きれいなまちづくり重点地区

つくば市きれいなまちづくり条例に基づき、以下の5地区を重点地区に指定する。

また、重点地区には、モデル地区としての役割を持たせて、環境美化施策について積極的に展開し、その効果が全市に波及することを期待する。

なお、開発の進展や時勢、環境美化施策の進捗状況等に伴い、重点地区の指定地域については随時見直しを実施する。

重点地区内において、平成23年4月1日からの条例改正によりごみのポイ捨て等に対し、罰則規定を設ける。

※平成23年4月1日条例改正により一部見直し

### <重点地区>

指定条件：ごみの散乱防止等のため特に必要と認める地区

指定地区：TX4駅周辺、筑波山神社門前通りの5地区

(指定範囲は次頁以降の地図を参照)

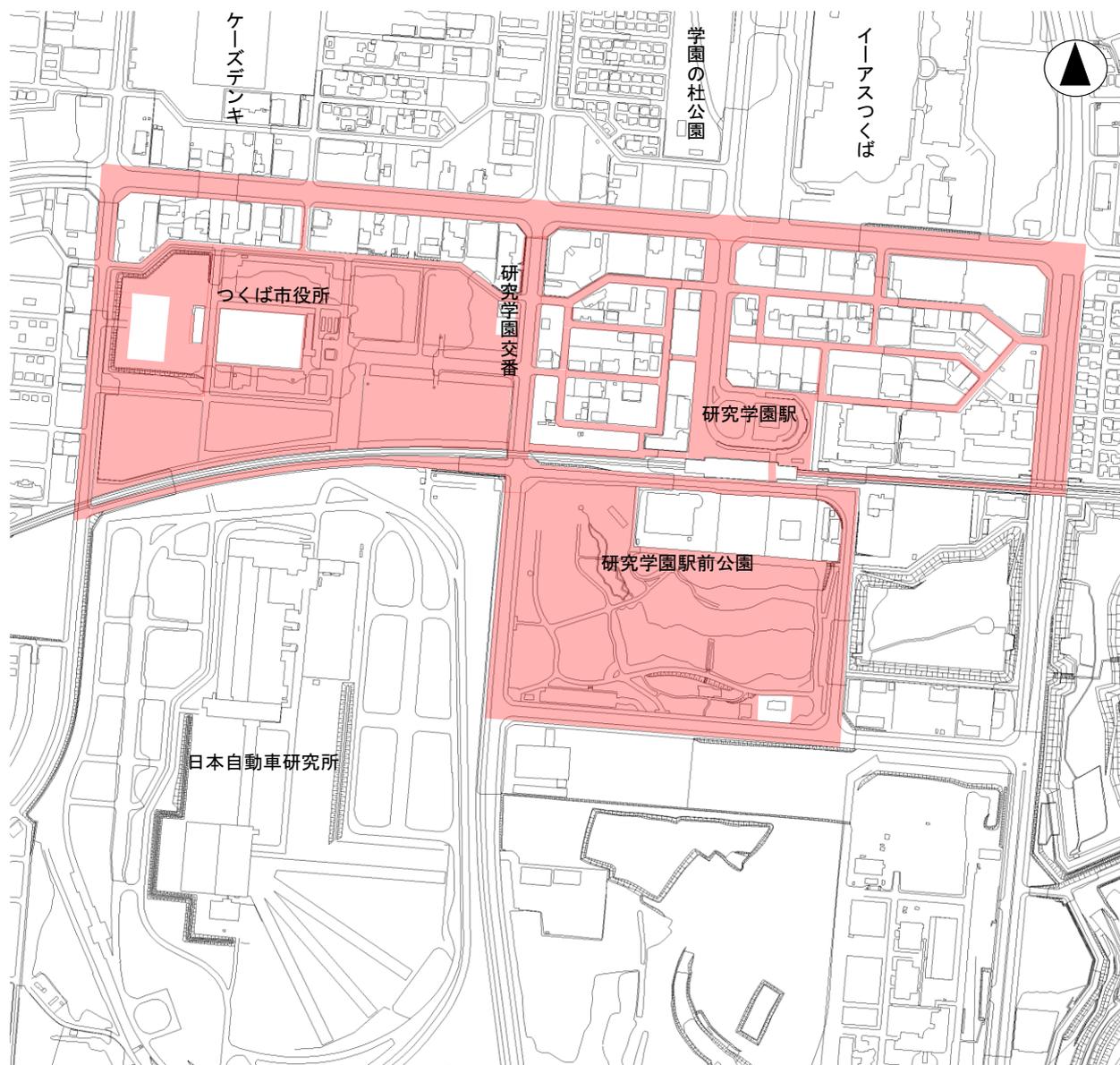
- ① つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ② 研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ③ 万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ④ みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区
- ⑤ 筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区

①つくば駅周辺きれいなまちづくり重点地区



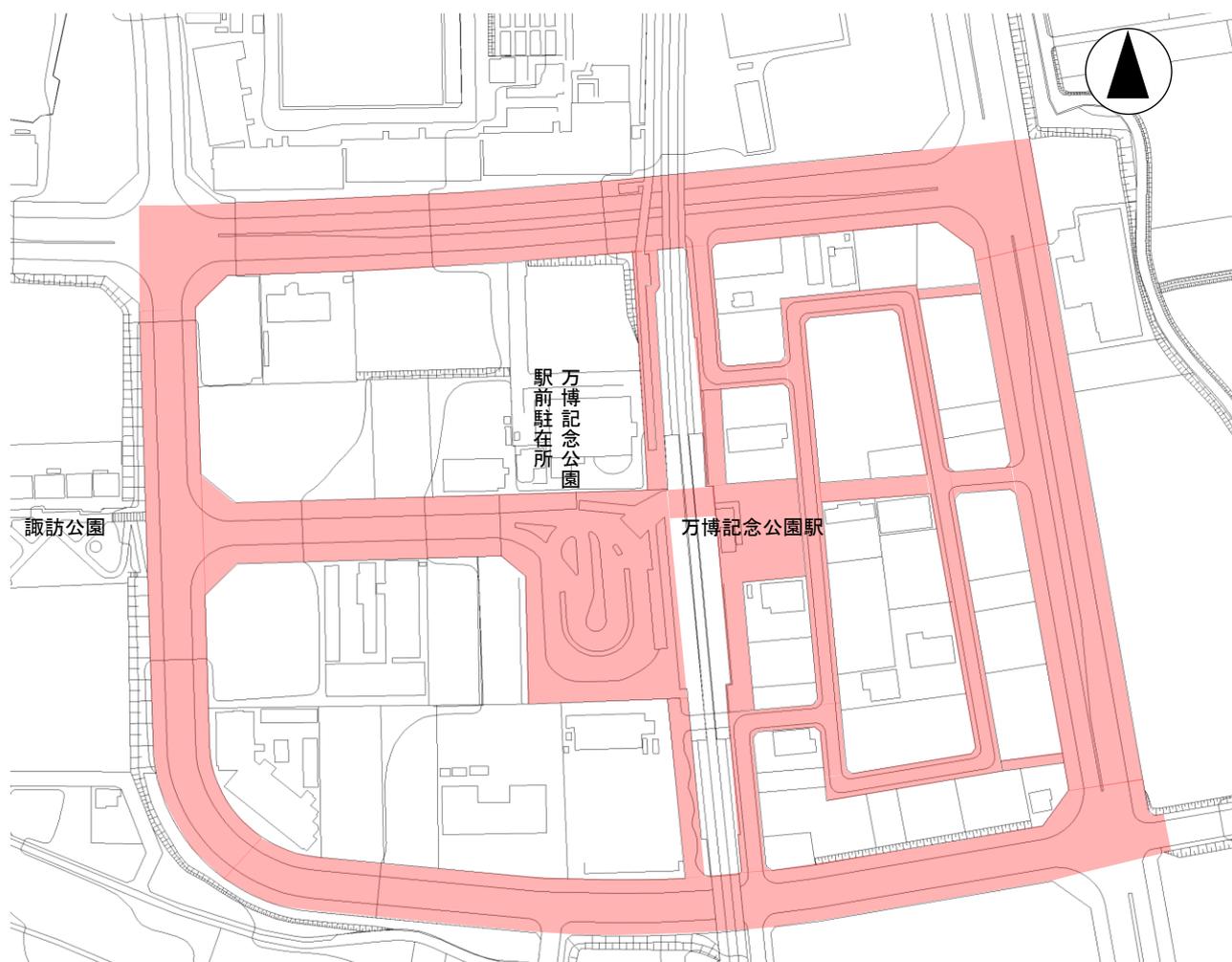
きれいなまちづくり重点地区

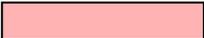
②研究学園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



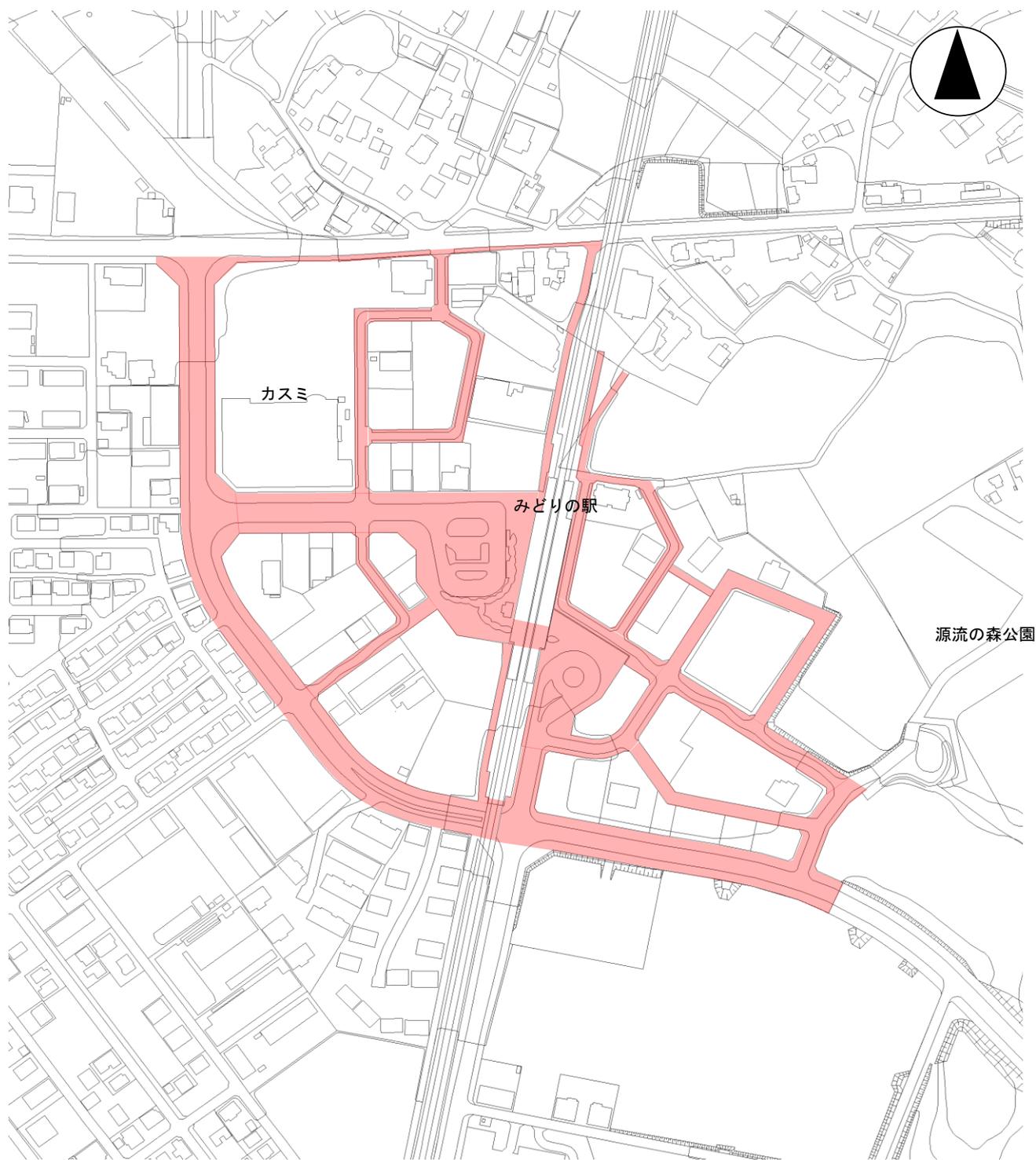
 きれいなまちづくり重点地区

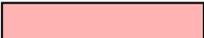
③万博記念公園駅周辺きれいなまちづくり重点地区



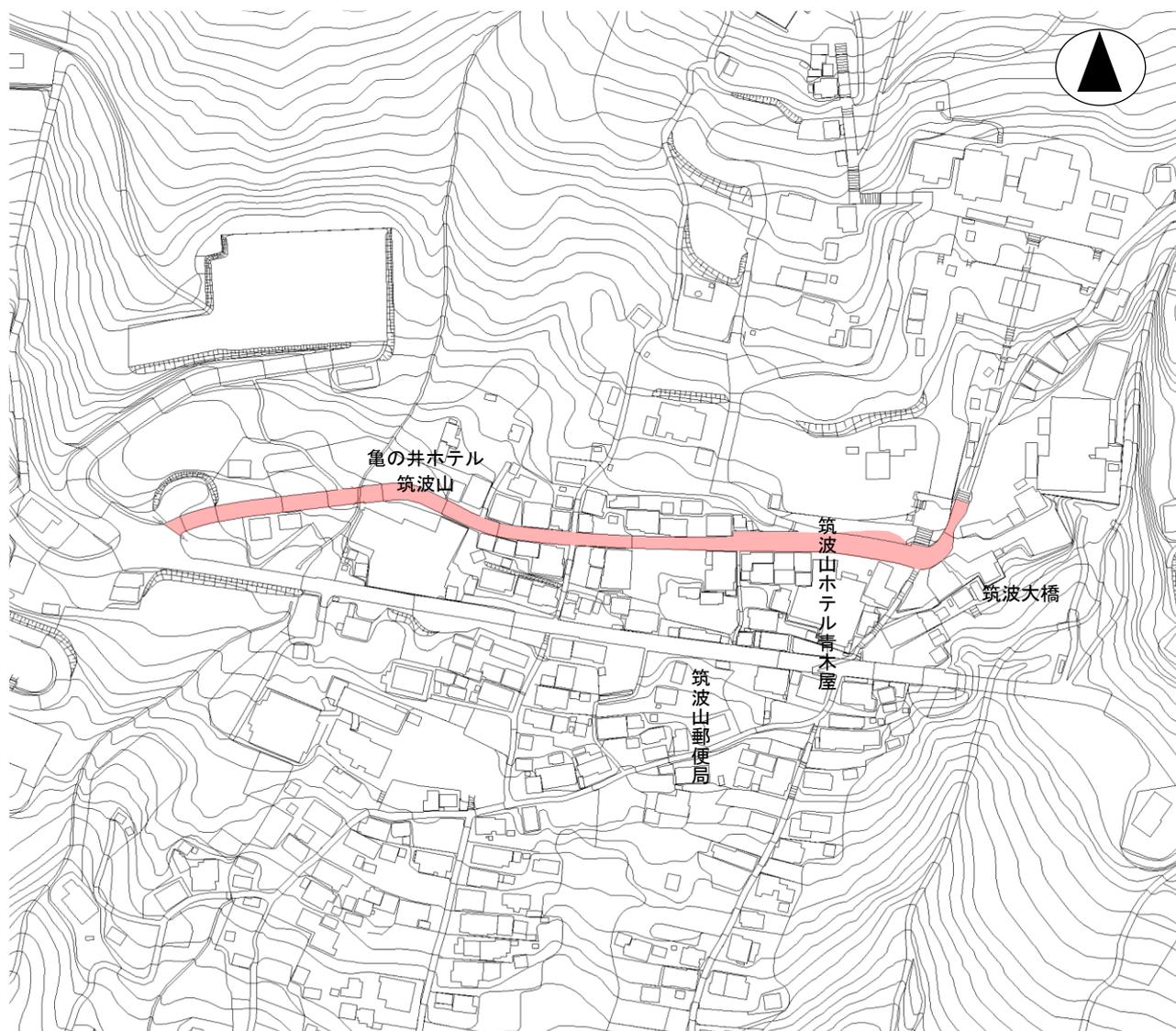
 きれいなまちづくり重点地区

④みどりの駅周辺きれいなまちづくり重点地区



 きれいなまちづくり重点地区

⑤筑波山神社門前通りきれいなまちづくり重点地区



 きれいなまちづくり重点地区

## 3. 用語解説

あ行	
空家バンク制度	つくば市内の空家等の有効活用を目的に、空き家を売りたい・貸したい・買いたい・借りたいという人の橋渡しを市が行う制度です。
空家活用補助金	つくば市空家バンクの登録物件について、売却前に家財処分を行う方や購入後に改修する方に対し、市が交付する補助金を指します。
イエローカード作戦	放置された犬のふんの横にイエローカードを設置することで、地域ぐるみで犬のふん放置を監視していることを飼い主に認識させ、飼い方のマナーの向上及び犬のふんの放置がなくなることを目指す取組です。
違反広告物	つくば市屋外広告物条例に違反する広告物（例：街路樹等の禁止物件に表示されたもの）等を指します。
か行	
環境美化推進会議	関係各課の長で構成され、事業及び行動計画の計画・推進・点検・評価、見直し等を実施し、実施結果の公表を行います。
環境モデル都市	温室効果ガス的大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市のことで、国が選定します。
区会	地域の生活環境などの向上に向け、防災や防犯、環境美化などに取り組むとともに、身近な情報の提供やレクリエーション活動等を通じて、住民相互の交流を深める活動を行う、地域の住民で構成される組織です。
さ行	
自転車放置禁止区域	公共の場所等における放置自転車等を防止し、生活環境の保全を図るため、つくば市自転車等放置防止条例により TX 各駅（つくば駅、研究学園駅、万博記念公園駅、みどりの駅）周辺に設けられた区域です。この区域で自転車等駐車場以外の所に自転車等を放置（すぐに移動することができない状態）すると撤去対象となります。
水質監視員	つくば市内の河川における水質汚濁、ごみの不法投棄等、河川環境の悪化の状況を的確にとらえるため、毎月河川の巡視等を実施しています。自然環境保全に熱意のある者により構成されており、令和6年度は18名が活動しています。
た行	
つくば市空き家等適正管理条例	空き家等の所有者に対し、自らの責任で適正に管理することを義務付け、管理不全な状態にある空き家等の所有者に対しては、適正な管理を行うよう行政指導を行います。
つくば市環境審議会	市民や学識経験者等で構成され、事業計画や行動計画の見直し案に対し、必要に応じて意見・助言等を行います。定数は15名以内であり、市民、産業界を代表する者、公益を代表する者、環境保全に関し学識経験を有する者により構成されています。
つくば市きれいなまちづくり実行委員会	市民や民間企業、つくば市により構成され、市民参加型イベントの企画及び実施を行います。

た行	
つくば市きれいなまちづくり条例	人々が快適な生活を享受することができるきれいなまちをつくるため、吸い殻や空き缶等の投げ捨て、飼い犬などのふん放置などの行為についてルールを定めたものです（平成19年施行）。平成23年に改正し、罰則規定を設けています。
つくば市自転車等放置防止条例	自転車等の放置により、歩行者等の通行が妨げられ、防災活動に支障を来し、その他生活環境が著しく阻害されていると認められる公共の場所等を自転車等放置禁止区域として指定したものです（平成8年施行）。
は行	
防犯・環境美化サポーター	つくば市きれいなまちづくり条例に基づいた、ごみのポイ捨て落書き等に対する勧告・命令・過料処分等の実施、落書き及び自動販売機の管理状況等の確認、印刷物等の放置状況の確認、不法投棄被害重点注意箇所を中心とした巡回を行っています。





世界の  
あしたが見えるまち。  
TSUKUBA

**第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画**

令和7年（2025年）3月

編集・発行 つくば市 生活環境部 環境保全課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL：029-883-1111



# 第6次つくば市 きれいなまちづくり 行動計画（案）

概要版

令和7年(2025年)4月

〔対象期間〕

令和7年度（2025年度）から  
令和11年度（2029年度）まで

これからの  
やさしさの  
ものさし  
つくばSDGs

## 計画を策定する背景

本市では、平成19年（2007年）11月に「つくば市きれいなまちづくり条例」を制定しました。

「つくば市きれいなまちづくり行動計画」は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を具体的な行動に移すための指針として、平成20年（2008年）1月に策定され、市民・事業者・市の協働によるきれいなまちづくりの取組を進めてきました。

さらに、世界中で重視されている「SDGs（持続可能な開発目標）」の考え方を取り入れ、社会情勢の変化への対応、環境美化に関する取組の活性化を図り、暮らしやすいきれいなまちづくりを推進していくため「第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画」を策定しました。

## 計画の位置づけ

本行動計画は、「つくば市きれいなまちづくり条例」の目的を実現するための指針として策定される計画であり、第8条で策定することが位置づけられています。

（きれいなまちづくり行動計画の策定）

第8条 市長は、清潔できれいな生活環境が保持されたまちをつくるため、市、市民等<sup>注</sup>及び事業者が果たすべき役割に応じたつくば市きれいなまちづくり行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) きれいなまちづくりのための活動についての事項
- (2) きれいなまちづくりのための意識の啓発についての事項
- (3) 市民等、事業者及び市の相互の連携についての事項
- (4) 自発的なきれいなまちづくりのための活動に関する支援についての事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、きれいなまちづくりに関し必要な事項

3 市長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

「つくば市きれいなまちづくり条例」より抜粋

注) 市民等とは、「市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。(条例第2条(1))となっています。また、本行動計画での「市民」も同様の定義とします。

## 計画の期間

本計画は、令和7年（2025年）4月から令和11年（2029年）3月までとし、令和9年（2027年）度には、中間評価を実施し、必要に応じ計画の見直しを行います。

# 市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

つくば市では、「つくば市きれいなまちづくり行動計画」の策定以降、市民・事業者・市の協働により、きれいな生活環境を守るため、様々な取組を実施してきました。つくば市は筑波山を代表とする恵み豊かな自然と世界に誇る研究学園都市が調和した田園都市として、多くの人を受け入れています。つくば市で暮らし、学び、働く人々が快適な生活を享受するため、きれいなまちづくりを進めます。

### ◆ 市民の役割

- 地域の美化活動に積極的に参加し、きれいなまちづくりの推進に努める。
- 市が実施するきれいなまちづくりに関する施策に協力する。

など

### ◆ 事業者の役割

- 事業所その他の事業活動を行う地域で、空き缶等の回収及び資源化その他のきれいな生活環境を保持するために必要な措置を講ずる。
- きれいな生活環境を阻害する規模及び色彩の広告物をみだりに掲示しない。

など

### ◆ 市の役割

- きれいな生活環境を保持するまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- 地域の環境美化活動に関する相互連携について支援・調整を行う。

など

## 基本方針

市は、きれいなまちづくりのために、以下の基本方針に基づき、施策を推進していきます。

- I. きれいなまちづくりのための活動の推進
- II. きれいなまちづくりのための意識の啓発
- III. きれいなまちづくりのための自発的な活動に関する支援
- IV. 市民・事業者・市の相互の連携

# 基本方針に基づいた施策

目標を実現するために、基本方針に基づき、4つの施策に対する具体的事業を推進します。

将来像

市民・事業者・市がともにつくる きれいなまち「つくば」

基本方針

きれいなまちづくり  
のための活動の推進

きれいなまちづくり  
のための意識の啓発

きれいなまちづくり  
のための自発的な  
活動に関する支援

市民・事業者・市の  
相互の連携

## 施策 1

### 事業

ごみの投棄対策

- (1) 市内一斉清掃事業
- (2) アダプト・ア・ロード事業（道路環境美化ボランティア）
- (3) アダプト・ア・パーク事業（公園里親制度）
- (4) 環境美化活動支援事業
- (5) 河川環境保全事業
- (6) 不法投棄対策事業
- (7) 飼い犬のふん放置対策事業

## 施策 2

### 事業

まちの景観保全対策

- (1) 落書き対策事業
- (2) 違反広告物除却事業
- (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業
- (4) 除草事業
- (5) 空家等の適正管理事業
- (6) 自然学習事業

## 施策 3

### 事業

放置自転車対策

- (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業
- (2) 自転車等駐車場の整備事業

## 施策 4

### 事業

花と緑の美化活動

- (1) 花と緑の市民協働事業
- (2) 花と緑の啓発事業

# 施策 1 ごみの投棄対策

## (1) 市内一斉清掃事業

市内一斉清掃事業への参加を通じて、一人一人の環境美化意識の向上を図る

### 市民・事業者の役割

- ボランティアによる市内一斉清掃事業に参加する

### 市の役割

- 市内一斉清掃事業でのごみの回収量実績等を、ホームページで報告する

## (2) アダプト・ア・ロード事業 (道路環境美化ボランティア)

市民等の協力により、地域に愛される道路づくりの推進を図る

### 市民・事業者の役割

- アダプト・ア・ロード(道路環境美化ボランティア)に参加する

### 市の役割

- 参加団体が円滑に活動を進めるための連絡調整、掃除用具等の支援などを行う

## (3) アダプト・ア・パーク事業 (公園里親制度)

市民等の協力により、地域に愛される公園づくりの推進を図る

### 市民・事業者の役割

- アダプト・ア・パーク(公園里親制度)に参加する

### 市の役割

- 参加団体が円滑に活動を進めるための連絡調整、掃除用具等の支援などを行う

## (4) 環境美化活動支援事業

環境美化活動を実施する市民・事業者に対し、市が支援を行うことにより、市民の自主的なボランティア参加を促進

### 市民・事業者の役割

- 環境美化活動を実施する

### 市の役割

- 参加団体が円滑に活動を進めるための連絡調整、掃除用具等の支援などを行う

## (5) 河川環境保全事業

身近な河川環境の保全に取り組むとともに、自然環境への関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る

### 市民・事業者の役割

- 不法投棄を発見した場合は、市や警察へ通報する

### 市の役割

- 公共用地の巡回を実施し、不法投棄の抑止を図る

## (6) 不法投棄対策事業

不法投棄された廃棄物を迅速に撤去して良好な環境を保持するとともに、再発防止を図る

### 市民・事業者の役割

- 不法投棄の防止を図るため、所有地(管理地)を適正に管理する

### 市の役割

- 公共用地の不法投棄物撤去、サポーターによる巡回パトロールを行う

## (7) 飼い犬のふん放置対策事業

飼い犬のふんの放置に対する啓発等を実施し、ふん放置の減少及び飼い主のマナー向上を図る

### 市民・事業者の役割

- 散歩時はふん持ち帰り袋を携帯し適正に処分する

### 市の役割

- 市広報紙やホームページ等で啓発活動を行い、飼い主の意識の向上を図る



## 施策2 まちの景観保全対策

### (1) 落書き対策事業

落書きの消去及び防止により、きれいな景観の保持を図る

#### 市民・事業者の役割

- 落書き行為を発見した場合は、市や警察へ報告する

#### 市の役割

- 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し、きれいなまちづくり条例に規定する落書き行為に対する勧告、命令及び過料の徴収を実施する

### (2) 違反広告物除却事業

違反広告物を追放し、美しいまちの景観や自然景観の維持を図る

#### 市民・事業者の役割

- 活動地域において、定期的に巡回及び除却作業を実施する

#### 市の役割

- ボランティア団体への除却作業に必要な支援、職員による巡回および除去作業を実施する

### (3) 空き缶・印刷物等散乱防止事業

自動販売機（飲食・たばこ）の適正管理指導の実施などを実施することで、空き缶・吸い殻等のポイ捨てを防止し、また、印刷物等の散乱、放置を防止することできれいなまちづくりを図る

#### 市民・事業者の役割

- 受け取ったビラやチラシが不要になった場合は、適正に処分する

#### 市の役割

- 防犯・環境美化サポーターによる巡回を実施し未然防止を図る
- 自動販売機事業者の把握に努める

### (4) 除草事業

空き地の適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂を未然に防止することにより、まちの景観や近隣住民の生活環境の保持を図る

#### 市民・事業者の役割

- 所有地の定期的除草作業を実施し、景観や生活環境の保全に配慮
- 近隣に雑草が繁茂した空き地がある場合には、市に連絡する

#### 市の役割

- 空き地の所有者に対し、適正管理の啓発を実施し、雑草繁茂の未然防止を図る
- 雑草繁茂・堆積している空き地の所有者への適正管理の指導を実施する

### (5) 空家等の適正管理事業

空家等の適切な管理・有効利活用の促進により、地域の生活環境の保全と活性化を図る

#### 市民・事業者の役割

- 空家等の適正管理や有効利活用を行い、地域の生活環境の保全や活性化に努める
- 空家バンク制度を活用する

#### 市の役割

- 管理不全な空家等の所有者等を調査特定し、助言・指導を行う。当該空家等が特定空家等と認定された場合は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を行う

### (6) 自然学習事業

身近な自然環境の保全に取り組むとともに、自然環境に対する関心を高め、自然景観に配慮したまちづくりの推進を図る

#### 市民・事業者の役割

- 自然学習会に参加し、自然観察やモニタリングを行う

#### 市の役割

- 自然学習会を実施し、自然環境や生物多様性の普及啓発を図る

## 施策3 放置自転車対策

### (1) 自転車等放置禁止区域での啓発事業

自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活の確保

#### 市民・事業者の役割

- 自転車等は自転車等駐車を利用するなど決められた場所へ駐輪する

#### 市の役割

- 巡回指導により自転車等の適正な駐車方法の指導啓発を行い、自転車等駐車の利用を促進する



### (2) 自転車等駐車場の整備事業

自転車等駐車場の整備を行い自転車等の放置を防止することで、きれいな景観を保ち、安全で快適な市民生活の確保

#### 市民・事業者の役割

- 自転車等は駐輪場自転車等駐車を利用するなど決められた場所へ駐輪する

#### 市の役割

- 各駐車場における利用台数や利用率等の分析を行い、計画的な自転車等駐車場の整備を行う



## 施策4 花と緑の美化活動

### (1) 花と緑の市民協働事業

参加者が自主的に花壇活動を行うことで、まちの環境美化意識を高めるとともに、地域コミュニティの活性化を図る

#### 市民・事業者の役割

- 市民協働による「花と緑の市民参加事業」に参加し、花や緑を通じて環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進する

#### 市の役割

- ホームページ等で事業内容を周知する
- 市民参加による環境美化活動を継続的に行うため、花壇づくりに必要な花苗や用土等を支援する
- 活動内容等の連絡調整を行い、参加者が円滑に事業を進められるようにする

### (2) 花と緑の啓発事業

イベント来場者に花苗等を配り、自宅等での花壇活動の推進を行うことで、市民の環境美化意識を高めるとともに、市内全体の花による環境美化を目指す

#### 市民・事業者の役割

- 花と緑を通して環境美化活動を展開し、魅力あるまちづくりを推進する

#### 市の役割

- イベントのチラシやホームページ等で花苗等の配布を極的にPRする



世界の  
あしたが見えるまち。  
TSUKUBA

**第6次つくば市きれいなまちづくり行動計画 概要版**

令和7年（2025年）3月

編集・発行 つくば市 生活環境部 環境保全課

〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

TEL：029-883-1111

## 会 議 録

会議の名称		令和6年度第5回つくば市環境審議会（第3回：基本計画中間見直し及び区域施策編改定）		
開催日時		令和7年3月18日（火）開会 15:00 閉会 17:00		
開催場所		つくば市役所コミュニティ棟1階会議室1、2		
事務局（担当課）		生活環境部環境政策課		
出席者	委員	鈴木 石根委員（会長）、松橋 啓介委員、野中 勝利委員、宮本 純委員、吉野 邦彦委員、丸井 敦尚委員（副会長）、杉田 文委員、河井 紘輔委員、浅野 英公子委員、北浦 伸幸委員、木下 潔委員		
	事務局	伊藤 智治生活環境部長、植木 亨生活環境部次長、渡邊俊吾生活環境部次長兼環境政策課長、寺田 剛士環境政策課長補佐、大見 一裕環境政策課長補佐兼係長、千田 智之係長、風巻 玲子係長、吉田 奈月主査、山村 恵理子主任、黄川田 梨花主事、舛井 岳人主事、松本 佳菜子主事、中山 美咲主事 （計画改定業務受託者：株式会社エックス都市研究所 永富、古川、メルリーニ）		
	その他	生活環境部環境保全課、生活環境部環境衛生課		
公開・非公開の別		<input checked="" type="checkbox"/> 公開	<input type="checkbox"/> 非公開	<input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数		1名		
非公開の場合はその理由				
議題		「第3次つくば市環境基本計画」の中間見直し等について		
会議録署名人				確定年月日
				年 月 日
会議次第	1 開会			
	2 議事			
		(1) 目指すべき将来像・基本目標の見直し（仮案）について (2) アンケートの設問テーマの設定について (3) 「つくば市環境審議会専門部会開催要項」一部改正について		
	3 その他			
4 閉会				

## 1 開会

事務局：本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。本日は委員15名のうち、オンライン2名含め合計11名出席しています。条例の規定により会議が成立することを御報告します。また、本会議は公開となっているので、傍聴人の参加と資料の閲覧が可能となっています。本日は第3次つくば市環境基本計画の目指すべき将来像・基本目標、アンケートについてそれぞれ御意見をいただきたいと考えています。それでは審議会条例に従って議事の進行は鈴木会長にお願いします。

## 2 議事(1) 目指すべき将来像・基本目標の見直し（仮案）について

鈴木会長：私は本日オンラインで参加しています。会場の状況把握ができないことがあるかと思います。挙手されている方の指名などは随時事務局に対応していただくので、御協力をお願いいたします。まず(1) 目指すべき将来像・基本目標の見直し（仮案）について事務局より説明をお願いします。

事務局：（目指すべき将来像・基本目標の見直し（仮案）について：資料1参照）

鈴木会長：4ページ目「目指すべき将来像について」、計画期間2030年度までの前提で、A、B、Cの3つの案が提示されています。委員の先生方いかがでしょうか。

丸井委員：審議会の第一回、二回を踏まえて今回の案を作っていただいたことにまずは御礼申し上げます。その上でA、B、C案の3つについて、サブタイトルのところでキーワードとして何が挙げられているかという点、例えばA案では、「環境」、「経済」、「社会」、「システム」、「転換」が、大事なキーワードかと思います。その観点でみると、A案とB案の違いは、A案に記載の「システムへの転換」が、B案では「好循環によるグリーンへの転換」と変わっています。C案は、「経済・社会への転換」で「SDGsの達成に貢献する」となっています。「SDGs」は、もともと2030年を目指して作っている目標なので、C案は今回当たらないのかと思っています。他は、5ページ以降に基本目標の1から4までが大事な目標として掲げられています。例えば基本目標1では「脱炭素モデル」、基本目標2では、「自然環境」や「多様性」、基本目標3では「循環型の社会形成」、基本目標4では「質の高い暮らし」がキーワードになるかと思います。基本目標1から4で掲げている目標の中の大事な言

葉をキーワードとして並べて、A案からC案の中に入れていただけないかと思っています。「経済・社会」はどこから出てきたのかというところも思っています。「経済」が、脱炭素とイコールなのかというところも含めて、一般市民の方々がどのくらい「経済・社会」という言葉で、基本目標1から4を御理解いただけるかというところも、もう一回皆様方に御相談したいと思っています。本件については「経済・社会」で代用できるものでもないと思うので、一つ一つ細かく書いた方が良くというのが個人的な意見です。

浅野委員：丸井委員の御意見に賛同いたします。「経済・社会」が非常に漠然とした言い方になっていて、例えばB案の「経済・社会の好循環」という言い方は、それで「なるほどね」と思うのですが、「なるほど」の先にあるものが環境とどのように結びつくのが難しいと考えます。ただ、1から4の言葉を全部入れるというのは、難しいかもしれません。それでも「豊かなつくばの恵み」は、基本目標2に入っていますし、「資源を賢く使う」、「安心して快適な生活環境」などは入れられるのではないかと思います。どちらかというところの「経済・社会の好循環」というよりは、安心して暮らせる生活環境を作っていくという点に目標を置いた方が、より市民の立場としては分かりやすいのではないかと思います。

木下委員：漠然とした言い方しかできないのですが、確かに「経済・社会」と言っているのが、それぞれの基本目標1から4のところになかなか出てこないような気がします。これを横断的目標のところには何かリンクさせて、片方は「経済」、片方は「社会システム」など「暮らし」のような感じで持ってくると何か繋がる可能性はあるかと思いました。良い文言は思いつかないのですが、「貢献する」などではなく、「転換する」の方が良いかと思います。無理やり基本目標1から4の全部を入れてしまうとすごく長い文章になるので難しいかと思いました。横断的目標のところには、良い文言を考え、それをピックアップしたら、何かできるのではないかと思いました。

松橋委員：3つある中だとA案が良いかと思います。「経済・社会システム」はとっつきにくいというのは確かにそうだと思います。国の環境基本計画では「ウェルビーイング」という言葉が出てきていることから「質の高い暮らし」という文言を入れているので、そういったところと「グリーン・シフト」、すなわち「環境を軸とした転換」と「より良い暮らし」を両立することが何か表現できると良いかと思いました。参考欄に記載の「市長公約事業」にある「全世代・全市民の幸せ」というところまで書いてしまうかどうかは多少

悩ましいと思います。2030年までの計画ではありますが、次世代にどのように環境を繋いでいき、それにより将来も幸せな生活ができるような基盤を繋いでいくということが非常に重要ではないかと思うので、そうした意味ではこの「全世代」みたいなキーワードも入れることができれば良いのかと思いました。

北浦委員：言葉は難しい部分があるのですが、そもそも「目指すべき将来像＝持続可能な都市」と理解して良いのでしょうか。それから、言葉として、A案は「図る」となっています。B案は「転換」で止まっています。C案は「貢献する」となっています。市民の方々が理解しようとする、この環境基本計画が進むことによってどうなるのか、「図る」の主語が一体誰なのか、何なのかがはっきりと理解しにくいのかと思います。言葉の中身もありますが、使い方として、もしも図るなら「図る」、転換なら「転換する」など、そのような言葉も含めて、検討をお願いします。

鈴木会長：たくさん委員の方から意見をいただきました。まとまってはいないですが、一旦事務局で整理した上で、次回、案を出させていただきたいと思っています。

吉野委員：サブタイトルは、丸井委員のように基本目標1、2、3となっているところのキーワードを挙げたらどうかと最初に考えたのですが、基本計画で書かれているところでもう少し言葉がないかと考え、結局は低炭素、廃棄物の話などは、環境から見ると「低環境負荷を目指す」に集約されると思います。また、基本計画の目標3の「資源を賢く使う」も、そうした意味では「資源循環効率をより上げる」というような目標になるかと思います。あるいは「安心して快適な生活環境で質の高い暮らしを送る」や「生物多様性」などの文言も、「安心して快適な生活を目指す」などのキーワードに束ねた方がよいかと思います。全部束ねるのかと思ったので、最後に皆様に考えていただく前に意見を投げた方がよいかと思い、意見させていただきました。

事務局：先ほど鈴木会長の言われたとおり、一度整理をした上、また後日お示しさせていただきます。

鈴木会長：5ページ目に移ります。基本目標の構成の見直し案として、横断的目標が2つ例として挙げられています。基本目標5の既存の施策は他の基本目標に振り当てるという事務局案ですが、御意見いかがでしょうか。

丸井委員：横断的目標を作るとしたところは賛同します。私が一つ申し上げた

いのは、横断的目標①で「市民一人ひとりが環境を考え、行動する」とした文言が入っていますが、今までの基本目標5だと、どちらかというところと啓蒙活動をしっかりするというようなことが言葉の中に入っていたような気がします。市の役割というか、市民一人一人がしっかり考えるというのは当然ですが、もう少し考えるというところに情報を与えて考えていただくようなことを、言葉で表せないかというのが一つのお願いです。横断的目標②につきましては大変良いと思います。

木下委員：「好循環」は良いと思います。しかし「環境と経済の好循環」は何かもう少しはっきりした言葉はないでしょうか。どちらかに偏ると良くなく、良い感じにバランスがとれ、どちらも大切にしていける感じは分かります。ただ、「好循環」と言うのかは個人的に思うところがあります。「好循環」は一般的に使う言葉でしょうか。

河井委員：例えば「シナジー」という言い方があります。一方で「トレードオフ」という言い方もあります。どちらかを立てればもう一方が立たないというのが「トレードオフ」で、相互に共鳴し合い高めていくことが「シナジー」です。おそらくこの「好循環」は「シナジー」を意味しているのかと思います。つまり環境に良いこととしていたら、当然儲かって欲しい、経済がうまく回って欲しい、逆に言うと環境に良いこととしていたら損をするのは望ましくない「トレードオフ」の関係、そこをうまく別の言い方で、循環経済という表現も中には入っていますが、そうしたことを狙っているのかと思いました。

鈴木会長：私が少し前までやっていた3Eフォーラムでは「環境」と「経済」と「エネルギー」という3つのEをバランスよく満たすことを目指していました。そのうち2つが取り込まれていて良いと思いました。

北浦委員：基本的にこのままでいいのかと思いますが、横断的目標の「市民一人ひとり」というところでは、市民しか出ていないのですか。事業者も入れないといけないのか、それが横断的目標②に入っているのかよく分かりません。「市民一人ひとり」というのは、働く方も「市民一人ひとり」なので良いと言えば良いのですが、できれば主体性を市民だけではなく、事業者や行政も含めていかないといけないのかと思いました。

鈴木会長：丸井委員がおっしゃっていた市の役割ももちろんですが、北浦委員から御意見があった事業者も重要な点ではないかと思いますが、まず、横断的

目標①と②をこういう形で置くことについては、皆さん了承いただいたというところでよろしいですか。こちらについてはどなたからも異論はないですね。今いただいた御意見については事務局で整理していただきたいと思います。

事務局：横断的目標について、了承いただきありがとうございます。いくつかいただいた御意見も踏まえ、また考えさせていただきます。

鈴木会長：続いて6ページ、基本目標1に対して御意見や、修正箇所などありますか。

浅野委員：言葉遊びと言われたらしょうがないのですが、2つ目のポチの「環境技術があふれる都市」の表現が少し気になります。「環境技術」はあふれるものなののでしょうか。「環境技術」が街のどこにいても見ることができる、あるいはそれを体感することができるという意味だとは思いますが、この「あふれる」という表現が少し気になります。

河井委員：つくば市の特色ですが、たくさんの研究機関があり、環境技術自体はすでにあふれているかとは思いますが、あとは、どれだけ使いこなすか、研究機関とどれだけ連携しながらこうした計画、あるいは施策に反映できるかというところで、おそらくまだ連携が足りないのではないのでしょうか。潜在的にあるつくば市内のリソースを何とか使いこなすというのが、本当はあるべき姿かと思えます。ここで書くべきなのか違うところで書くべきなのか分からないですが、「あふれる」を拝見した時にそう感じました。また、「カーボンニュートラル」というキーワードを出していますが、場合によっては「カーボンネガティブ」の取組もありうるかと思っています。実質的にはカーボンニュートラルなのでしょうが、頑張れるところはもっと頑張りたいので、様々な取組で結果的には「カーボンニュートラルを目指す都市」になりますが、他の自治体にはない大学研究機関が揃っているので、そうしたニュアンスを入れていただければと思いました。

鈴木会長：どこかでネガティブにしないとニュートラルにできないので、そういうイメージを持たせるのはありかと思えます。

吉野委員：今までの議論に水を差すような形ですが、どうも私は「低炭素モデル」や「脱炭素モデル」というのは、志が低いような気がします。今、河井委員が言ったようにつくば市は色々な環境技術が優れているところなので、表題のところに「つくばの優れた環境技術を使った」というようなイメージを入れた方が、他の市町村と差別化ができるのではないかと思います。ぜひ

つくば市の研究機関や大学が持っているような環境技術をアピールするような文言を入れて欲しいです。また、目指すところはカーボンニュートラルにしても、結局は「環境と共生している都市」というイメージを私は持っています。先程のカーボンネガティブの話を含めるような形で、後のところを書いていただく方が、いきなり「脱炭素モデル」というのはなかなか難しいかと思うので、何か別の文言の方がいいのではないかと思います。要するにどんな都市かというのを単なる「低炭素モデル」とか「脱炭素モデル」というより、目指す環境につくば市がどのような形で向き合っている都市なのかというのを、ここの基本目標1で言った方が良いのではないかと思います。今思いついたのですが、「環境と共生」は漢字ばかりなので、カタカナを入れるのだったら、今更という言葉かもしれませんが「環境フレンドリー」など、どこかで聞いたような言葉かもしれないですが、そのように書いてもいいのかと思いました。

鈴木会長：御意見を踏まえて、もう一度事務局で御提案いただきたいと思います。

事務局：そのように進めさせていただきます。

鈴木会長：続いて基本目標2、7ページ目になります。委員の方から意見や質問があればお願いします。

木下委員：2つ目のところで「つくば市ならではの特徴を生かしつつ」とあります。筑波山もつくば市の特徴ですが、町で一番の特徴といたらやはりペDESTリアンデッキだと思います。この文言の中に入れることはできないですか。要はバラバラと公園、庭の緑などがありますが、それをペDESTリアンデッキで繋いでいる街はあまりないので、やはりつくば市の大きな特徴ではないかなと思います。さらに言うと、色々な研究施設の草地や保安林もありますが、そこを書き始めるすごく大変なってくるので、街の特徴として、ペDESTリアンデッキやネットワーク型の緑を持っているということを文言に入れられないかと思いました。

丸井委員：基本目標2に関しては、現行計画の目標を引き継いでいてすごく良いと思うのですが、もし可能なら一つ付け加えていただきたいです。例えば生物連鎖のことです。何を餌にしてどういう生物が生きているのか、そこをつくば市や賛同する企業などが、どの部分を重要にするのか。自分が受けた教育などが、生物の多様性活動のどの部分に活かされていけるのかなどが

実感できるように、何か生物連鎖についての目標を一つ付け加えていただけないかと思うのですがいかがでしょうか。

木下委員：今の意見すごく興味があるのですが、もう少し噛み砕いていったらどんな感じなのでしょう。

丸井委員：漠然としていて申し訳ありませんが、例えば、植物が繁茂することによって、動物がその恩恵を受けるとか。動物学をやっている人には1、2、3と食物連鎖のピラミッド構造を作る方もいらっしゃいます。小さい虫を大事にすることによって、それを食す次の大きなものが活躍するなどもございます。私たちの生活の中で本当に大事なのはどこかというところを見極め、例えば小さい草花でも大事にするところに注力する方もいらっしゃいますし、色々な段階に興味を持って勉強する方もいらっしゃると思うので、生物連鎖から始める生物多様性について学んでいただいて、我が家ではこうだとか、うちの学校ではこうだといったようなところもしっかり見極めていただけるとありがたいなと思います。

木下委員：非常によく分かります。要は教育、啓発はみんなに分かって欲しい、そんな感じですね。

丸井委員：そうですね。例えばイノシシが出すぎて困るときにどこに注力して減らしていったら、その分被害が減るとかということもそうです。

杉田委員：生物多様性の基盤をなすのは水、水辺だと思います。水辺があると、生物多様性も非常に広がります。「平地林や農地、公園、庭の緑などを守り」のどこかに「水辺」のような水に関する言葉も入れていただければと思います。

吉野委員：最後の行に「ふれあい、活用する取組が進んでいます」と書いてあるのですが、つくばの環境で良いのは多様性のある自然環境などに非常に触れやすい点です。なので、目標としてはもっと「触れやすい環境を作る」などにした方がよいのではないかと思います。例えばペDESTリアンデッキをもう少しどうにかすると多様な生物、自然が歩いているだけで見られると、そういう遭遇する機会とか、触れやすいというような「ふれあい、活用する取組」ではなく、目標なので「触れやすい」というような言葉をつけた方が、より環境の改善に役立つのではないかと思います。

浅野委員：ただいまの吉野委員のおっしゃっていただいた「触れやすい」とい

うことも一つですが、私は今回「活用する取組」を入れていただいたのも大きなことかと思っています。例えば平地林では、森林バンクの制度が始まっています。なかなか活用できない方と、活用したい方のマッチングをして、林を荒らすことから自然を守っていく、非常に大きな取組だと私は評価しています。なので「活用する」という言葉を残して欲しいと考えます。

北浦委員：私は逆の意見です。豊かな自然環境とか生物多様性は人間の手が入ってしまうと壊れるのかという意識があります。「ふれあい」は良いと思いますし、「活用」についても良いと思うのですが、人間の手が入らない、入ってはいけないという場所がつくば市にあるかどうか分かりませんが、そうしたエリアも大事にするような文言が欲しいなと思います。何でもかんでも人間が利用するのではなく、イノシシもマムシもちゃんと生活できるような、そういう人間の手が入らないようなエリアもぜひ確保して欲しいという思いがあります。

木下委員：色々と触って良いところと、触ってはいけないところはあると思います。最後の「活用する取組が進んでいます」の「活用」というのは、悪いように使うわけではなく、先ほど吉野さんが言われたように、例えば教育活動で使うとか、買い物に行く途中に歩いていたら季節を感じる、そういうこともすごく大事だと思います。そうした意味でも「活用」という言葉が誤解を招いてしまうのだったら、何かを変えるようなものですね。私は良いと思うのですが「活用」を何か悪いことに活用してしまうように思う人がいるのなら、工夫した方が良いかもしれません。

吉野委員：確かに人の手が入ると駄目だとか、色々と悩ましい点があると思います。例えば私が最近知った森では、フクロウが営巣しているという森があります。しかし、その林を持っている人は余りにも倒木が多く、近くの民家に倒れて被害をおよぼしてしまうなどで少し手を入れたいと考えています。そうするとフクロウは守りたい野生動物なので、そこをどうしようかという悩ましい点が出てきます。何かそうしたところをうまく考えていただければと思いました。

北浦委員：行政の方に聞きたいのですが、人間の手が入っていないエリアというのは、つくば市にあるのでしょうか。

事務局：筑波山エリアは国定公園になっているので、一定の法の規制があります。つくば市ではそれ以外はないという認識でいます。

鈴木会長：基本目標2は、事務局にいただいた意見を踏まえて検討いただきたいと思います。

事務局：そのように進めさせていただきます。

鈴木会長：8ページ目の基本目標3について、御意見いかがでしょうか。

河井委員：「循環経済」というキーワードが新たに加わっています。一見、見栄えがして良いかと思う一方で、そもそも循環経済というものがヨーロッパ主導で発案されたもので、私の理解ではどちらかというところと事業者が目指すべき理念かと思っています。そう考えた場合、行政が関与できるというところは限定的なのかと感じます。そのため、全面的に「循環経済への移行が進んでいます」というのは他力本願なキーワードかと思ってしまいます。もう少し行政が関与できる、貢献ができるような表現にした方が良いかと思っています。「循環経済」というキーワードを入れた方が潮流に乗って良いかと思うのですが、着実にこの目標を表現するのであれば、例えば「資源効率性が高まっている」などの表現の方がふさわしいのかと思います。どんなに頑張っても資源化したとしても、資源化できないごみは行政が処理する責任を負っています。ごみ処理がつくば市にとってメインの行政公共サービスなので、そこはむしろ正面から取り組まないといけないと思います。そこがつくば市にとっての腕の見せどころです。基本的には逆有償なものがごみなので、コストがかかることをいかにコストをかけず、できるだけ資源効率性を高めるかというところが大事だと思います。実際に現行計画の中でも、やはりどうしても「市民一人当たりのごみ排出量」となっていて、どれだけごみ処理費を減らせるかはやはり行政として大事な取組かと思うので、もう少しこれまで通りのごみ処理の話をし少し強めていったほうが良いのかと思いました。

宮本委員：基本目標3に「循環型社会」とあって、その下に「循環経済」と、「循環」がついた言葉が2つあります。これは全く同じ意味なのでしょうか、違う意味なのでしょうか。

環境衛生課：「循環経済」は「経済」に着目した考え方なので、「循環型社会」は「循環経済」自体を含む、資源化なども含めた社会全体的なより広い概念かと思っています。

宮本委員：見る人が見ると言葉の違いで何か違いがあるのかとフリーズしてしまう気がします。なので、分かりやすい言葉に変えられると良いのかと思

ました。

浅野委員：先ほど河井委員がおっしゃったとおり、ごみ処理をメインに、もう少し書くべきだと私も思います。それを考えたときに「資源を賢く使う」、「循環型社会の形成を加速する」、あるいは前の目標の「近づく」にしても、非常に漠然としていて、市民が見たときにそのまま流れてしまうようなイメージがあると思います。ここは「ごみを減らす」など、もう少し直接に「ごみ減量に取り組んでいかななくてはいけない」ということが伝わるような目標が必要ではないかなと思います。例えば、3Rは浸透しているわけですが、海外ではこれにもう2つ3つつけた「Repair(リペア)」や「Refuse(リフューズ)」など、リフューズは少し強すぎるとは思います、そうしたことも一般的になっているので、そこも含めて、明確なメッセージがあったら良いのかと考えます。

松橋委員：廃棄物処理に集中することも考え方としてありかと思えます。しかし、「循環経済への移行が進んでいます」と書いてあったり、本日の用語解説の中に「サブスク」という言葉があったりすることを考えると、シェアリングを進め、できるだけ少ないものをみんなで有効活用するような社会に転換していくということも「環境を軸とした経済・社会システムへの転換を図る」という言葉に込めたいのであれば、「シェアリングを活用するような社会を目指す」などが基本目標3に入ってくるほうが、収まりが良いかと感じました。

北浦委員：皆さん生活のことしか考えてないような印象を持つのですが、林業、農業分野も3Rをやるわけです。林業や工業製品でもそういうことがあるので、言葉尻的には私は基本的にこれで良いのかと思います。この中身に「事業者」という言葉は入っているのですが、2つ目のポツのところが一般的なごみだけの形になっているので、農業、林業、第一次産業と言っているのかもしれませんが、そういった事業者の方々における差があるというか、どこかに言葉として入らないのかと、少し無理かもしれませんが、検討していただけないかと思いました。

河井委員：つくば市が策定する計画なので、守備範囲は一般廃棄物としているのかと思います。一方で、産業廃棄物の適正処理に関する普及啓発も、すでに現行計画に入っていて、産業廃棄物について扱っていないわけではありません。ただ、市町村所管の一般廃棄物と都道府県所管の産業廃棄物の垣根がなく、つくば市で発生する産業廃棄物もしっかり見ていくということであれ

ば、もう少し産業廃棄物に関する取組指標を考えてもいいのかと思います。特に農業振興に関係するところ、あるいは食ロスに関係するところであれば、まさに廃棄の割合を減らすなど、逆に言うと、市場に出回らない廃棄せざるを得ないものをうまく使う小売業者が増えるかなどがまさに循環経済に繋がるかと思います。どこまで定量的な数字が取れるか分かりませんが、産業廃棄物にならないようにうまく「環境と経済の好循環」を表現できると良いのかと思いました。

鈴木会長：色々意見出ましたので、事務局にまとめていただきたいと思いません。

事務局：そのように進めさせていただきます

鈴木会長：9ページ、基本目標4です。こちらについての意見はいかがでしょうか。

丸井委員：中身が一緒に表題だけが「質の高い暮らしを送る」と変わっているのは少しどうかという気がします。その上で、もう一つ加えていただきたいのですが、基本目標5のところ横断型になったということも含めると、基本目標5の中にあつた「市民一人ひとりが環境を考え」という文言がなくなつたとすれば、基本目標4の「質の高い暮らし」という文言の中に、例えば「次の世代の方が将来社会を創造するような目標を組み立てる」や「何か新しい世界を創造していけるように導くことによって、市民の質の高い暮らしが実現できる」というようなことも、何とか入れていただけないかと思ひます。もし横断的目標の中にそれが入るのでしたら、それで良いのですが、入らないのでしたら、ぜひここで、次世代教育や国際化など要望としてもたくさんあると思うので、つくば市らしい目標を作り、もう一つ項目を増やしていただけないでしょうか。

杉田委員：一つ目のポチ「清々しい空気、安全な水」となっていますが、環境としての大気、ガスであり、安全な水は飲料水が安全というような並びで少し違和感があります。「清々しい空気」なら「清らかな水を享受した、安全で穏やかな暮らし」など。並びが釣り合っていないような気がするという意見です。

北浦委員：言葉尻を捉えることになりませんが、基本目標4は「暮らしを送る」となっています。この主語は市民ですか。他の基本目標を見ると計画が主語のような気もするので、これは「暮らしを送れる」など、何か言葉を考えてい

ただけたら良いかと思いました。

松橋委員：ライフスタイルに関わる部分を基本目標4に入れるのであれば、情報を入手することができ、生活を選ぶことができる、イベントや環境教育などで情報が手に入る、あるいはコミュニケーションを図ってグループとしてNGO活動するなど、「質の高い暮らしを送る」という文言の中にそうした要素を入れるのもあり得るかと思いました。ただこの先、具体的な内容をどのように整理していくのかによって変わってくるかとは思いますが。

吉野委員：言葉尻を捉えて申し訳ないのですが「快適な生活環境」と「暮らし」という生活にかかった語句が2つあるので、どうもそれは重複していて、冗長的すぎるかと思えます。例えば「市民の質の高い快適な暮らしを実現するために、安心して豊かな自然環境を目指す」や「作る」という方が、この基本目標で目指しているところに近いと思うので、その辺りの文言を考えていただければと思います。

鈴木会長：意見も出尽くしたということで、事務局に返したいと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：基本目標4についても、いただいた意見を一旦整理して、またお示ししたいと思います。

鈴木会長：資料1を通して全体に御意見はございますか。

河井委員：最初の議論であった4ページ目のA、B、C案のサブタイトルは、一旦ペンディングでよいかと思えます。もう少し全体の議論が進んでから一体これはどういうことなのかを、ここで表現した方が良いのかなと思えます。引き続き事務局で検討は進めていただくとして、あまり早急に結論は出さなくても良いかと思いました。

## 2 議事(2) アンケートの設問テーマの設定について

鈴木会長：(2)に進みたいと思います。資料2です。アンケートの目的・設問テーマの設定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局・エックス都市研究所：(アンケートの設問テーマの設定について：資料2、資料2別紙参照)

鈴木会長：アンケートの目的と問題解決に向けた取組の説明がありました。アンケート調査で事業者及び市民に尋ねる内容について、まず基本目標に沿っ

た形で問題認識と問題解決に向けた取組（仮説）例という形で提起していただきました。委員の先生方から、追加で考えられる問題認識や仮説例、深掘りすべき箇所があれば、御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

丸井委員：最初の説明についてです。水循環基本法の第一条に目標が書いてあります。「この法律は」で始まって、最後は「目的とする」という文章ですがその中に、水循環を維持して回復させることによって、経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与するといった内容が目標に定められています。例えば最初に前提のところの説明された「環境と経済の好循環」で、目指すべき将来像のところでは皆さんが経済について漠然としているなどと言っていました。例えば今回の4つの目標のうち、例えば豊かな自然、低炭素モデル都市を実現することにより、つくばの中に経済の健全な発展と、つくば市民生活の安定向上に寄与するというようなことを大々的に申し上げることの方が前提や目的に合うのかと思ってコメントさせていただきました。

事務局：参考にさせていただきます。

松橋委員：一番上の右側で「気候変動リスク」と書いてあり、左側の「温室効果ガス排出量の排出削減が進んでない」に繋がっている。移行リスクといって脱炭素社会に変わってきたときに自分たちの事業をどうするかということが考えられると思います。一方で、適応の話が左側の問題意識にあまりないので、関わってくるリスクとして、雨の量が増えるや暑くなるなどが事業にどういう影響を与えるかについて書き込むという、2つのことがあるということが分かるように書いて欲しいと思いました。また、一番下の二つ目のところで「事業者・市民はリスク管理について学習」も非常に重要だと思いました。最近暑くなったせいで外出できなくなったり、イベントが減ったり、そうした影響でどのようなことが起きているのかということも、聞いた上で共有できると、どう適応していったらいいのかという話も出てくると思います。情報に触れる機会というのはすごく大事だと思ったのでこういう形で整理していただきありがとうございます。

北浦委員：資料2別紙の「問題解決に向けた取組（仮説）例」で「市内の住宅や建物に対して太陽光パネルの設置を義務付ける」という文書があるのですが、新規施策のエビデンスとなるものというので、これはアンケートとして「義務づけたほうが良いですか」という設問を考えているのでしょうか。

事務局：そのようなことも考えています。仮説を一回置いていただき、市民が

実際どのように考えているかを聞いてみるなど、ケースバイケースだと思うのですが、端的に言えば今委員がおっしゃったようなことをイメージしています。

北浦委員：義務づけるという設問でいいのかが少し引っかかっています。事業者についても「ゼロカーボン推進部署を設置する」とありますが、今のご時世そのような部署を設置する余裕がないのではないかなとも思います。太陽光を設置した方が良くないなども分からなくもないのですが、市民が新たに住宅を建てようとしたときに、市が補助してくれることを前提にこのような設問をしているのかなど。市民の立場からするとなるべく負担はかけたくない、事業者も負担は負いたくないと思うので、前提がおかしいのではないかと思います。そういう意味で右側に「炭素税」とありますが、大企業だとしても炭素税を払うというのは非常にリスクが高いので困るとするのは、過去の話ですが私も聞いています。少し前提が間違っていないかと心配しています。

松橋委員：義務づけることで「嫌だな」と思われることや誰もやらないということだと、実現可能性が極めて低くなるので非常に重要な指摘だと思います。パネルを設置する場合には応援するというのも併せて必要になると思います。いきなりゼロイチになるのではなく、段階的に進めるなど、実現可能性が高くなる工夫が必要であり、そのように見える設問でないといけないと思います。炭素税に関しても「炭素税」という言葉だけだと、誰も賛成するわけがないというのは本当にそう思います。自分がより脱炭素を頑張っているのだったら得をする、でも大量排出している人は炭素税払わなくてはいけないという仕組みにしない限り、炭素税は絶対入らないと思っています。そういう意味では、一定額は払い戻すようなことをするなど、何らかの工夫をしないといけないのではないのかと思います。公平性を担保するようなことをしないといけない。生活を苦しめることが脱炭素の目的では決していないので。たくさん炭素を出して宇宙に行きたい人は行けばいいですが、ただそういう人には負担していただく。また、大企業が脱炭素投資を進めるインセンティブにするために、大量に炭素を出す企業には炭素税を払ってもらうということが必要になるのかと思います。一方で、限られたエネルギーしか使わなく、なかなか新しい機器も買えないという人にとっては、大きな負担がかからないように、少量の炭素排出であれば炭素税を払わなくて済むようにするといったようなことも考えていく必要があるのではないのかと思います。そうした工夫を全部ここに書くという話ではないのですが、エネルギー貧困者にとってもマイナスにならないような形での炭素税ということは、基本的なベー

スとしては持っている必要があるのではないのかと思います。そうした意味ではやはり生活を良くするための環境対策であるというところは非常に重要だと思いました。

事務局：前提として、仮説例のとおりアンケートするつもりはございません。

「炭素税どうですか」とストレートに聞くような設問も考えていません。興味があるもの、あるいは今後つくば市が考えていく上で必要なテーマを仮置きしていただければ、この後事務局で今御指摘いただいた内容にそぐわないことにならないように、設問例を工夫して考えていきたいと思っています。資料2の一番下に書いたように、今回はロジックツリー型といって、一回仮説を立て、それを証明するようなアンケートを行いたいと考えています。中間見直しというキャラクターもあるのでそのような考えをとらせていただきました。オープクエスチョンで幅広く聞き、答えの中から課題を見つけて仮説を立てていくというやり方が一般的だとは思いますが、繰り返しにはなりますが中間見直しなので、先に仮説を立て、それについて市民がどう思うか事業者がどう思うかということ、卵と鶏のような話になって恐縮ですが、ロジックツリー型の設問アンケートで行いたいと思っています。

木下委員：きちんと理解できていないのですが、取組仮説例の部分についてアンケートで聞きたいという感じですか。例えばその最初に「市内の住宅や建物に対して太陽光パネルの設置を義務付ける。」という項目に対して、どのようなアンケートになるイメージでしょうか。

事務局：様々な論点がありますが、いくつかの自治体で条例化が進んでいます。メーカーに条例で義務化するものもあれば、住宅に義務化するものもあります。つくば市はどちらがいいのかということ、我々は持っていないのですが、例えば「こういうものをこの後、つくば市が必要だと考えれば、あなたはどう思いますか、どちらがいいですか」などです。今の例は非常に端的ですが、テーマを決めていただき、事務局で深掘りし設問を考えていく、といったプロセスを考えています。

鈴木会長：ここに上がっている以外の内容について、もしこういうことも考えられるというものを挙げていただいたら、事務局でアンケートという形で取り込んでいただけると理解しています。そのような感じでいいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

北浦委員：「太陽光パネルの設置」の部分ですが、アンケートとして「太陽光パ

ネルを設置したいですか。」というような設問があったら「したいです」に丸を付けると思います。ただ、多くの市民の方は太陽光パネルがその後、発電効率といますか、下がってきたときに廃棄しないといけない場合が出てくるはずですが。我が家でも今18年ですが、一応今75%くらいに落ちています。50%になってもまだ使うと思いますが、30年くらい経つとさすがに使えないと思います。「太陽光パネルをつけたい」に丸を付ける方々に、実は太陽光パネルは終わった後、環境負荷を与えるかどうかは分かりませんが「廃棄物処理が必要」、「負担しなくてはいけない」という説明を同時につけていただきたいと思います。そうでないと違った方向に意見を誘導するような形になってしまう可能性があります。皆さん知らないで丸をつけてしまう可能性があるのも、ぜひそういうアンケートの質問のときは、重ねて配慮したアンケートをお願いしたいと思いました。

木下委員：太陽光パネルに集中してしまうのですが、インセンティブや自主的な取組の促進だけではなかなか進まないとあります。変な話ですが「太陽光パネルをタダでつけてあげますよ」と言ったら、みんな「はい」というと思います。どのような感じのアンケートなのでしょう。ピンとこないのですが、要するに「タダでつけてあげますよ」と言ったら、「はい、よろしくお願いします」となる気がします。実際そのどのようなイメージのアンケートを考えているのでしょうか。

エックス都市研究所：太陽光パネルのところだけの概況を申し上げますと、この4月から東京都で太陽光パネルの新築の設置義務化というのが条例として施行されます。それに従いまして、大きな都市である川崎市でありますとか、あとはそれに追従している相模原市、松戸市とかその辺りがこの設置義務化の条例を作って東京都に追随していこうというような動きがあります。ただしそちらについては、あくまでも新築住宅に対してということで、自治体の動きがある一方で、国の国土交通省の方も実は省エネ基準を義務化していて、トップランナー制度ということで、太陽光のいわゆる設置の努力義務というところを高めているという情勢があります。そうした中で、今の話で申し上げますと東京都は、その条例を義務化するときに、ハウスメーカーさんとかに「大丈夫ですか」みたいなアンケート、ヒアリングでお伺いしているというようなところがあります。市民に対して聞く場合は、新築に対して条例が出たときに、「Yes or No」みたいな話で出しているところもございますし、あとは今後そうなる、「コスト負担がどれくらい心配ですか」という話も、条例を作る前に市民に聞いているような事例もあります。なので、太陽光パ

ネルの設置義務化条例を作る・作らないとかそういったことを決める・決めないという前と後での設問の作り方はあると思うのですが、今申し上げたようなところは、条例で作った部分で事業者にも具体的な影響を聞くような、そういったアンケートのやり方があるかなと思っています。ただその条例を決める前の部分であれば、やはり「どのぐらいまで許容できますか」とか、「東京都での動きというのは知っていますか」とか、「それでのコスト負担は大丈夫ですか」みたいなアンケートの聞き方があると思いますので、その部分の比重感をつくば市様の中の状況を見て設問を検討させていただければと思いますが、太陽光パネルの設置義務化条例の国内の動きは、おそらく松橋先生の方がお詳しいと思うのですが、現状そういったところになります。

松橋委員：今のお話に関連して、答えるときに「こういう条例を作るとしたら賛成か反対か」という話と、「そういう条例があったときに自分がどうしますか」という話と、「そういう条例がない状態のときに、自分の損得の観点から見たときにこういう条例が入ることについてどうですか」という、様々な答えるシチュエーションがあると思います。ありがちなのは、その条例が入ったら自分にとって損か得かで答えてしまうことですが、それは聞いても意味がないというか、本質的でないと思います。社会の仕組みを「どうするか」ということに関しては、自分の個人の今の損得とは少し切り離して、どういう社会になってくのが良いか決めて欲しいと私個人は思っています。それが気候市民会議をやった理由です。その上で、そういう仕組みが決まったらどうしますかということは、また別の回答なのかなという気がします。その部分を混ぜないほうが良いという、今のお2人の委員の御指摘は本当にそのとおりだと思いました。

木下委員：であるならば、それはアンケートの前提として明確に言っておかないと、要するに「社会全体のためにはどう思いますか」というのがあり、「それはそうですよね」と言い、自分のところでは「嫌ですよ」という、きっとよくあるパターンだと思います。その辺は最初にこのアンケートの目的をしっかりとっておかないと、回答はできないと思います。

吉野委員：アンケートの被験者の対象は前提条件を見ると「事業者を対象としたアンケートも実施する」で、「も」がついているので、市民は当然アンケートをすることですよね。事業者もつくば市では特に農業など、様々な業種があると思います。業種分けで聞いたり、市民のバックグラウンドも聞いたりしないと「その提案は絶対駄目だ」という人たちにもアンケートを

して、ネガティブな答えが多くなったりなどします。結局市民など、何を聞きたいのか場合分けをしないと有効な回答にならないのではないかという気がしました。例えば太陽光パネルだと「自宅の上に設置しろ」というが、南向きの屋根の家なら良いが、東、西側に流れるような形の家だと「効率も良くないし、やめよう」ということになってしまうので、そうした住宅の形態なども配慮しないと、市民の正確な意向は吸い上げられないと思います。だから結構設問設計が難しくなるのではないかと思いました。

鈴木会長：最初に太陽光パネルの義務化と書かれていて、衝撃的だったというのが皆さんの意見に現れているかもしれません。もう少し広い意見をいただいて、もし何か追加されたいというお考えがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

木下委員：これはまだ仮の仮くらいな感じですよ。例えば問題認識について、基本目標1は3つしか上がっていないのですが、これはもっともっと上がってくるということですね。それとも問題認識は、この3つだけでということですか。

鈴木会長：委員からもし御意見があれば増やすこともできると思います。

木下委員：一般市民から見たら答えようがないようなものも結構あるので、相当アンケートの内容を考えないと分からないというのが正直なところだと思います。「エネルギー消費が多い新規立地事業者の増加による温室効果ガス排出増が予想される」には「それは駄目でしょ」となると思います。「Yes or No」など、簡単なアンケート集計できる体制までいくためには相当色々なことを考えないと、設計は難しいのではないかと思います。

鈴木会長：具体的な設問に関してはこれから検討するところですので、アンケートに含めたい内容で御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

浅野委員：基本目標1の太陽光パネルに議論が集中しているのですが、そもそも低炭素、エネルギーを使わないという意味においては断熱という観点はずごく大事だと思います。日本においては隅に迫いやられている概念ではないかと私は考えています。残念ながら断熱に関して、条例化したなどの話はなかなか聞こえてこないというのが実情ですが、ここはつくば市として、気候市民会議のロードマップに断熱は記載されていたかどうかは忘れてしまったのですが、そういうところにも載せて欲しいと考えます。それと、不勉強で

申し訳ないのですが、5年前に実施したアンケートが見つからないので、どういった形で市民に問われたのかのイメージができておりません。後からでも配布していただくことは可能でしょうか。

事務局：可能です。情報を提供させていただきます。

北浦委員：A3横一番左側の「新たな潮流等のキーワード」について、どなたかにアンケート出すときに、例えば「スマホ」、「地域レジリエンス」、「30by30」、「NbS」など、このような単語を入れてアンケートを出すのでしょうか。とてもじゃないですが年配の方には分からないと思います。噛み砕いた言葉あるいはやさしい設問にしないと、回収率もままならないのではないかと思います。用語解説がありますが、アンケートを出すときに、大体この手ものは読まないです。私も何回もアンケートを出しましたが、なるべくすぐ分かるような、アンケート書くのに1日もかかるようなのは回収率も悪いので、せいぜい1時間ぐらいですね。それを踏まえてコンサルの方にはぜひアンケートの設計をお願いしたいと思います。

鈴木会長：まだ十分に議論できているか分からないのですが、今日出たような意見を踏まえた形で、整理していただきたいです。よろしいでしょうか。

事務局：整理させていただきます。

吉野委員：今日の議題のアンケートとは外れるのですが、つくば市には環境意識の高い人が多いです。市民にアンケートをするときに、どのくらいの割合の人が普段環境配慮行動しているのかなど、市民の立場からするともうこんなにたくさん環境保全に役立つことを日常的にやっているのに、まだ市は求めるのかという意識もあつたりします。市民側の対応はまだ可能かなど、そういう点が私は知りたいところなので、ぜひ何か機会を持ってそういうアンケートをしていただければよいかと思いました。

## 2 議事(3) 「つくば市環境審議会専門部会開催要項」一部改正について

鈴木会長：事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（「つくば市環境審議会専門部会開催要項」一部改正について：資料3参照）

鈴木会長：前回の審議会の時に御意見があつたと思いますが、改正についていかがでしょうか。よろしいですね。ありがとうございます。

### 3 その他

鈴木会長：今日予定されていた議事は以上です。委員の方から御意見ございますか。

北浦委員：環境基本計画の冊子は前回も配布されていたと思います。冊子を持ってきてくださいとしていただければ持ってきますのでお願いします。

事務局：もし差支えなければ、毎回持ってきていただくか、一旦そのまま机の上に置いていただければ、また同じように置かさせていただきます。

### 4 閉会

鈴木会長：それでは予定の議事は終了しました。事務局にお返しします。

事務局：次回の審議会は5月20日14時からです。テーマは、基本計画の見直し  
の続きではなく、毎年一回行っている基本計画の施策の進捗管理をメインとして行う審議会です。以上で本日の会議は終了です。ありがとうございました。

令和6年度第5回つくば市環境審議会  
(第3回：基本計画中間見直し及び区域施策編改定)

次 第

日 時：令和7年3月18日（火）15:00～

場 所：つくば市役所コミュニティ棟1階会議室1、2

1 開会

2 議事

- (1) 目指すべき将来像・基本目標の見直し（仮案）について
- (2) アンケートの設問テーマの設定について
- (3) 「つくば市環境審議会専門部会開催要項」一部改正について

3 その他

4 閉会

## 配付資料一覧

### (1) 関係

資料1 目指すべき将来像・基本目標の見直し(仮案)

参考資料1 これまでの環境審議会でのご意見

### (2) 関係

資料2 アンケートの目的・設問テーマの設定

資料2別紙 各分野における問題認識・問題解決に向けた取組(仮説)例

参考資料2 用語解説

### (3) 関係

資料3 つくば市環境審議会専門部会開催要項(改正案)

# 目指すべき将来像・基本目標の見直し（仮案）



# 【参考】環境基本計画の趣旨・見直し後の改定計画の期間

## <環境基本計画の趣旨>

- つくば市環境基本条例第7条における「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画」
- つくば市の環境施策の基本的な方針を示し、市の環境政策の羅針盤としての役割を果たすもの

## <中間見直しの背景・目的>

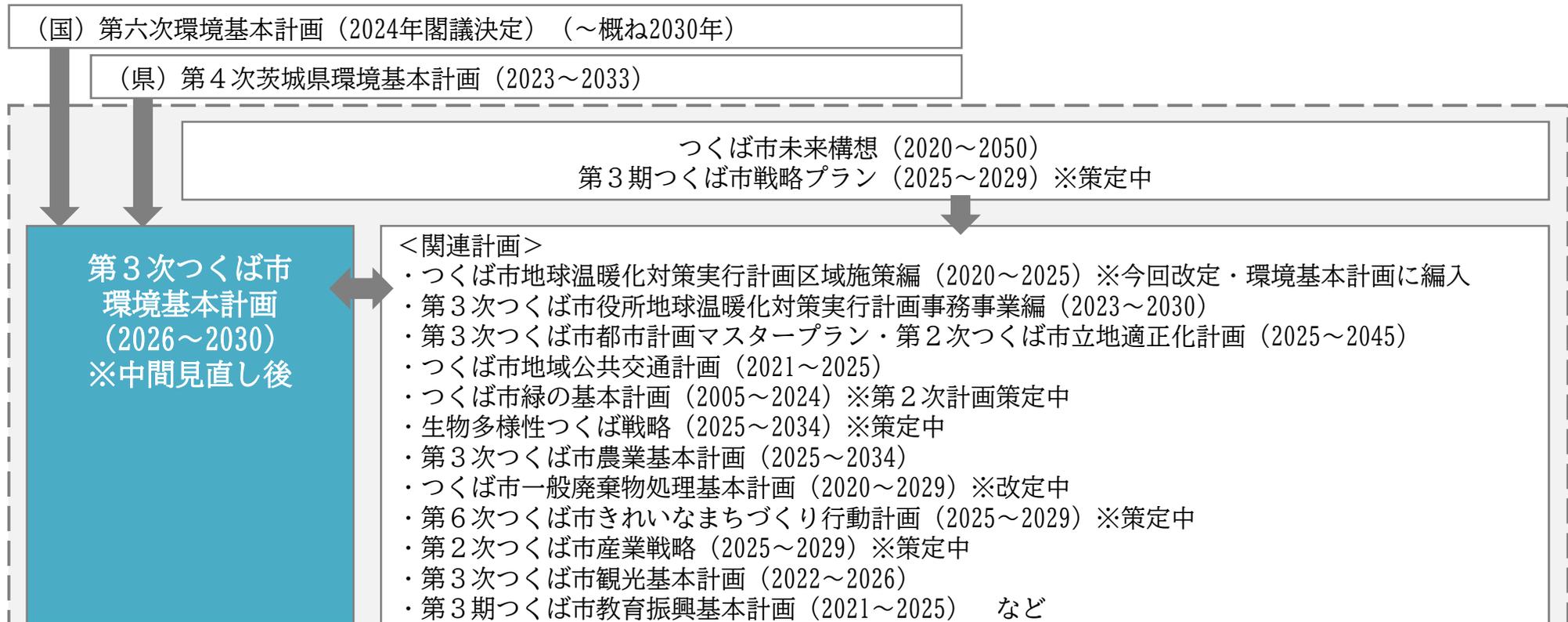
- 現基本計画の策定から4年以上が経過しており、この間のつくば市を取り巻く環境変化、内外の新たな潮流や国・県等の動向を踏まえて、中間見直しを実施

## <中間見直し後の改定計画の計画期間>

- 2026年度から2030年度までの5年間

目指すべき将来像・基本目標は、  
計画期間終了年の2030年度の姿をイメージしたものとなります。

## 【第3次つくば市環境基本計画と関連計画の関係】



# 「目指すべき将来像」の見直し案

## 【目指すべき将来像】

### <現行計画>

豊かなつくばの恵みを未来へつなぐ 持続可能都市  
～つくばの強みを活かして、多様な主体の協働で  
SDGsの達成に貢献する～



### <見直し案（複数案）>

**A案** 豊かなつくばの恵みを未来へつなぐ 持続可能都市  
～環境を軸とした経済・社会システムへの転換を図る～

**B案** 豊かなつくばの恵みを未来へつなぐ 持続可能都市  
～環境・経済・社会の好循環によるグリーンへの転換～

**C案** 豊かなつくばの恵みを未来へつなぐ 持続可能都市  
～環境を軸とした経済・社会への転換で、SDGsの達成に貢献する～

### <見直しの背景・理由>

- つくば市は、SDGsの理念を取り込むことで地域課題解決への加速化が相乗効果が期待できる「SDGs未来都市」に平成30年に選定されて以降、令和4年の「スーパーシティ型国家戦略特別区域」の指定、令和5年の「脱炭素先行地域」の選定など、地域課題の解決と暮らしの質の向上を図る取組みを加速化させてきた。さらに「市長公約事業のロードマップ」（令和6年12月公表）では、「緑」への転換（グリーン・シフト）を土台のひとつとしており、つくば市として今後「環境と経済の好循環」を強く推進したいと考えている。
- この下で、現計画（令和2年策定）における「目指すべき将来像」をみると、「環境と経済の好循環」は「SDGsの達成に貢献する」として表現されているものの、「SDGsの達成に貢献する」の表現は「環境・経済・社会の中で、環境を軸とするイメージ」がやや伝わりにくいと考えられる。
- そこで、「目指すべき将来像」における副題を「環境と経済の好循環」をより強く打ち出すものへと変更したい。

（参考）「市長公約事業のロードマップ2024-2028」における「はじめに」より一部抜粋

「世界のあしたが見えるまち」というビジョンの実現に向けて、「全世代・全市民の幸せ」、「科学技術を使った課題解決」、「持続可能な15分都市」、「変革し続け、市民と共創する市役所」、「「緑」への転換（グリーン・シフト）」の5つの考え方を土台にしています。

# 「基本目標」の構成の見直し案

## 【基本目標の構成】

### ＜現行計画＞

#### 基本目標 1

低炭素モデル都市を形成して、気候変動に対処する

＜施策＞大学・研究機関や事業者との連携強化、市民による省エネの促進、建物の省エネ・再エネ導入の推進、自動車利用の低炭素化、気候変動の中での健康の維持 等

#### 基本目標 2

豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

＜施策＞森林の維持・保全、外来種対策の推進、市民参加による緑化活動、自然体験施設の活用・運用、里山や水辺の活用、筑波山地域ジオパークの活用、グリーンツーリズムの推進 等

#### 基本目標 3

資源を賢く使う循環型社会に近づく

＜施策＞循環型社会形成に係る普及啓発、市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進、事業者によるごみ減量化の促進、資源の有効活用を推進、一般廃棄物の適正な処理 等

#### 基本目標 4

安心で快適な生活環境で暮らす

＜施策＞市民・事業者による美化活動、ごみの散乱防止、野焼き対策、農業における環境配慮、有害化学物質の適正な管理 等

#### 基本目標 5

市民一人ひとりが環境を考え、行動する

＜施策＞市民の環境リテラシーの向上、持続可能なライフスタイルの推進、環境情報の集約・発信、つくばスタイル科の推進、学校での地産地消の推進、学校外での環境教育の推進、環境ビジネスモデルの構築、環境に配慮した事業者の支援、地産地消の推進



### ＜見直し案＞

#### 基本目標 1

脱炭素モデル都市を形成して、気候変動に対処する

＜施策＞大学・研究機関や事業者との連携強化、市民による省エネの促進、建物の省エネ・再エネ導入の推進、自動車利用の低炭素化、気候変動の中での健康の維持 等

#### 基本目標 2

豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

＜施策＞森林の維持・保全、外来種対策の推進、市民参加による緑化活動、自然体験施設の活用・運用、里山や水辺の活用、筑波山地域ジオパークの活用、グリーンツーリズムの推進 等

#### 基本目標 3

資源を賢く使う循環型社会形成を加速する

＜施策＞循環型社会形成に係る普及啓発、市民によるリデュース・リユース・リサイクルの促進、事業者によるごみ減量化の促進、資源の有効活用を推進、一般廃棄物の適正な処理 等

#### 基本目標 4

安心で快適な生活環境で質の高い暮らしを送る

＜施策＞市民・事業者による美化活動、ごみの散乱防止、野焼き対策、農業における環境配慮、有害化学物質の適正な管理 等

横断的目標①市民一人ひとりが環境を考え、行動する

横断的目標②環境と経済の好循環を目指す

基本目標 5 の既存施策は  
基本目標 1 ～ 4 に振り当て

基本目標 5 は 2 つの横断的目標として位置付けを見直し

### ＜見直しの経緯＞

- これまでの審議会でも「基本目標 5 は他の基本目標に比べて異質であり、その位置付けを見直すべき」、「基本目標 5 の中身の多くは、他の基本目標に関連する」という趣旨のご意見を頂いた。
- このことと、今後の「環境と経済の好循環」の推進を踏まえ、現行の基本目標 5 は基本目標 1 ～ 4 に共通する 2 つの「横断的目標」として位置付けを見直し、既存施策は他の基本目標に振り当てることとしたい。

# 「基本目標」の将来像の見直し案（1/5）

## 【見直し方針】

現基本計画策定以降の国等の潮流・動向等を踏まえ、「基本目標」及び「基本目標の将来像」の文言を修正する。

## 【基本目標 1】

### <現行計画>

#### 基本目標 1

低炭素モデル都市を形成して、気候変動に対処する

- つくば市ならではの強みをいかした気候変動対策が進み、市民、事業者、大学・研究機関、市が連携して取り組んで、先進的な低炭素モデル都市となっています。
- 省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入が推進されることで、まちや建物の低炭素化が実現し、生活を豊かにする環境技術があふれる都市となっています。
- バスやデマンド型交通などの公共交通が充実し、自転車利用が快適になることで、自家用車に頼らなくても生活できるコンパクトなまちに近づいています。
- 酷暑や豪雨などの異常気象・災害に対して、その影響を低減する適応策を進めることで、強靱で柔軟性のあるまち（レジリエンスのあるまち）となっています。

### <見直し案>

#### 基本目標 1

脱炭素モデル都市を形成して<sup>※1</sup>、気候変動に対処する

- つくば市ならではの強みをいかした気候変動対策が進み、市民、事業者、大学・研究機関、市が連携して取り組んで、カーボンニュートラルを目指す先進的な脱炭素モデル都市<sup>※1</sup>となっています。
- 省エネルギーへの取組や再生可能エネルギーの導入が推進されることで、まちや建物の脱炭素化<sup>※1</sup>が浸透し、生活を豊かにする環境技術があふれる都市となっています。
- バスやデマンド型交通などの公共交通が充実し、自転車利用が快適になることで、自家用車に頼らなくても生活に必要な施設にアクセスしやすいまち<sup>※2</sup>に近づいています。
- 酷暑や豪雨などの異常気象・災害に対して、その影響を低減する適応策を進めることで、強靱で柔軟性のあるまち（レジリエンスのあるまち）となっています。

### <見直しの背景・理由>

※1 つくば市が2022年に「つくば市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言していることを受け、現行計画の「低炭素」を「脱炭素」に修正

※2 「つくば市都市計画マスタープラン立地適正化計画」（令和7年1月策定）において、将来都市構造を「拠点連携型持続可能都市」としていることを受け、「コンパクトなまち」の文言を修正

# 「基本目標」の将来像の見直し案（2/5）

## 【基本目標2】

### <現行計画>

#### 基本目標2

豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

- 筑波山をはじめとする山々、牛久沼などの池沼や河川、里地里山などの美しい景観が維持され、在来の多様な生き物が息づいています。多くの人々は自然の恩恵を実感しており、つくば市の重要な自然を理解し、大切に思いながら生活を送っています。
- 貴重な自然や緑豊かな街並みが将来にわたり守られるよう、市民や事業者も協働して、平地林や農地、公園、庭の緑などを守り、育て、ふれあう取組が進んでいます。特に、筑波山地域ジオパークをはじめとした魅力あふれる自然や里山を活用して、エコツーリズムやグリーンツーリズムを積極的に推進しています。



### <見直し案>

#### 基本目標2

豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

- 筑波山をはじめとする山々、牛久沼などの池沼や河川、里地里山などの美しい景観が維持され、在来の多様な生き物が息づいています。多くの人々は自然の恩恵を実感しており、つくば市の重要な自然を理解し、大切に思いながら生活を送っています。
- 貴重な自然や緑豊かな街並みが将来にわたり守られるよう、市民や事業者も協働して、筑波山地域ジオパークなどのつくば市ならではの特徴を活かしつつ、ネイチャーポジティブ（自然再興）を推進し、平地林や農地、公園、庭の緑などを守り、育て、ふれあい、活用する取組が進んでいます。※

### <見直しの背景・理由>

※ 国の「生物多様性国家戦略2023-2030」（2023年閣議決定）において「ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現」を2030年目標としていることを受け、将来像に「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の文言を追記し、文章を修正

# 「基本目標」の将来像の見直し案（3/5）

## 【基本目標3】

### <現行計画>

#### 基本目標3 資源を賢く使う循環型社会に近づく

- 市民や事業者、市が地球の資源の有限性を認識しており、地域で最適な生産・消費が行われることで、資源の浪費はほとんどなくなっています。
- 資源の浪費がなくなるだけでなく、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）という3Rを推進することで、“ごみ”という概念がなくなるくらい資源循環される仕組みができています。

### <見直し案>

#### 基本目標3 資源を賢く使う循環型社会形成を加速する※

- 市民や事業者、市が地球の資源の有限性を認識しており、地域で最適な生産・消費が行われることで、資源の浪費はほとんどなくなっています。
- 資源の浪費がなくなるだけでなく、ごみの発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）という3Rを推進することで、“ごみ”という概念がなくなるくらい資源循環される仕組みができ、循環経済への移行が進んでいます※。

### <見直しの背景・理由>

※ 国の「第五次循環型社会形成推進基本計画」（2024年閣議決定）において、「循環経済への移行」が前面に打ち出されていることを踏まえ、基本目標の「循環型社会に近づく」の表現を「循環型社会形成を加速する」へと修正するとともに、将来像に「循環経済への移行」の文言を追記

# 「基本目標」の将来像の見直し案（4/5）

## 【基本目標4】

### <現行計画>

#### 基本目標4 安心して快適な生活環境で暮らす

- 静かで清潔なまちの中で、清々しい空気、安全な水を享受した、穏やかな暮らしが営まれています。
- 市民や事業者、市が「きれいなまちづくり」を進める取組を協働しながら進めたことで、不法投棄やごみのポイ捨てがなくなり、快適で心地よい生活環境になっています。そして、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害や健康被害を防ぐため、法令に基づく基準が遵守されるとともに、さらなる低減を図る事業者も多くいます。



### <見直し案>

#### 基本目標4 安心して快適な生活環境で質の高い暮らしを送る※

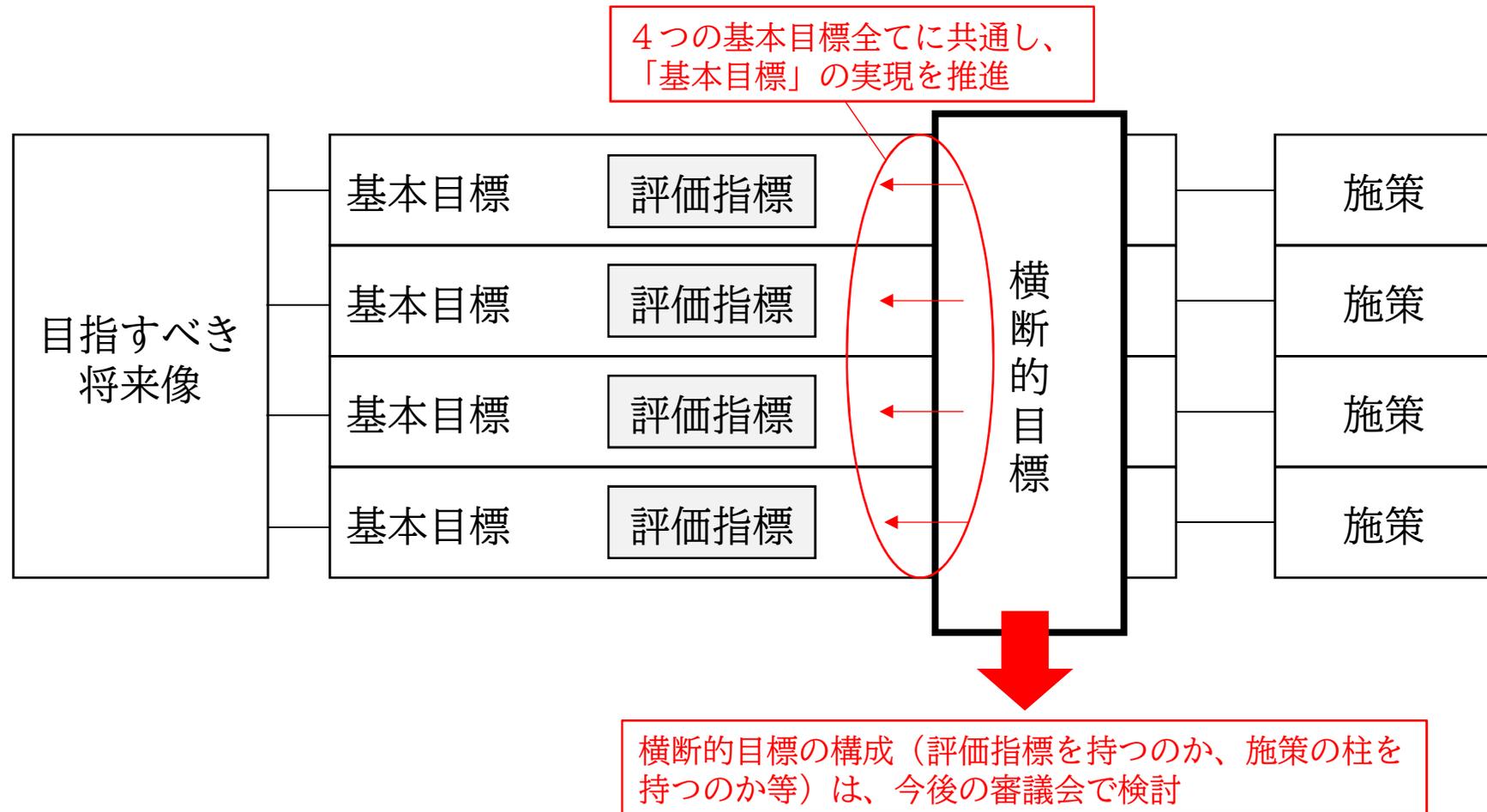
- 静かで清潔なまちの中で、清々しい空気、安全な水を享受した、穏やかな暮らしが営まれています。
- 市民や事業者、市が「きれいなまちづくり」を進める取組を協働しながら進めたことで、不法投棄やごみのポイ捨てがなくなり、快適で心地よい生活環境になっています。そして、大気汚染や水質汚濁、騒音などの公害や健康被害を防ぐため、法令に基づく基準が遵守されるとともに、さらなる低減を図る事業者も多くいます。

### <見直しの背景・理由>

※ 国の第六次環境基本計画における重点戦略のひとつに「ウェルビーイング／高い生活の質を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現」が掲げられており、「暮らす」を「質の高い暮らしを送る」に修正

# 「横断的目標」の役割（5/5）

- 「横断的目標」は4つの基本目標全てに共通し、「基本目標」の実現を推進する役割を持つ。
- 「横断的目標」の構成（評価指標を持つのか、施策の柱を持つのか等）については、今後の審議会で検討する。



これまでの環境審議会でのご意見

■ 「令和6年度 第2回：中間見直し審議会（R7.1）」でいただいたご意見

該当箇所	環境基本計画の見直しに関するご意見	対応状況
将来像／基本目標	<p>全般</p> <p>&lt;No. 1&gt; ○ 基本目標5は、その他の基本目標1から4に比べると、単なる取組なのかなという印象。私の意見としては基本目標5を一回解体して、他の基本目標に入れ込むとか、そのような形が良いのかなと思う。一方で、基本目標5を衣替えするとしたら、「持続的な社会を形成する」とか、何かそのような目標に変えるなど、今の状況だと何を目標にしているのかという、少し曖昧さを感じるところである（河井委員）。</p> <p>&lt;No. 2&gt; ○ 基本目標5というのは、要するに計画の場合には目標と手段を取り違えている。基本目標5はあくまでも手段、方法論。そこを区別すれば、基本目標5は、次の段階、下層の目標になるのかと思う（北浦委員）。</p> <p>&lt;No. 3&gt; ○ 基本目標5の中には、1、2、3に触れる部分もあるし、それでも残る部分というのは4とくっつけるような形で何か見直した案みたいなものを次回検討できればありがたい（松橋委員）。</p>	<p>本審議会の基本目標案作成の参考とさせていただきます。</p>
施策／施策の柱	<p>基本目標1</p> <p>&lt;No. 4&gt; ・ やはり一番大きいところを狙わないと、評価指標(A)温室効果ガス排出量はいつまでも「遅れ」のままになる気がする。是非とも考えていただきたい（木下委員）。</p> <p>&lt;No. 5&gt; ・ 気候市民会議の成果を積極的に取り入れるような建て付けがよいのかと思う（河井委員）。</p> <p>&lt;No. 6&gt; ・ 気候市民会議つくばの提言を実現するためのロードマップとして、70から80ぐらいの実施内容が挙げられている。それが施策などを見直す基礎資料になるのかと思うので、是非やっていただければと思う。その時に温室効果ガスの排出量の削減に効果が大きいものを特にピックアップして選んでいくなど、それから、施策の柱についてもこれが基本でも良いのかなと思うが、必要な部分は組み換えなどをしていただければと思う（松橋委員）。</p>	<p>次回以降の審議会での施策の柱/施策の検討時に参考とさせていただきます。</p>
評価指標	<p>基本目標1</p> <p>&lt;No. 7&gt; ・ 評価指標(A)が全てかなと思う。(B)、(C)はもはや個別指標でしょう。ここを見直しの段階で組み替えていただくのが良いと個人的に思っている（河井委員）。</p> <p>&lt;No. 8&gt; ・ 基本目標の中で、最後に気候変動適応策についても言及があり、適応の観点で指標があってもいいとも思った（河井委員）。</p> <p>&lt;No. 9&gt; ・ 市民の満足度というのは、「満足した」方がよいのか。「もっとできるのではないかと市民が思った方がよいのではないかと（杉田委員）。</p> <p>&lt;No. 10&gt; ・ 指標(A)温室効果ガス排出量について一人当たり直したら良いのではないかと（北浦委員）。</p>	<p>次回以降の審議会での評価指標検討時に参考とさせていただきます。</p>

該当箇所		環境基本計画の見直しに関するご意見	対応状況
評価指標	基本目標 2	<No.11> ・ (指標(B)生物多様性戦略の策定について) やはり作った後のモニタリングがすごく大事なので、モニタリングはやっていかなくてはいけないと思う。モニタリングは、同じレベルでやるのではなくて、松竹梅は色々あると思うので、何か市独自で考え準備をしていただくと非常にありがたい(木下委員)。	次回以降の審議会での評価指標検討時に参考とさせていただきます。
	基本目標 3	<No.12> ・ つくば市の事業系ごみの排出量の場合は資源化した量も含まれるということを、どこかに書いてもらおうと良いのかと思う(河井委員)。	次回以降の審議会の骨子案、素案の作成時に参考とさせていただきます。
		<No.13> ・ 評価指標としても一つ挙げるとしたら最終処分量だと思う(河井委員)。	次回以降の審議会での評価指標検討時に参考とさせていただきます。
		<No.14> ・ (ごみの排出量が) 一人当たりでは減っているという指摘があったが、全国的に見ると同程度の規模の自治体ではまだまだ多い方であり、決して少ない方ではないというデータも出ている。やはりここは少し厳しく見ていった方が良いのではないのかと思う(浅野委員)。	さらなる排出量削減に向けた個別事業の検討の参考とさせていただきます。
		<No.15> ・ 事業系ごみも自分たちの生活に密接に関わっているということ、これは啓発の部分になるのかもしれないが、うまく市民に伝える方法はないのかなと思う。これは環境審議会か、一般廃棄物の審議会か、少し微妙なところではあるが、少し提起しておきたいと思う(浅野委員)。	普及啓発に関する個別事業の検討の参考とさせていただきます。
基本目標 5	<No.16> ・ 評価指標(C)環境スタイルサポーターズ事業所会員のうち取組に参加した事業所数は関係する事業が廃止されたことによりデータ収集はできないということだが、SDGs 関連のところ、環境に配慮した目標で行動しているとか、そういうことを指標に入れることを検討してはどうか(浅野委員)。	次回以降の審議会での評価指標検討時に参考とさせていただきます。	
個別事業 ／取組内容等	全 般	<No.17> ・ 個別事業は何のためにあるのか、施策との紐づけがわからないというか、とりあえずメニューはあるものの本当にそれを一生懸命やったら上位目標に到達、達成するのかというところの整合性が弱いと感じている(河井委員)。	次回以降の見直し審議会での施策の検討の他、個別事業の検討の参考とさせていただきます。
	基本目標 1	<No.18> ・ どれもよい施策だが、一市民としては周知がイマイチなように思う。市民が使わないと意味がないので、周知を強めることが全体の評価に繋がると思った(杉田委員)。	

該当箇所		環境基本計画の見直しに関するご意見	対応状況
個別事業 ／取組内 容等	基本目標 2	<p>&lt;No.19&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「開発に伴う緑地の減少を抑制」は実効性を上げるためには大事だとデータを見ても感じる。その実効性を上げるために、環境アセスメントのようなものが一番有効なのかと思う。そのようなことがないと、質を担保しながら従前よりも、生物多様性、自然の質が悪化しないような開発を担保していくことはなかなかできないと思う。同様に脱炭素に関しても、たくさんエネルギーを使うデータセンターのようなものが立地する時には、例えば「再生可能エネルギーを100%利用する」という条件をつけたり、それをどのように達成していくつもりなのかという計画を出してもらったりするなど、新しい大きな開発に対して何か方法を持っていないと結局、「すごく大きな開発が来てしまい、生物多様性も失われ、炭素もたくさん出してしまったが、成長しているつくば市だから仕方ないですね」となってしまう気がする（松橋委員）。</li> </ul>	<p>次回以降の見直し審議会での施策の検討の他、個別事業の検討の参考とさせていただきます。</p>
アンケート	基本目標 4	<p>&lt;No.20&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価指標でアンケート設問の「水のきれいさ」について、住んでいるエリアによって回答が変わると思う。そこは解析の時にきちんとされた方が良いと思う（木下委員）。</li> </ul>	<p>アンケート分析時の参考とさせていただきます。</p>

■「令和6年度 第2回：中間見直し審議会（R7.1）」以前の審議会でご意見

※「将来像／基本目標」、「アンケート」に関するものを抜粋

（「将来像／基本目標」に関するご意見）

審議会	ご意見	対応状況
令和5年度 環境審議会 (R5.8)	<p>&lt;No.21&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 基本目標が1～5あるが、最終目標は4であり、そのために5があり、5のためには市は適切な情報を市民に提供すべきで、必要な情報としては1、2があり、スタート目標は3ではないか？建付けがブレている気がする。また、抽象的な言葉と具体的な言葉が混在しているので、目標が定めづらい気がする（丸井委員）。</li> </ul>	本審議会の基本目標案作成の参考とさせていただきます。

（「アンケート」に関するご意見）

審議会	ご意見	対応状況
令和6年度 第1回：中間見直し 審議会 (R6.10)	<p>&lt;No.22&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運輸部門、業務部門、あるいは産業部門という事業者の方々に対する意見をもう少し吸い上げて良いのではないかと思う（北浦委員）。</li> </ul>	アンケート設計時の参考とさせていただきます。
	<p>&lt;No.23&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最もウェイトの大きい研究所についてのアンケートもあっても良さそうな気がした（木下委員）。</li> </ul>	
	<p>&lt;No.24&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 快適な生活環境に関して伺っているようであるが、安全の方、例えば上下水道や、有害化学物質などに関する指標は、お考えにならないのか（杉田委員）。</li> </ul>	
	<p>&lt;No.25&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネットで集計までしてくれるサービスがある。それらを利用した方が、迅速に意見を吸い上げられるのではないか（吉野委員）。</li> </ul>	
	<p>&lt;No.26&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以前私のところに来たアンケートを見ると、アンケートに回答する人は40代、50代、30代の順で多く、本当に10代の方、80代の方にきちんとアンケート調査が行き渡っているのかが分からなかった。また見た目のクロス集計をしている、質問項目のところにはバイアスがかかっているストレートにこうですかと聞かないでわざと否定的に聞いているものがあるので、そういったところをもう一度考え直していただければと思う（丸井委員）。</li> </ul>	
	<p>&lt;No.27&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 老人施設にお住まいの方など、アンケートに対する弱者の方々には、施設ごとにアンケート調査をするなど、多様性に合わせた質問の仕方もあるかと思う。そこら辺のところを、バリエーションを含めて聞いていただけるとありがたい（丸井委員）。</li> </ul>	
	<p>&lt;No.28&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ きれいなまちづくり行動計画のアンケート設問と重ならないような設問をお願いしたい（北浦委員）。</li> </ul>	
	<p>&lt;No.29&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケートを出す場合には、アンケートの結果をどう使うかということまで考えた上でアンケートの設問を考えないと、せっかく得た回答が一体何に使えるかわからない状況になりかねないので、ぜひそこはアンケートの設問を検討していただきたい（北浦委員）。</li> </ul>	
	<p>&lt;No.30&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ やはり年配の方はどうしても紙ベースの方が回答しやすいため、基本は紙かなと考える（北浦委員）。</li> </ul>	

## アンケートの目的・設問テーマの設定

## 【前提】

- ・ 過去のアンケート調査は、現計画策定時に市民を対象に実施した。
- ・ つくば市として今後「環境と経済の好循環」を強く推進したいと考えていることから、今回の中間見直しのアンケート調査は、事業者を対象としたアンケートも実施する。

## 【目的】

今回のアンケート調査は、次の4つの目的で実施する。

- ① 過去のアンケート調査の追跡データの取得
- ② 2030年度やその先を見据え、5年後のアンケート調査で比較を行うデータの取得
- ③ 新規施策のエビデンスとなるデータの取得
- ④ 「気候市民会議つくば2023・ロードマップ」掲載事業の推進に必要なデータの取得

○今回の審議会でご議論頂きたいこと

各分野の問題解決に向けた取組（仮説）例について、アイデアやご意見を頂きたい。

目的	各分野の問題認識と問題解決に向けた取組（仮説）例	
	問題認識	問題解決に向けた取組（仮説）例
5年後のアンケート調査での比較	温室効果ガス排出量のボリュームが大きい事業者の排出削減が進んでいない。	事業者は自社の経営戦略に気候変動リスクへの対応の組み込みを行い、その情報を外部に開示する。
新規施策のエビデンス	補助等のインセンティブ付与や自主的取組の促進だけでは、市域の温室効果ガス排出削減が進まない懸念がある。	市内の住宅や建物に対して太陽光パネルの設置を義務付ける。
ロードマップ掲載事業の推進	温室効果ガス排出量のボリュームが大きい事業者の排出削減が進んでいない。	事業者は次世代エネルギー技術を活用する。

※1：上表内に記載の事項は、基本目標1（脱炭素分野）の問題認識と問題解決に向けた取組（仮説）を例示したものである。

※2：本日の審議会を経て、問題解決に向けた取組（仮説）の深掘を行い、ロジックツリー型で設問を設計する。

- 各分野における「新たな潮流等のキーワード」、「問題認識」、「問題解決に向けた取組（仮説）例」を下図に記載している。
- 特に「問題解決に向けた取組（仮説）例」について、「追加すべきものはないか」、「深掘すべきものはないか」等の観点で、アイデアやご意見を頂きたい。

- ★ 2030年度やその先を見据え、5年後のアンケート調査で比較を行うもの
- ★ 新規施策のエビデンスとなるもの
- ★ 「気候市民会議つくば2030・ロードマップ」掲載事業の推進に必要なデータ

## 環境と経済の好循環

- 【新たな潮流等のキーワード】
- グリーン産業、GX
  - サプライチェーンの脱炭素移行
  - カーボンプライシング
  - 新産業創出による地域経済活性化、質の高い雇用創出
  - 市民・事業者の行動変容、ナッジ

### ○基本目標1 低炭素モデル都市を形成して、気候変動に対処する

#### 【新たな潮流等のキーワード】

- 再エネの最大限導入
- エネルギーの効率的利用
- 住宅・建築物の高付加価値化
- エネルギーの地産地消
- スマモビ、MaaS、自動運転
- 地域レジリエンスの向上
- 公共の率先行動

#### 【問題認識】

- 補助等のインセンティブ付与や自主的取組の促進だけでは、温室効果ガス削減が進まない懸念がある。
- 温室効果ガス排出量のボリュームが大きい事業者の排出削減が進んでいない。
- 今後、エネルギー消費が多い新規地事業者の増加による温室効果ガス排出増が予想される。

#### 【問題解決に向けた取組（仮説）例】

- 市内の住宅や建物に対して太陽光パネルの設置を義務付ける。 ★★
- 事業者はゼロカーボン推進部署を設置する。 ★
- 事業者は次世代エネルギー技術を活用する。 ★
- データセンターに対して再生可能エネルギーの利用を義務付ける。 ★
- ...

- 事業者に対してCO<sub>2</sub>排出量に応じた課税を行う（炭素税）。 ★
- 事業者は自社の経営戦略に気候変動リスクへの対応の組み込みを行う。 ★
- 事業者は気候変動リスクへの対応を組み込んだ経営戦略の情報を外部に開示する。 ★

### ○基本目標2 豊かな自然環境・生物多様性を未来へつなぐ

#### 【新たな潮流等のキーワード】

- ネイチャーポジティブ
- 生物多様性の主流化
- 30 by 30
- NbS (Nature based Solutions)
- グリーンインフラ

#### 【問題認識】

- 現計画で評価指標「緑地面積の維持」を目標に掲げているものの、緑地面積が減少している。
- 大規模な開発行為や緑の質の低下による、多様な生き物の生息・生育環境の損失が懸念される。

#### 【問題解決に向けた取組（仮説）例】

- 事業者は自社で保有する緑のCO<sub>2</sub>吸収価値のクレジット化を強化する。 ★
- ...
- ...

- 事業者は自社の経営戦略に生物多様性リスクへの対応の組み込みを行う。 ★
- 事業者は生物多様性リスクへの対応を組み込んだ経営戦略の情報を外部に開示する。 ★

### ○基本目標3 資源を賢く使う循環型社会に近づく

#### 【新たな潮流等のキーワード】

- 食品ロス削減対策
- プラスチック・スマート
- 地域資源のエネルギー利用

#### 【問題認識】

- 事業系ごみ排出量はほぼ横ばいで推移しているものの、減少となっていない。
- 生活系ごみ排出量は減少傾向で推移しているものの、減少ペース加速がみられない。

#### 【問題解決に向けた取組（仮説）例】

- 事業者に対してグリーン購入・環境配慮契約の導入を義務付ける。 ★
- 事業者・市民はカーボンフットプリント表示がなされた製品等の選択を強化する。 ★
- ...

- 市民は物品の稼働率を高める民間サービス（サブスク・シェアリング）の選択を拡大する。 ★
- 市民は物品の利用期限を伸ばす民間サービス（二次流通仲介・リユース）の選択を拡大する。 ★
- 市民は物品の寿命を伸ばす民間サービス（リペア、リメイク）の選択を拡大する。 ★

### ○基本目標4 安心して快適な生活環境で暮らす

#### 【新たな潮流等のキーワード】

- ウェルビーイング
- 有機フッ素化合物PFAS対応

#### 【問題認識】

- 今後、安心して快適な暮らしを脅かすリスクに対し、ステークホルダー間のコミュニケーションが円滑に進まない懸念がある。

#### 【問題解決に向けた取組（仮説）例】

- 事業者・市民はリスク管理について学習し、リスクリテラシーを高める。 ★

- 事業者は環境規制・環境法令改正等の情報のキャッチアップ対応を強化する。 ★

## 用語解説

用語	解説
ウェルビーイング	個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。1946年に採択された世界保健機関（WHO）憲章で登場した言葉で、近年は日本でもウェルビーイングの概念が用いられるようになった。
カーボンニュートラル	CO <sub>2</sub> をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。
カーボンフットプリント	商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量をCO <sub>2</sub> に換算して、商品等に表示する仕組み。
カーボンプライシング	企業などの排出するCO <sub>2</sub> に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法。
サブスク	月額料金等の定額を支払うことにより、契約期間中、商品やサービスの利用が可能となるもの。サブスクリプションの略称。
サプライチェーン	商品の企画・開発から、原材料や部品などの調達、生産、在庫管理、配送、販売、消費までのプロセス全体を指す。
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。防災・減災、自然環境の保全、地域振興等の多様な地域課題の同時解決を図ることができる取組として注目されている。
スマモビ	スムーズで快適な移動の実現を目的とした、交通サービスや事業モデルの総称で、IoT・AI・自動運転といった新技術を活用した交通サービスや、異業種と連携した新たな事業モデルなどが含まれる。スマートモビリティの略称。
ナッジ	行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的にとれるように手助けする政策手法。
ネイチャーポジティブ	自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。2023年3月に閣議決定された「生物多様性国家戦略2023-2030」で、2030年ミッションとして掲げられた。
プラスチック・スマート	世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人・自治体・NGO・企業・研究機関など幅広い主体が連携協働して取組を進めることを後押しするため、環境省が立ち上げたキャンペーンの名称。
レジリエンス	「弾力（性）」「はね返り」「回復力」などを意味する。特に災害レジリエンスは、自然災害や社会的な混乱などの危機的状況に直面した際に、迅速に回復し、元の状態や機能を取り戻す力を指す。
GX	化石エネルギー中心の産業構造・社会構造をクリーンエネルギー中心へ転換すること。Green Transformationの略称。
MaaS	利用者のニーズに合わせて多様な交通手段を一体的に提供するサービスのこと。Mobility as a Serviceの略称。
NbS	社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のため行動。Nature based solutionsの略称。
PFAS	有機フッ素化合物のうち、ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称。
30 by 30	2030年までに陸と海の30%以上の生態系を保全しようとする目標。2022年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」で、2030年グローバルターゲットの1つに盛り込まれた。

## つくば市環境審議会専門部会開催要項（改正案）

## （趣旨）

第1条 この要項は、つくば市環境審議会条例(平成6年つくば市条例第19号)第9条の規定に基づき、第6条で設置する専門部会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## （検討事案）

第2条 専門部会は、つくば市環境審議会（以下「審議会という。」）が付議すべきものとした事案について調査審議する。

## （組織）

第3条 専門部会の委員は、審議会の委員の中から審議会の会長が指名する。

2 審議会の会長は、必要に応じ学識経験を有する者を専門部会の評価委員として指名することができる。

3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会の委員及び専門部会の評価委員（以下「委員等」という。）の互選によって定める。

## （開催）

第4条 専門部会は、専門部会長が招集する。ただし、専門部会長がないときは、審議会の会長が招集する。

2 専門部会長は、専門部会の議長となる。ただし、専門部会長がないときは、予め専門部会長が指名した専門部会の委員等がその職務を代理する。

3 専門部会は、専門部会の委員等の半数以上の委員等が出席しなければ開くことができない。

4 専門部会の議事は、出席した専門部会の委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、専門部会長の決するところによる。

## （開催の特例）

第5条 専門部会長は、検討事案について、特に緊急を要し、専門部会を招集する時間的余裕がないと認めるときは、専門部会の委員等から個別に意見を聴取した上で議事を決することができる。

2 専門部会長は、前項の規定により決した事項について、次に招集する専門部会において報告するものとする。

## （報告）

第6条 専門部会長は、検討事案の調査審議が終了したときは、審議会において報告を行うものとする。ただし、審議会を開催する時間的余裕がないと審議会

の会長が認めるときには、書面による報告に代えることができる。

(廃止)

第7条 専門部会長は、検討事案の調査審議が終了したときは、当該専門部会の廃止を審議会に建議することができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、生活環境部において処理する。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年1月31日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年3月18日から施行する。